

平成28年度予算 補助金支出一覧

1. 補助金支出一覧
2. 新規補助金概要シート
3. 補助金等の見直し

本一覧は、一般会計、準公営企業会計歳出の
〔細節〕補助金、〔細節〕児童生徒就学費補助金、〔細節〕奨学費補助金、
〔細節〕信用保証協会補助金、〔細節〕利子補給金
について掲載している。
なお、公益財団法人は(公財)、一般財団法人は(一財)、公益社団法人は
(公社)、一般社団法人は(一社)、株式会社は(株)、社会福祉法人は(社福)、
独立行政法人は(独)、大学法人は(大)と表記している。

大阪市

1. 補助金支出一覧(平成28年度予算)

(一般会計)

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

番号	所 管	支出名称	支出先	28年度当初	27年度当初	交付目的	事業の概要	事業開始年度	終期又は 次回検証 年度
1	危機管理室 危機管理課	大規模地下空間浸水対策事業費助成金	大阪駅周辺地区の地下街もしくは地下街に接続するビル等の所有者または管理者	4,000,000	10,000,000	大規模な浸水実績がある大阪駅周辺地区において、内水氾濫に対する地下空間の浸水対策を促進するため、地下街や接続ビルの出入口に止水板を設置する施設管理者に対して補助を行うことにより、大規模地下空間の水害時の安全性の確保を図る	大阪駅周辺地区において内水氾濫によって浸水のおそれがある出入口に止水板を設置する地下街や接続ビルの管理者に対して、止水板設置工事に要する経費の2/3を補助する(補助上限:200万円/1ヵ所)	H27	H28
2	経済戦略局 総務部総務課	公立大学法人大阪市立大学施設整備費補助金	(大)大阪市立大学	943,391,000	551,840,000	安定的かつ市政に貢献する大学運営に資するため、地方独立行政法人法第27条第1項の規定により法人が定める年度計画に基づく大阪市立大学の施設整備にかかる事業を実施する公立大学法人大阪市立大学に対して補助を行うことにより、大阪市立大学における教育・研究・地域貢献活動の推進を図る	大阪市立大学の施設整備にかかる事業を実施する公立大学法人大阪市立大学に対して、当該事業の実施に要する経費(工事費等)の10/10に相当する額を上限として補助する	H21	H30
3	経済戦略局 文化部文化課	芸術活動振興事業助成金	芸術活動を行う団体または個人	63,000,000	63,000,000	芸術活動の水準向上と発展を図るとともに市民の文化・芸術の振興を図るため、文化の向上と文化的創造に寄与すると認められる芸術活動を行う団体または個人に対して補助を行うことにより市民に芸術にふれる機会を提供する	文化の向上と文化的創造に寄与すると認められる芸術活動を行う団体または個人に対し、芸術活動に要する会場費等の経費の一部を補助する 【一般助成】 補助率:助成対象経費の1/2以内、補助上限:20万円 【特別助成】 補助率:助成対象経費の1/2以内、補助上限:400万円 ①都市魅力特別助成 大阪の都市魅力創造・向上・発信に資することが期待される芸術活動に対し助成 ②大阪文化力向上特別助成 大阪の文化力向上・発信に資することが期待される芸術活動に対し助成 ③上方古典芸能特別助成 上方古典芸能を広く発信することが期待される芸術活動に対し助成 ※②・③については、市民または市内に主たる事業所をもつ団体のみ申請可能	H4	H29
4	経済戦略局 文化部文化課	芸術・文化団体サポート事業助成金	芸術文化活動を行う団体	9,500,000	4,750,000	ふるさと寄附金制度を活用し、寄附者があらかじめ登録された芸術・文化団体を選んで本市へ寄附を行い、その寄附金を財源として当該団体に補助を実施することにより、寄附文化の醸成を図るとともに芸術・文化団体の活動促進を図り、民間の力を最大限に生かす「文化自由都市、大阪」をめざす	あらかじめ募集・登録された市内を拠点として活動する公益社団・公益財団法人、認定NPO法人、認証NPO法人などの芸術・文化団体の活動に対して、寄附金を募集し、その寄附金の範囲内で当該団体の活動に要する事業費・管理費等の経費を補助する	H27	H29
5	経済戦略局 スポーツ部 スポーツ課	競技力向上事業補助金	競技力向上の取り組みを行う団体・事業者	19,308,000	11,350,000	国際的又は全国的規模のスポーツ競技大会の開催を目指し、本市のスポーツに関する競技水準の向上及び大会運営を担う審判員などの人材育成に資する事業並びに第32回オリンピック競技大会に向けた気運の醸成を目指し、トップアスリートを育成する事業に対して補助を行う	本市競技施設などを活用し、競技大会の開催等、総合的に競技力の向上を図る事業に対し、事業費の50%以内かつ団体種目・オリンピック種目については上限550千円、その他の種目については225千円を上限に補助を行う。またトップアスリートを育成する事業については、事業費の50%以内かつ3,000千円を上限に補助する	H24	H29
6	経済戦略局 立地推進部 立地推進担当	企業等立地促進助成金	進出企業等	242,000,000	242,000,000	環境・エネルギー産業や医療・健康分野など重点産業分野における有望企業の国内外からの誘致を推進するとともに、在阪企業等の市内再投資を促進するため、市内に新たな事業所を開設する企業等に対して補助を行うことにより、大阪経済の活性化と雇用の促進を図る	市内に新たな事業所を建設して開設する重点産業分野の企業等に対して、開設に要する建設費等の一部を補助する ※新規受付は平成23年度で停止 【大型特例】重点産業分野の中でも特に成長が見込まれる産業分野で大規模先端工場を「産業集積促進地域」(住之江区平林北地区)に建設して開設する場合に、建設等にかかる経費の一部を大阪府と協調して助成する(補助率:5%、補助上限:30億円)	H16	H29
7	経済戦略局 立地推進部 イノベーション 担当	イノベーション創出支援補助金	イノベーション促進につながる研究・技術シーズをもとに実証実験など実用化に向けた取組みを行っている大学	13,000,000	13,000,000	大学の保有する研究・技術シーズをもとにした、実証実験など実用化に向けた取組みを行う大学に対して、補助を行うことにより、本市の経済成長及びイノベーション創出に寄与することを目的とする	大学が有する優れた研究・技術シーズを対象とし、実証実験など実用化に向けた取組みを行う大学に対して、研究開発に要する材料費等の経費を1/2以内で補助する(補助上限:200万円)	H23	H29

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

番号	所 管	支出名称	支出先	28年度当初	27年度当初	交付目的	事業の概要	事業開始年度	終期又は次回検証年度
8	経済戦略局 立地推進部 国際担当	姉妹都市交流推進事業 補助金	国際交流団体、NPO 法人、市民ボランティ ア団体等	2,800,000	2,800,000	本市がこれまで培ってきた姉妹都市ネットワークにおける友好関係維持及び活用のため、姉妹都市交流事業を実施する国際交流団体・NPO法人・市民ボランティア団体等に対して補助を行うことにより、姉妹都市との交流を広く市民と共有し、市民の自主的・自発的な交流の促進を図る	姉妹都市交流事業を実施する国際交流団体・NPO法人・市民ボランティア団体等に対して、事業に要する旅費交通費、会場使用料及び筆耕翻訳料等の経費を1/2以内で補助する(補助対象者・補助上限) ①ステップアップ枠 補助上限:100万円 姉妹都市交流事業を開始して3年超の団体 ②スタートアップ枠 補助上限:10万円 姉妹都市交流事業を開始して3年以内の団体	H24	H29
9	経済戦略局 立地推進部 国際担当	A T C 公共的空間整備 事業補助金	アジア太平洋トレード センター(株)	14,206,000	16,075,000	市民の憩いの場として利用されるオズパーク(海浜公園)の公共性及びコスモスクエア地区への集客力向上のため、施設を管理運営する事業者に対して補助を行うことにより、公共の福祉の増進及び地域経済の活性化を図る	オズパーク(海浜公園)を管理運営する事業者に対して、施設管理運営に要する警備費、清掃費等及び修繕費等の経費を1/2以内で補助する	H6	H30
10	経済戦略局 立地推進部 国際担当	新規展示会誘致補助金	展示会主催者	20,000,000	0	事業の拡大に向け果敢に挑戦する中小企業に、より多くの商談機会の場を提供するため、大阪市内で今後の継続が期待される、企業によるビジネスを目的とした新たな展示会を開催する主催者に対して補助を実施することにより、大阪経済の活性化をめざす	展示会※の初回開催に要する施設使用料の1/2を補助する(補助上限:1,000万円) ※展示会は、企業によるビジネスを目的に新たに開催するもので、会期3日間以上、施設使用面積延べ3万㎡以上及び3回以上の開催を予定しているもの(国または地方公共団体が主催するものを除く)	H28	H30
11	経済戦略局 産業振興部 地域産業課	商店街等活性化支援事 業補助金	市内商店街・小売市場 等	12,942,000	15,721,000	社会的・公共的役割を果たすとともに新たな魅力づくりのため、中長期的な視点により知恵と工夫を活かして活性化に向けた活動を実施する商店街等に対して補助を行うことにより、地域経済の振興発展を図る	活性化に向けて取り組む各種事業を実施する市内商店街または小売市場等に対して、事業に要する広告宣伝費等の経費の一部を補助する(補助対象事業・補助基準) 基本事業 補助率:1/3以内、補助上限:100万円	H19	H30
12	経済戦略局 産業振興部 地域産業課	商店街共同施設等整備 支援事業補助金	市内商店街・小売市場 等	25,890,000	25,890,000	社会的・公共的役割を果たすとともに新たな魅力づくりのため、中長期的な視点により知恵と工夫を活かして施設等の整備を実施する商店街等に対して補助を行うことにより、地域経済の振興発展を図る	活性化に向けて施設等の整備を実施する市内商店街または小売市場等に対して、事業に要する工事代金等の経費の一部を補助する(補助対象事業・補助基準) ・アーケード、街路灯等の新規、補修事業 (新規)補助率:1/4以内、補助上限:1,000万円※ ※商店街コミュニティ施設及び小売市場設備は上限500万円(補修)補助率:1/5以内、補助上限:500万円※ ※商店街コミュニティ施設及び小売市場設備は上限250万円 ・オープンモール化 補助率:1/2以内、補助上限:2,000万円	H5	H30
13	経済戦略局 産業振興部 地域産業課	水源対策事業補助金	農業団体等	2,925,000	3,200,000	生産緑地地区内農地において安定的に農業用水を確保するため、農業用井戸施設の新設または改良事業を実施する農業他団体等に対して補助を行うことにより、貴重な自然・緑地空間として、生産機能だけでなく、環境保全や防災などの多面的な役割を担う農地の保全を図る	生産緑地地区内農地において農業用井戸及びこれに付属する施設の新設または改良事業を実施する農業団体等に対して事業に要する工事代金等の経費の1/2以内を補助する(補助上限:130万円)	S33	H30
14	経済戦略局 産業振興部 企業支援課	大阪市中小企業制度融 資代位弁済補助金	大阪信用保証協会	940,000,000	1,497,000,000	大阪市中小企業制度融資の実施による信用保証協会の負担軽減のため、大阪信用保証協会に対して補助を実施することにより、市内中小企業の資金調達の円滑化を図り、その振興・発展をもって大阪経済の活性化に資する	大阪市中小企業制度融資にかかる代位弁済を行った大阪信用保証協会に対して、代位弁済額を85～100%((株)日本政策金融公庫の保険金(代位弁済額の約70～90%)相当額を予め差し引いた額)の範囲内で補助する	S17	H29
15	総務局 行政部総務課	北方領土返還運動推進 大阪府民会議補助金	北方領土返還運動推進 大阪府民会議	180,000	180,000	北方領土返還実現を目指し、その府民運動に寄与するための活動の推進を図るため、北方領土返還に関する各種広報、啓発活動等を実施する北方領土返還運動推進大阪府民会議に対して補助を実施することにより、北方領土返還運動の推進を図る	北方領土返還運動推進大阪府民会議が北方領土返還運動推進のために行う広報・啓発活動に要する啓発物品等の経費について、当該経費の1/2を上限として補助する	S57	H30
16	総務局 行政部行政課	弁護士報酬等補助金	職員	560,000	560,000	職務に関連する職員個人を被告とする訴訟において、弁護士報酬の費用を本市が負担するため、当該職員に対して補助を実施することにより、職員が職務に専念できる環境を整え、もって本市の事務事業の円滑な執行及び推進を図る	職務に関連する職員個人を被告とする訴訟に勝訴した職員に対して、必要性が認められる場合に、当該訴訟に要する弁護士報酬等を補助する	H27	H29

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

番号	所 管	支出名称	支出先	28年度当初	27年度当初	交付目的	事業の概要	事業 開始年度	終期又は 次回検証 年度
17	市民局 総務部総務課	地域集会施設改修整備 補助金	地域住民団体	13,200,000	8,800,000	おおむね小学校区の地域住民団体により管理運営される地域 集会施設の老朽化等によって行う改修・補修、又は整備工 事、若しくは耐震改修工事に要する経費を補助することによ り、地域活動拠点としての継続利用を図る	地域住民団体により管理運営される地域集会施設の改修に要 する経費の一部を補助する ・補助対象事業 (1)老朽化対策等改修工事 雨漏り関連工事、空調関連工事など (2)耐震改修工事 基礎や壁の補強など(耐震診断、設計費は除く) ・補助率:1/2(補助上限:110万円)	H2	H28
18	市民局 ダイバーシティ 推進室 雇用・勤労施策課	就職困難者等の就職に 向けた支援が必要な人 に対する就業支援事業 補助金	就職に向けた支援が必要 な人に対する就業支 援に理解のある企業・ 事業所を相当数以上会 員等とする団体	2,443,000	2,680,000	就職に向けた支援が必要な人が雇用・就労に結びつきにくい 状況の中で、本市施策を補完するものとして、就職に向けた 支援が必要な人の安定的な雇用の確保を図るため実施する事 業に対して補助する	就職に向けた支援が必要な人の安定的な雇用の確保を図るた め実施する対象事業に対して補助 ・補助対象事業 (1)人材開発・養成事業 (2)就職マッチング事業 (3)情報発信・研究開発事業 ・補助率:1/2	H14	H29
19	市民局 区政支援室 市民活動支援担当	市民活動推進事業補助 金	市民活動団体	3,500,000	3,500,000	市民活動を実施する市民活動団体に対して補助を行うことに より、団体の活動促進とともに、市民の寄附を通じた社会参 加を促進し、自立的な市民活動の推進を図る	区政推進基金を活用し、大阪市市民活動推進事業団体登録要 綱に基づきあらかじめ登録された市民活動団体の公益的な活 動に対し補助する ・補助対象事業 特定非営利活動促進法における活動分野で、補助対象団体 が行う公益的な事業として市長が認定した事業 ・補助率:1/2	H19	H30
20	市民局 区政支援室 市民活動支援担当	大阪市保護司会連絡協 議会(犯罪予防活動事 業)補助金	大阪市保護司会連絡協 議会	450,000	522,000	保護司会による犯罪予防活動の推進強化にかかる事業に対し 補助を行うことにより、安全なまちづくりの促進に寄与する ことを目的とする	保護司会が実施する街頭での一斉行動など犯罪予防活動事業 について補助を行う ・補助対象事業 防犯・暴力追放運動の支援事業 ・補助率:1/2	H20	H30
21	市民局 区政支援室 市民活動支援担当	大阪府防犯協会連合会 に対する補助金	(公社)大阪府防犯協会 連合会	2,500,000	3,000,000	大阪市内における防犯意識の高揚を図るために連合会が実施 する地域安全運動等の事業に対し補助を行うことにより、安 全で安心して暮らせるまちづくりを促進する	(公社)大阪府防犯協会連合会の実施する対象事業について、 補助を行う ・補助対象事業 「地域安全活動」事業 ・補助率:1/2	S30	H29
22	都市計画局 計画部 都市計画課	エリアマネジメント活 動推進事業補助金	本市が認定する事業計 画に基づき都市利便増 進施設の整備等を行う 都市再生推進法人	34,897,000	28,188,000	市民等の発意と創意工夫を活かした質の高い公共空間の創出 及び維持発展を促進するため、本市が認定する事業計画に基 づき都市利便増進施設の整備等を行う都市再生推進法人に対 して補助を行うことにより、都市の魅力の向上を図ることを 目的とする	大阪市エリアマネジメント活動促進条例に基づき本市が認定 した事業計画に基づき実施する都市利便増進施設の一体的な 整備または管理事業を行う都市再生推進法人に対して、施設 の整備または管理に必要な歩道空間維持管理業務等の経費に ついて全額補助する(補助上限:認定年度計画の認定額)	H27	H29
23	都市計画局 計画部 交通政策課	鉄道安全性向上事業費 補助金(鉄道における 南海トラフ地震対策促 進事業)	耐震補強事業を行う鉄 道事業者または軌道経 営者(J Rを除く)	81,834,000	12,334,000	鉄道施設の耐震補強事業を行う鉄道事業者または軌道経営者 (J Rを除く)に対し、事業に要する経費の一部を本市が補助 することにより、新たに対象となった民間鉄道施設(高架橋・ 橋りょう等)の耐震補強対策を促進し、もって、鉄道利用者や 高架下の歩行者などの市民生活の安全・安心の確保を図るこ とを目的とする	今後発生が予測される大規模地震に備え、高架橋・橋梁等の 民間鉄道施設について、国の耐震基準に基づき耐震補強の緊 急実施を図る事業に対して、耐震補強に要した本工事、付帯 工事費について、国等と協調し補助金1/6以内を交付する	H27	H29
24	都市計画局 計画部 交通政策課	鉄道安全性向上事業費 補助金(地下駅におけ る浸水対策促進事業)	浸水対策事業を行う鉄 道事業者または軌道経 営者(J Rを除く)	32,500,000	10,000,000	地下駅の浸水対策事業を行う鉄道事業者(J Rを除く)に対 し、事業に要する経費の一部を本市が補助することにより、 民間鉄道の地下駅の浸水対策を促進し、もって、市民の安全 ・安心の確保を図ることを目的とする	大阪市地域防災計画に定めるハザードマップを踏まえ、浸水 防止対策が必要な地下駅において、浸水対策の実施を図る事 業に対して、浸水対策に要した本工事、付帯工事費について、 国等と協調し補助金1/6以内を交付する	H27	H29
25	都市計画局 計画部 交通政策課	大阪外環状線整備事業 費補助金	大阪外環状鉄道(株)	439,520,000	287,000,000	大阪外環状鉄道(株)が行う大阪外環状線整備事業にかかる経 費に対し、補助金を交付し、大阪外環状線の整備を促進する ことを目的とする	大阪外環状線の整備事業にかかる土木、線路設備、開業設 備、用地費(補助対象事業費)に対して、国の幹線鉄道等活性 化事業費補助制度(12.96%)に基づき、国等と協調し補助金 (本市負担率:41%)を交付する(補助額:補助対象事業費× 12.96%×41%)	H8	H30

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

番号	所 管	支出名称	支出先	28年度当初	27年度当初	交付目的	事業の概要	事業開始年度	終期又は次回検証年度
26	都市計画局 計画部 交通政策課	バスネットワーク維持 改善補助金	補助対象路線を運行する バス事業者	601,673,000	607,062,000	市域内の公共交通ネットワークに欠かせない市域内バス路線のうち、事業者による相応の経営努力をもってしてもその維持が困難な路線を運行するバス事業者に対し、その運行の維持に必要な経費の一部を補助することにより、市域内の公共交通ネットワークの安定的かつ継続的な維持及び充実を図り、良好な生活環境及び活発な都市活動を支える都市交通基盤の確立に寄与することを目的とする	標準的な乗合バス事業者による相応の経営努力をもってしても採算性の確保が困難であるが、市域内の公共交通ネットワークの形成に欠かせない乗合バス路線であって、一定の需要があるなどの認定要件を満たす運行系統(地域サービス路線)を運行するバス事業者に対して、京阪神ブロック民営標準原価を基に算定した当該系統の運行にかかる経常経費(一部事業者の経費を含む)の総額から、経常収益の総額を差し引いた収支差の全額(補助率:収支差100%)を補助する	H26	H30
27	都市計画局 計画部 交通政策課	鉄道安全性向上事業費 補助金(鉄道駅耐震補 強事業費補助金)	耐震補強事業を行う鉄 道事業者または軌道経 営者(J Rを除く)	0	70,750,000	鉄道駅耐震補強事業を行う鉄道事業者または軌道経営者(J Rを除く)に対し、事業に要する経費の一部を本市が補助することにより、主要な鉄道駅の耐震補強の促進を図ることを目的とする	今後発生が予測される大規模地震に備え、緊急人員輸送の拠点等の機能を有する主要な鉄道駅について、耐震補強の緊急実施を行う鉄道事業者または軌道経営者(J Rを除く)が行う耐震補強に要した本工事、付帯工事費に対して、国等と協調し補助金1/6以内を交付する	H19	H27
28	都市計画局 開発調整部 開発計画課	大阪シティエアターミ ナル内公的施設管理運 営補助金	(株)湊町開発センター	366,895,000	372,401,000	(株)湊町開発センター(MDC)が管理運営を行う大阪シティエアターミナル(O C A T)内に設置された公的施設のうち、特に非収益性・低収益性を有する「バスターミナル」及び「公共通路」の管理運営及び公共施設の機能を維持するために必要な費用に関し、MDCに対して補助金を交付することで、O C A Tの公的機能を維持することを目的とする	「バスターミナル」及び「公共通路」の公的施設の管理運営及び公共施設の機能を維持する事業に要する経費に関して、管理運営費とバスターミナルの収入等の差額分及び公共機能維持経費に対して100%補助金を交付する	H10	H30
29	都市計画局 開発調整部 開発計画課	大阪ドーム公的施設管 理運営補助金	(株)大阪シティドーム	38,387,000	38,387,000	(株)大阪シティドームが行う大阪ドーム外周に設置された公的施設の管理運営にかかる経費に関し補助金を交付することにより、大阪ドームの公的機能を維持することを目的とする	公的施設であるドーム外周デッキの施設管理運営事業にかかる維持管理費等に対して100%(上限:38,387千円)補助金を交付する	H13	H30
30	都市計画局 開発調整部 開発計画課	大阪への集客に寄与する 大阪ドーム施設利用 補助金	(株)大阪シティドーム	85,799,000	85,799,000	(株)大阪シティドームへの補助金交付を通じてドーム使用料を減額することにより、ドームの特性を活かしたM I C Eの開催を促進し、大阪の集客魅力を向上することを目的とする	京セラドーム大阪における一定規模以上の集客効果を有するM I C Eを対象に、以下のとおり施設利用に対して補助金を交付する ・個々の補助対象事業について、徴収した使用料と正規使用料との差額の1/2と正規使用料の1/3の低い方とする ・閑散期(1月1日～2月末)における開催や初開催、1万人以上の参加者での開催については、徴収した使用料と正規使用料との差額の1/2まで増額可能な割増制度を設ける	H13	H29
31	都市計画局 開発調整部 開発誘導課	まちづくり活動支援制 度に基づく助成金	大阪市が認定したまち づくり推進団体	1,750,000	1,450,000	地域の実情に応じた住み良いまちづくりを市民と市が協力して推進するにあたり、住民等による自発的なまちづくり活動を支援することを目的とする	本市が認定したまちづくり推進団体に対し、活動に必要な経費の1/2以内(補助上限:30万円)を5年間補助し、また、まちづくり構想策定年度(1回限り)は構想印刷配布経費の1/2以内(補助上限:20万円)を補助する	H9	H29
32	都市計画局 開発調整部 開発誘導課	鉄道駅舎可動式ホーム 柵等設置補助金	鉄道駅舎に可動式ホーム 柵を整備する鉄道事 業者	60,000,000	32,390,000	鉄道駅舎における可動式ホーム柵等の整備を促進し、鉄道駅利用者のプラットホームからの転落等を防ぎ安全を確保することを目的とする	1日あたりの平均的な利用者が10万人以上の駅において、プラットホームからの転落を防ぐため可動式ホーム柵等の整備事業のうち対象経費の1/6もしくは2500万円/線のいずれか低い方の額を上限として補助する	H22	H28
33	都市計画局 開発調整部 開発誘導課	御堂筋沿道にぎわい空間 創出支援補助金	御堂筋沿道において一定 の条件を満たすにぎ わい空間創出事業を行 う者	8,750,000	13,750,000	地区計画や御堂筋デザインガイドライン(御堂筋本町北地区及び御堂筋本町南地区)と連動し、建替え予定のない既存建築物を対象に、土地及び建築物の所有者またはそれらの承諾を得た者からのにぎわい創出に資する先導的な事業に対して、御堂筋に面する低層部の外観・外構の改修やオープンスペース等におけるにぎわい活動にかかる費用の一部を補助することにより、御堂筋沿道でのクオリティの高いにぎわい空間の形成を図ることを目的とする	建替え予定のない既存建築物を対象に、エリアの特性と調和するようなデザイン性の高い優れたものに対して、費用の一部に補助金を交付する ・低層部の外観・外構の改修 (新たににぎわい施設を1階に導入するもの) 補助率1/2かつ補助上限500万円/件 (その他の改修) 補助率1/2かつ補助上限350万円/件 ・オープンスペース等におけるにぎわい活動 補助率1/2かつ上限150万円/件	H26	H28

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

番号	所 管	支出名称	支出先	28年度当初	27年度当初	交付目的	事業の概要	事業 開始年度	終期又は 次回検証 年度
34	都市計画局 建築指導部 監察課	民間建築物吹付けアス ベスト除去等補助金	一定の要件を満たす吹 付けアスベストの除去 等を行う者	5,900,000	3,513,000	既存建築物に対し、所有者等がアスベスト含有調査・対策を 実施する場合に要する費用の一部を補助することにより、ア スベストによる健康被害に対する市民の不安を解消し、市民 の安全・安心を確保することを目的とする	大阪市内の既存建築物にある露出した吹付けアスベストの含 有調査や除去工事等の事業に対して、一定要件を満たせばそ の費用の一部に補助金を交付する(含有調査:対象費用全額か つ上限金額25万円(1試料あたりの上限は10万円)対策工事:対 象費用の1/3かつ戸建住宅は上限金額20万円、分譲共同住宅及 び一般建築物は上限金額100万円)	H18	H30
35	福祉局 総務部総務課	保護司研修事業補助金	大阪市保護司会連絡協 議会	800,000	800,000	大阪市内の保護司による犯罪者(刑事施設出所者等)への適切 な更生保護の取り組みの推進・強化を図るために、必要な社 会福祉等への理解を深めるための研修の充実を図り、地域の 福祉に貢献することを目的とする	大阪市保護司会連絡協議会が主催する研修事業に対し、福祉 施策研修及び更生施設等、現場における研修に要する経費の うち、講師謝礼、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、筆耕 翻訳料、会場借上料、バス等借上料の1/2を交付する	H20	H28
36	福祉局 総務部総務課	大阪沖縄戦没者慰霊塔 「なにわの塔」参拝事業 補助金	(一財)大阪府遺族連合 会	614,000	289,000	過去の大戦で最大の激戦地となった沖縄県糸満市に建立され た「なにわの塔」で追悼式を開催する(一財)大阪府遺族連合会 に対し、「なにわの塔」参拝事業への補助を実施すること で、沖縄及び南方諸地域における戦没者を追悼することを目 的とする	(一財)大阪府遺族連合会が行う大阪沖縄戦没者慰霊塔「なにわ の塔」参拝事業のうち、追悼式での祭壇及び式典会場設営費、 設備運搬費、石碑等維持管理及び補修費、参拝者の移送費、 参拝費及び損害保険料の1/2を交付する	S40	H30
37	福祉局 総務部総務課	民間社会福祉施設整備 資金借入金利子補助金 (老人福祉施設・知的 障害者援護施設)	社会福祉法人等	656,000	1,828,000	社会福祉法人等が(独)福祉医療機構から借り入れた整備資金 に対する利子の一部を補助することにより、民間社会福祉施 設の振興を図る	社会福祉法人等が社会福祉施設の整備にあたり、(独)福祉医 療機構から借り入れた資金に対する利子のうち、2%を超える 部分を補助する ※平成16年度から新規の申請受付を停止	S47	H30
38	福祉局 生活福祉部 地域福祉課	あんしんさぼーと事業 (日常生活自立支援事 業)補助金	(社福)大阪市社会福祉 協議会	517,603,000	509,791,000	判断能力が不十分な方が地域で安心して生活を送れるよう日 常生活の支援及び権利侵害や財産管理等の権利擁護に関する 相談に応じるため、(社福)大阪市社会福祉協議会が行うあん しんさぼーと事業(日常生活自立支援事業)に対して補助を実 施することにより、市民の権利を擁護することを目的とする	あんしんさぼーと事業(日常生活自立支援事業)を実施する(社 福)大阪市社会福祉協議会に対して、福祉サービスなどの利用 支援や金銭管理サービス、通帳・証書類の預かりサービス等 に要する経費を補助する	H9	H28
39	福祉局 生活福祉部 自立支援課	大阪社会医療センター 無料低額診療等事業補 助金	(社福)大阪社会医療セ ンター	236,729,000	236,754,000	無料低額診療等事業を実施する(社福)大阪社会医療センター に対して事業補助を実施することにより、あいりん地域にお ける医療の確保と健康・衛生の維持向上を図る	あいりん地域の特性にあわせた医療の継続的安定確保を図る ため、(社福)大阪社会医療センターが実施する無料低額診療 等事業に要する経費(救急医療に要する経費のうち夜間診療経 費、年末年始診療経費及び休日急病診療経費、保健衛生生活 に要する経費のうち生活相談員給与費、あいりんの特性等に 要する経費のうち非常勤医師報酬費、診療費減免費及び警備 委託費)に対して補助する	S45	H28
40	福祉局 生活福祉部 保護課	要保護世帯向け不動産 担保型生活資金貸付事 業補助金	(社福)大阪府社会福祉 協議会	81,174,000	64,103,000	一定の居住用不動産を有し、将来にわたり現住居に住み続け ることを希望する要保護の高齢者世帯に対し、当該不動産を 担保として生活資金の貸付を行うことにより、その世帯の自 立を支援し、併せて生活保護の適正化を図ることを目的とし た要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付事業を行なう、 (社福)大阪府社会福祉協議会に対し、その貸付金の原資を補 助することで事業の安定した運営を図る	(社福)大阪府社会福祉協議会が実施する、要保護世帯向け不 動産担保型生活資金貸付事業に対し市域分の貸付原資の10/10 を補助する	H19	H28
41	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課	身体障がい者自動車改 造費補助金	身体障がい者	1,000,000	1,000,000	身体障がい者が就労等に伴い、自ら運転する自動車の改造に 要する経費を補助し、自立と社会参加の促進を図る	重度の upper、下肢または体幹機能障がい者が自動車を改造す る経費の1/2以内の額を補助する(補助上限:10万円)	S50	H30
42	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課	障がい者福祉バス借上 補助金	各障がい者団体	2,730,000	2,987,000	障がい者団体が研修等を実施する場合、その事業に使用する バス借上げにかかる費用の一部の助成を行うことにより福祉 の増進を図る	障がい者団体が研修等を実施する場合、その事業に使用する バス借上げ料の1/2以内の補助を行う (補助上限:上限1台につき51,500円)	S48	H28

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

							(単位:円)		
番号	所 管	支出名称	支出先	28年度当初	27年度当初	交付目的	事業の概要	事業 開始年度	終期又は 次回検証 年度
43	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課	障がい者職業能力開発 訓練施設運営助成	(社福)大阪市障害者福 祉・スポーツ協会	55,199,000	55,199,000	一般企業への就労が困難な障がい者手帳所持者(3障がい)に対して、企業就労に必要な知識や技能を指導するとともに、就労に向けた実習を行い、職業自立を支援することを目的として、(社福)大阪市障害者福祉・スポーツ協会が運営する職業リハビリテーションセンター等において、同法人が実施する障がい者能力開発訓練経費を補助する	障がい者職業能力開発訓練事業を実施する(社福)大阪市障害者福祉・スポーツ協会に対して、国が障害者能力開発助成金でもって補助する部分を除く部分について、補助を行う 補助対象経費は、指導員、講師及び教務職員の謝礼金等費用、施設等の賃借による設置・整備に要する費用、教材に要する費用、指導員の研修に要する費用等とし、国助成金の対象と認められた費用の1/4(パソコンリース料は1/2)を補助する (参考) ・国:障害者能力開発助成金 補助率:運営費の3/4 補助上限額:訓練生1人当たり16万円	S60	H28
44	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課	点字図書館運営補助金 (情報文化センター)	(社福)日本ライトハウ ス	65,490,000	66,456,000	(社福)日本ライトハウスが設置する点字図書館の運営に要する経費の一部を補助し、円滑な運営を図る	(社福)日本ライトハウスが設置する点字図書館運営事業経費のうち一般事務費、施設機能強化推進費、情報化対応特別管理費、民間施設給与等改善費について、国庫算定基準により算出した運営費を上限とした1/2を補助する	S42	H28
45	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課	民間社会福祉施設等償 還金補助金(障がい者 (児)施設)	社会福祉法人	75,366,000	97,803,000	社会福祉法人が社会福祉施設等の新築、改築または増築に要した費用にかかる借入金の元金及び利子の償還に要する経費を補助することにより、民間社会福祉施設の入所者等の処遇の維持・向上及び経営の安定化の促進を図る	(独)福祉医療機構から貸し付けを受けた福祉貸付資金(建築資金、設備整備資金に限る)について、当該年度において償還する元金及び利子の10/10を補助する	S61	H30
46	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課	障がい者グループホーム 整備助成	障がい者グループホーム を整備する法人	151,641,000	113,253,000	障がい者の日常生活における援助及び介護を行う障がい者グループホームの整備及び設備整備にかかる経費の一部を助成することにより、障がい者の自立を促進し、その福祉の向上を図ることを目的とする	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく共同生活援助事業として指定を受けることができる法人に対し、グループホームの新規設置の際の賃借、購入、新築、住宅改造及び設備購入にかかる経費の一部を助成(補助率)事業費の3/4以内 (補助上限) 新築21,470千円、購入6,600千円、賃借1,000千円、改造1,290千円、設備整備500千円、スプリングラー18,600円(1㎡あたり)を上限	H1	H29
47	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課	重症心身障がい者通所 用バス運行費補助金	(社福)四天王寺福祉事 業団	11,718,000	11,718,000	市内全域の重症心身障がい者を対象とした生活介護事業を運営する法人に対し、送迎にかかるバス運行経費の一部を助成することにより施設における支援体制の安定化を図るとともに、重症心身障がい者の施設への通所手段の確保及び社会参加の促進を図る	市内全域の重症心身障がい者を対象とした生活介護事業を運営する法人に対し、送迎にかかるバス運行経費の1/2(補助上限1,260万円)を助成する	H8	H29
48	福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課	寝具洗濯乾燥消毒サー ビス事業補助金	大阪市内に所在する社 会福祉法人等	5,302,000	5,302,000	市内に住所を有し、加齢その他の事由により寝具(掛布団、敷布団及び毛布に限る)の衛生管理が困難な高齢者を対象として、水洗いによる寝具の洗濯乾燥消毒サービス事業を行う事業者に対して補助金を交付することにより、高齢者の保健衛生の向上と福祉の増進を図ることを目的とする	寝具洗濯乾燥消毒サービス事業を実施する事業者に対して、寝具洗濯乾燥消毒サービス事業の実施に要する補助金を交付する ・事業費 補助基準額:事業費(上限:布団1枚あたり2,000円、毛布1枚あたり800円)から利用者負担額の合計を控除した額 補助率:1/2 ・事務費 補助基準額:10万円、補助率1/2	H12	H28
49	福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課	認知症介護指導者養成 研修事業補助金	大阪市管轄老人福祉施 設運営法人	374,000	1,751,000	認知症介護指導者養成研修、認知症介護フォローアップ研修への参加を支援するため、本市域内に事業所を有する社会福祉法人または指定居宅サービス事業者等の職員派遣にかかる必要な経費を補助し、もって本市における認知症介護実務者の資質の向上を図る	認知症介護指導者養成研修・認知症介護フォローアップ研修へ職員を派遣する社会福祉法人等に対して、当該職員派遣にかかる旅費、宿泊費及び職員不在を補うための代替職員雇用経費(認知症介護指導者養成研修のみ)を助成する(補助率10/10) 認知症介護指導者養成研修(定員3名)305千円 認知症介護フォローアップ研修(定員3名)69千円	H13	H30

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

番号	所 管	支出名称	支出先	28年度当初	27年度当初	交付目的	事業の概要	事業 開始年度	終期又は 次回検証 年度
50	福祉局 高齢者施策部 高齢施設課	民間社会福祉施設等償 還金補助金(老人福祉 施設)	社会福祉法人	3,171,000	9,577,000	民間社会福祉施設の入所者等の処遇の維持・向上及び経営の 安定化の促進に資するため、社会福祉法人が社会福祉施設等 の新築、改築または増築に要した費用にかかる借入金の元金 及び利子の償還に要する経費に対して交付する	補助対象経費については、(独)福祉医療機構から貸し付けを 受けた福祉貸付資金(建築資金、設備整備資金に限る)の当該 年度において償還する元金及び利子の範囲内で交付する(補助 率10/10)	S52	H30
51	福祉局 高齢者施策部 高齢施設課	軽費老人ホームサービ ス提供費補助金	大阪市所管軽費老人 ホーム運営法人	534,920,000	532,069,000	軽費老人ホームを運営する社会福祉法人に対し、サービス提 供に要する費用等に充当する経費を補助し、施設の安定的な 運営を図ることにより、利用者の処遇を確保することを目的 とする	軽費老人ホームの運営に要する費用のうち、入所者負担にあ たるサービス提供費等を施設へ補助する 補助率:10/10(収支差補助) 補助基準額:施設ごとの基本月額により異なる	S44	H29
52	福祉局 高齢者施策部 高齢施設課	特別養護老人ホーム整 備費補助金	社会福祉法人	4,412,273,000	4,371,762,000	特別養護老人ホームを整備する社会福祉法人に対し、施設整 備に要する経費を補助することにより、整備の促進を図り、 高齢者の福祉の向上に資することを目的とする また、特別養護老人ホームの多床室について、居住環境の質 を向上させるために、プライバシー保護のための改修を行う 費用を支援する	特別養護老人ホームを整備する社会福祉法人に対して、整備 にかかる経費を助成する ①一般施設 創設 補助上限:3,712千円/定員(ショートステイ含む) 建替 補助上限:3,712千円/定員(ショートステイ含む)× (整備後の経過年数)-(介護保険制度導入後の年数)/(整備後の 経過年数) ②小規模施設(定員29人以下) 補助上限:4,270千円/定員 ③特別養護老人ホームの多床室について、入居者がより在宅 に近い環境の下で高齢者の尊厳の保持を図るために、居住環 境の質を向上させプライバシーを確保する改修工事を行う社 会福祉法人に対し、補助を行う 補助基準額 ・700千円/床	S48	H29
53	福祉局 高齢者施策部 高齢施設課	小規模多機能型居宅介 護拠点等整備費補助金	社会福祉法人等	392,870,000	513,310,000	高齢者が、出来る限り住み慣れた地域で生活を継続する事が 可能となるよう、小規模多機能型居宅介護拠点等の整備を行 う社会福祉法人等に対し整備費を補助することで、高齢者の 在宅支援を行うことを目的とする	小規模多機能型居宅介護拠点、看護小規模多機能型居宅介護 拠点及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護拠点の整備にか かる施設整備費並びに初度設備の備品購入経費などに対し、 次の金額を上限として補助する (補助上限) ・小規模多機能型居宅介護拠点 32,000千円 ・看護小規模多機能型居宅介護拠点 32,000千円 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護拠点 5,670千円	H18	H29
54	福祉局 高齢者施策部 高齢施設課	施設開設準備経費等支 援事業補助金	社会福祉法人等	614,483,000	789,781,000	特別養護老人ホーム等を開設する社会福祉法人等に対し、次 の経費を補助することにより、高齢者の福祉の向上に資する ことを目的とする ①施設等用地確保のために定期借地権を設定し、一時金を支 出した場合に補助を行うことにより、特別養護老人ホーム等 の整備促進を図る ②開設時から安定した質の高いサービスを提供するための体 制整備を図る	特別養護老人ホーム等を開設する社会福祉法人等に対して、 ①定期借地権を設定し、一時金を支出した場合に補助する ②施設開設に要する経費を補助する (補助対象事業・補助基準) ①定期借地権利用による整備促進 補助対象:定期借地権設定により支出する一時金 補助率:1/2 補助上限:路線評価額の1/4 ②開設準備 補助対象:開設前の看護・介護職員等雇用経費等 補助上限:621千円/定員 定期巡回・随時対応型訪問介護看護拠点 10,300千円/施設	H22	H29
55	福祉局 高齢者施策部 高齢施設課	介護療養型医療施設転 換整備費補助金	社会福祉法人等	459,621,000	345,984,000	療養病床の再編成による、介護療養型医療施設の平成29年度 末廃止のため、既存の介護療養型病床を有する医療施設を運 営する法人に対し、介護老人保健施設への転換整備を促進す るために工事費等を補助する	介護療養型医療施設を運営する法人に対し、介護療養病床を 介護老人保健施設等へ転換する際の施設整備にかかる工事費 等を補助する 補助基準額 ・創設 補助基準額 1,930千円/床 ・改築 補助基準額 2,390千円/床 ・改修 補助基準額 964千円/床	H27	H29

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

								(単位:円)	
番号	所 管	支出名称	支出先	28年度当初	27年度当初	交付目的	事業の概要	事業 開始年度	終期又は 次回検証 年度
56	福祉局 高齢者施策部 高齢施設課	認知症高齢者グループ ホーム等スプリンク ラー設備整備費補助金	社会福祉法人等	26,953,000	31,603,000	消防法施行令の改正により、原則すべての介護施設に対しス プリンクラーの設置が義務づけられたため、スプリンクラー の整備を行う医療法人、社会福祉法人等に対して補助を実施 することにより、その設置を促進する	スプリンクラー未設置である介護施設を運営する医療法人、 社会福祉法人等に対して、スプリンクラーの整備に要する工 事費等を面積に応じて補助する 補助基準額 ・延床面積1,000㎡未満の施設…9,260円/㎡ ・延床面積1,000㎡以上の施設…17,500円/㎡	H21	H29
57	福祉局 高齢者施策部 いきがい課	老人クラブ育成補助金	(一社)大阪市老人クラ ブ連合会等	90,610,000	94,893,000	老人クラブの育成を図るため、会員の教養の向上・健康の増 進・社会福祉活動等の地域活動に関する事業を実施する老人 クラブ及び、老人クラブ研修会やリーダー育成事業等を実施 する各区老人クラブ連合会並びに大阪市老人クラブ連合会に 対して補助を実施することにより、高齢者の老後の生活を健 全で豊かなものにし、高齢者の福祉の増進を図る	会員の教養の向上、健康増進または地域活動に関する事業を 実施する老人クラブに対して、当該事業の実施に要する報償 費及び消耗品費等の1/2を補助する(上限90,000円) 老人スポーツ大会や老人クラブ研修会等を実施する大阪市老 人クラブ連合会及び、地域住民との交流促進事業や友愛訪問 活動等を実施する各区老人クラブ連合会に対し、当該事業の 実施に要する会場使用料や印刷製本費等の1/2を上限として補 助する	S32	H28
58	福祉局 高齢者施策部 いきがい課	地域高齢者活動拠点施 設(老人憩の家)運営補 助金	地域高齢者活動拠点施 設運営委員会	50,041,000	50,330,000	高齢者を中心とした地域住民の自主活動の場の提供のため、 地域高齢者活動拠点施設を運営する運営委員会に対して補助 を実施することにより、地域福祉の推進を図る	地域高齢者活動拠点施設を運営する地域住民で組織する運営 委員会に対して、施設運営に要する光熱水費及び建物の維持 補修費等の施設運営経費の1/2を補助する (補助上限額) 北区…330,000円、都島区…400,000円、西・港・大正・天王 寺・浪速・東成・生野・阿倍野・東住吉区…289,000円、平野 区…290,000円	S44	H30
59	福祉局 高齢者施策部 いきがい課	高齢者就業機会確保 事業補助金	(公社)大阪市シルバー 人材センター	51,270,000	51,270,000	高齢者の労働能力を活用し、働く機会を確保するため、高 齢者就業機会確保事業を実施する大阪市シルバー人材セン ターに対して補助を実施することにより、高齢者の生きが いの充実及び健康と福祉の増進を図る	大阪市シルバー人材センターの本部・南部・北部・西部の4拠 点に対して、事業実施に要する人件費・光熱水費等の経費の 1/2を補助する 【事業名及び補助上限額】 ・事業…6,480,000円 ・基盤拡大事業…1,000,000円 ・高齢者活用・現役世代サポート事業…2,800,000円～(実績 に応じて加算する) ・地域ニーズ対応事業…2,000,000円	S58	H30
60	福祉局 高齢者施策部 いきがい課	地域高齢者活動拠点施 設(老人憩の家)改修整 備補助金	地域高齢者活動拠点施 設運営委員会	9,831,000	9,831,000	地域高齢者活動拠点施設の老朽化に伴う補修及び段差の解消 等、また、耐震基準を満たすための、施設改修工事を実施す る地域住民で組織する運営委員会に対して、補助を実施する ことにより施設の継続的な運営による地域福祉の推進を図る	地域高齢者活動拠点施設の改修整備を実施する地域住民で組 織する運営委員会に対して、改修工事費の1/2を補助する (補助上限額) ・老朽化改修整備…1ヵ所当たり1,100千円 ※補助による改修後15年経過まで再補助は不可 ・段差改修等整備…1ヵ所当たり327千円 ※1施設1回限りの補助 ・耐震改修工事…1箇所当り1,100千円 ※1施設1回限りの補助	S63	H30
61	福祉局 高齢者施策部 いきがい課	高齢者入浴利用料割引 事業補助金	市内公衆浴場	26,804,000	29,691,000	高齢者が利用しやすい入浴機会を確保するため、高齢者入浴 割引事業を実施する公衆浴場に対して補助を実施することによ り、高齢者の健康増進と孤独感の解消の一助とするともに に、高齢者福祉の向上を図る	市内に居住する70歳以上の高齢者を対象に原則として月2回 の入浴利用料金割引を実施する浴場に対し、事業に要する入浴 利用料金割引経費(上限:1人当たり80円)及び広報周知経費(上 限:1施設当たり750円)並びに割引証作成費(上限:1施設当 たり750円)を補助する	H24	H29
62	福祉局 高齢者施策部 介護保険課	社会福祉法人等による 介護保険サービス利用 者負担額軽減事業補助 金	社会福祉法人等	56,631,000	40,358,000	低所得で生計が困難である者及び生活保護受給者について、 介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が、その社会 的な役割にかんがみ利用者負担の軽減を実施する際に、その 経費を補助することで、介護保険サービスの利用促進を図る	介護保険サービス利用者負担額軽減事業を実施する社会福祉 法人等に対して、軽減総額のうち、本来受領すべき利用者負 担収入の1%を超えた部分の1/2を上限に補助する 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護と介護福祉施設 サービスについては、軽減総額のうち、本来受領すべき利用 者負担収入の10%を超えた部分の全額を補助する	H12	H30

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

番号	所 管	支出名称	支出先	28年度当初	27年度当初	交付目的	事業の概要	事業 開始年度	終期又は 次回検証 年度
63	健康局 健康推進部 健康施策課	夜間歯科救急診療支援 事業補助金	(一社)大阪府歯科医師 会	7,314,000	7,314,000	大阪市における歯科初期救急医療体制を確保するため、夜間 歯科救急診療事業を実施する(一社)大阪府歯科医師会に対 して補助を実施することにより、市民が安心して暮らせる歯 科救急診療体制の確保を図る	夜間歯科救急診療事業を実施する(一社)大阪府歯科医師会に 対して、事業実施に要する報償費及び旅費、需用費等より、 事業実施により得る診療収入及びその他の収入、また、府域 における歯科救急体制確保の役割も兼ねる事による大阪府が 補助対象とする額を控除した額の1/2を補助する(補助上 限:7,314千円)	H16	H29
64	健康局 健康推進部 健康づくり課	健康増進活動事業補助 金	健康増進活動を実施す る事業者	5,090,000	5,100,000	一次予防の普及啓発を行っている事業者に対し、喫煙率の減 少、肥満者の減少、運動習慣者の増加及び食育の推進を目的 として行う健康増進活動を補助することにより、健康づくり 並びに市民の健康の保持と増進を図ることを目的とする	一次予防の普及啓発を行っている事業者に対し、喫煙率の減 少、肥満者の減少、運動習慣者の増加及び食育の推進を目的 として実施する講演会、調理実習、体操教室、歩育教室など の活動に要する費用の1/2を補助する(補助上限118,000円)	H23	H29
65	健康局 健康推進部 健康づくり課	公衆衛生活動事業補助 金	公衆衛生活動を実施す る事業者	8,433,000	9,190,000	大阪市内において実施する公衆衛生活動事業に対し、市民の 健康寿命の延伸と健康格差の縮小に向けて、医師による三次 予防(疾病が発症した後、必要な治療を受け、機能の維持・回 復を図ること)の普及啓発を補助することにより、本市の公衆 衛生の向上に寄与することを目的とする	大阪市内において実施する公衆衛生活動事業に対し、三次予 防の普及を目的として実施する医療相談・講演会に要する費 用の1/2を補助する(補助上限364,000円)	S45	H30
66	健康局 健康推進部 生活衛生課	公衆浴場衛生向上事業 補助金	市内公衆浴場	81,177,000	91,872,000	浴場事業にかかる収支が一定額以下で適切な衛生水準を維持 している一般公衆浴場に対し、経常的な衛生水準維持にかかる 経費及び基幹設備整備にかかる経費を補助することにより、 一般公衆浴場の継続的な衛生水準の確保を図り、市民の公衆 衛生の向上に寄与することを目的とする	浴場事業にかかる収支が一定額以下で適切な衛生水準を維持 している一般公衆浴場に対して経常的な衛生水準維持にかかる 経費(薬剤等消耗品・水質検査等)及び基幹設備整備にかかる 経費(熱源給水設備・水質浄化設備等の更新・補修)に対 し、1/2相当額を補助する ・経常経費:補助上限10万円 ・基幹設備整備経費:補助上限250万円	S49	H30
67	健康局 保健所管理課	医療機器整備助成事業 補助金	日本赤十字社、(社福) 恩賜財団済生会及び地 方公共団体が出資等によ って設立した病院	12,657,000	17,452,000	市内に開設されている公的な病院に対し、公害健康被害の補 償等に関する法律に基づく公害健康被害予防事業助成制度に より、ぜん息等にかかる医療機器の整備に要する経費を助成 することにより、当該疾患に関する医療水準の向上を図り、 もって当該疾患の予防並びに健康の回復・保持及び増進に資 することを目的とする	ぜん息等に関する医療水準向上のための医療検査機器(8品目) の整備に要する経費について、公的病院を対象に1病院あたり 10,000千円を上限額として、(独)環境再生保全機構の選定に より交付を受ける公害健康被害予防事業助成金(10/10補助)を 財源に補助する	H4	H29
68	健康局 保健所 感染症対策課	結核定期健康診断補助 金	私立学校・社会福祉施 設	2,183,000	2,317,000	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 60条の規定に基づき、学校または施設の長が行う定期の健康 診断に要する費用に対して補助を行う	定期の健康診断にかかる費用のうち、その補助対象経費から 当該年度におけるその実施に関する収入額を控除した額と、 補助基準額とを比較して、その少ない方の金額の2/3を補助す る 【補助基準額】 ・レンズカメラによる間接撮影:@77円 ・70mmミラーカメラによる間接撮影:@93円 ・100mmミラーカメラによる間接撮影:@121円 ・直接撮影:@121円 ・精密検査:@121円	S26	H30
69	こども青少年局 企画部 青少年課	留守家庭児童対策事業 補助金	留守家庭児童対策事業 実施者	680,088,000	725,068,000	留守家庭児童の健全育成を図るため、保護者等において、場 所、支援員等を確保し、留守家庭児童対策事業を実施するも のに対し、運営経費の一部を補助し事業の推進を図る	留守家庭児童を対象として、保護者に代わりその健全な育成 を図るための事業に対して、1事業あたりの在籍児童数の階層 ごとに決められた定額を補助する(上限4,321千円 他加算額 あり)	H19	H28
70	こども青少年局 子育て支援部 管理課	特定教育・保育施設等 運営補助金(一時預かり 事業)	社会福祉法人等	193,746,000	201,895,000	保護者の就労や傷病等による緊急・一時的な保育に対応する ために民間保育所が実施する一時預かり事業に対して補助を 行うことにより、一時預かりの充実と児童の福祉の向上を図 る	主として保育所等に通っていない就学前児童で、保護者の就 労・傷病等により保育を必要とする児童を対象とし、民間保 育所等が実施する保育サービスの提供に必要な人件費等に対 して、利用児童数に応じた額を補助する(上限9,140千円 他 加算額あり)	H2	H30

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

番号	所 管	支出名称	支出先	28年度当初	27年度当初	交付目的	事業の概要	事業 開始年度	終期又は 次回検証 年度
71	こども青少年局 子育て支援部 管理課	不妊治療費助成	特定不妊治療受療者	661,800,000	478,425,000	特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)に要する費用の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図る	特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込がないかまたは極めて少ないと医師に診断された大阪市に住所を有している法律上の婚姻をしている夫婦で、夫婦合算の総所得金額が730万円未満の者を対象とし、妻が治療開始時に43歳未満の場合、特定不妊治療に要した費用を、1回の治療につき15万円(一部7.5万円)まで助成する。年度内の回数制限は無し。通算回数1回目にかかる治療開始時の妻の年齢が40歳未満の場合は、通算回数を6回、40歳以上の場合は、3回までとする。なお、平成27年度までに助成を受けた回数も通算する	H16	H28
72	こども青少年局 子育て支援部 管理課	病児保育施設開設準備 経費補助金	病児保育施設を新規開 設する法人等	16,000,000	16,000,000	病児保育施設の新規開設にかかる費用負担を軽減するため、病児保育施設を新規開設する法人等に対して補助を実施することにより新規開設の促進を図り、市民が仕事と子育てを両立できるよう支援する	病児保育施設を新規開設する法人等に対して、施設の開設に必要な建物改修経費、備品等購入経費及び広報経費(補助基準額:400万円)を補助する	H27	H29
73	こども青少年局 子育て支援部 管理課	病児・病後児保育事業 予約システム整備補助 金	病児保育施設及び病後 児保育施設を運営する 法人等	800,000	4,800,000	病児保育施設及び病後児保育施設における利用予約キャンセル率が高い課題への対応として、インターネットを活用した予約システムの導入を促進するため、病児保育施設を新規開設する法人等に対して予約システム導入経費を補助することにより、利用者の利便性向上とともに効率的な事業実施を図る	インターネットを活用した予約システムの導入を実施する病児保育施設を新規開設する法人等に対して、システム導入に要する初期経費(補助基準額:40万円)の1/2を補助する	H27	H29
74	こども青少年局 子育て支援部 管理課 こども家庭課 保育施策部 保育企画課	民間児童福祉施設産休 等代替職員費補助金	社会福祉法人等	13,996,000	15,985,000	児童福祉施設等の職員が産出または傷病のため、長期間にわたって継続する休暇を必要とする場合、その職員の職務を行わせるための産休等代替職員の臨時的な任用経費を補助することで、職員の母体保護及び専心療養の保証を図りつつ、施設における入所児童等の処遇を適正に確保する	任用を承認した産休等代替職員にかかる費用として、賃金の月額単価7,130円(調理員は6,500円)を上限とする実支出額に、その産休等代替職員がその任用承認期間の範囲内において当該児童福祉施設等に勤務した日数を乗じて得た額を補助する	S51	H29
75	こども青少年局 子育て支援部 管理課 保育施策部 保育企画課	民間社会福祉施設整備 資金借入金利子補助金 (児童福祉施設)	社会福祉法人等	44,000	83,000	社会福祉法人等が(独)福祉医療機構から借り入れた整備資金に対する利子の一部を補助することにより、民間社会福祉施設の振興を図る	社会福祉法人等が社会福祉施設の整備にあたり、(独)福祉医療機構から借り入れた資金に対する利子のうち、2%を超える部分を補助する ※平成16年度から新規の申請受付を停止	S47	H30
76	こども青少年局 子育て支援部 管理課	一時預かり事業実施施設 開設準備経費補助金	社会福祉法人等	15,000,000	0	一時預かり事業実施施設を新規開設する法人に対して補助を実施することにより、費用負担を軽減し、施設の新規開設の促進を図る	一時預かり事業実施施設を開設する法人に対して、施設の確保及び改修に要する経費、備品購入費等を補助する(補助上限:1,500千円)	H28	H30
77	こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課	ひとり親家庭自立支援 給付金事業補助金(自 立支援教育訓練給付 金)	ひとり親家庭の母または父	4,918,000	883,000	ひとり親家庭の父または母の主体的な能力開発の取組みを支援するため、教育訓練に要する費用を補助することにより、ひとり親家庭の自立の促進を図る	児童扶養手当の支給を受けているか、または同様の所得水準にあり、雇用保険法による教育訓練給付制度の受給資格を有していない方で、適職に就くために教育訓練が必要と認められる者等に対して、対象教育訓練講座の受講料の6割相当額を支給(上限20万円、下限4千円)	H15	H30
78	こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課	民間児童福祉施設予備 職員等雇用費補助金 (栄養士雇用費補助)	社会福祉法人	1,610,000	1,614,000	民間社会福祉施設がその運営の充実を図るために定数外の常勤職員及び非常勤嘱託を雇用する費用を補助することにより入所児童の処遇向上を図る	定数外の常勤及び非常勤嘱託職員の雇用に必要な経費を補助する(補助率1/2、補助上限1,614千円)	S47	H30
79	こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課	高等学校卒業程度認定 試験合格支援事業補助 金	ひとり親家庭の母または父	5,712,000	3,528,000	ひとり親家庭の親とその子の学び直しを支援するため、高卒認定試験合格のための講座を受講するひとり親世帯の親とその子に対して補助を実施することにより、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていく	高等学校卒業程度認定試験合格のために講座を受講するひとり親家庭の親とその子に対して、講座受講経費の2割を補助するとともに、高卒認定試験合格者には講座受講経費の4割を追加補助する(最大補助率6割)	H27	H30
80	こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課	児童養護施設等整備事業 補助金	社会福祉法人等	315,761,000	0	児童養護施設及び乳児院等の小規模化整備事業または里親及びファミリーホーム新規事業者の環境改善整備事業を実施する社会福祉法人に対して補助を実施することにより、施設等における措置児童の家庭的養護の推進を図る	児童養護施設及び乳児院等の小規模化整備事業または里親及びファミリーホーム新規事業者の環境改善整備事業の実施に要する改築経費及び改修経費等の一部を補助する ・児童養護施設及び乳児院等:補助率3/4 ・里親:補助率4/4(補助上限1,000千円) ・ファミリーホーム:補助率4/4(補助上限1,600千円)	H28	H30

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

番号	所 管	支出名称	支出先	28年度当初	27年度当初	交付目的	事業の概要	事業開始年度	終期又は次回検証年度
81	こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課	近畿地区母子寡婦福祉 研修大会補助金	(公社)大阪市ひとり親 家庭福祉連合会	500,000	0	ひとり親家庭及び寡婦の生活の安定と向上、そして21世紀を担う子どもたちの健全なる成長をめざし、ひとり親家庭等福祉の更なる充実を図っていくことを目的に、近畿地区母子寡婦福祉研修大会を開催する(公社)大阪市ひとり親家庭福祉連合会に対して補助を実施することにより、本市におけるひとり親家庭支援施策の推進を図る	近畿地区母子寡婦福祉研修大会(大阪市開催)の実施に要する会場等使用料、講師等謝礼、厚生労働省説明資料等印刷費の1/2を補助する(補助上限:500千円)	H28	H28
82	こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課	児童養護施設等の職員 の確保及び資質向上事 業補助金	社会福祉法人等	12,470,000	0	児童養護施設等における早期離職を防ぎ、施設の実状を理解した適性の高い職員を確保するため、実習生の就職促進にかかる実習、非常勤職員の雇用または施設種別・職種別の研修参加を行う社会福祉法人等に対して補助することにより、人材確保及び職員の資質の向上を図り、複雑・多様化する問題を抱える児童の養護・養育を行う職員の専門性の向上及び児童に対するケアの充実を目指す	実習生の就職促進にかかる実習及び非常勤職員の雇用に要する人件費等を補助する (補助基準) ・就職促進にかかる実習… 補助基準額:86,200円/回(補助上限:172,400円) ・非常勤職員の雇用… 補助基準額:3,760円/日(補助上限:180,240円) ・施設種別・職種別の研修参加…補助上限:132,000円	H28	H30
83	こども青少年局 保育施策部 保育企画課 (幼稚園運営・企 画グループ)	私立幼稚園就園奨励費 補助金	私立幼稚園設置者	2,445,119,000	2,702,642,000	私立幼稚園に在園する園児の保護者が納付すべき保育料等の負担軽減を図ることにより、就園を奨励し、幼稚園教育の振興に資することを目的とする	市内に居住し、私立幼稚園に就園する3・4・5歳児及び満3歳児を扶養している保護者の負担する入園料及び保育料の償還を行う設置者に対し、保護者の所得に応じて補助を行う(補助率10/10)	S47	H30
84	こども青少年局 保育施策部 保育企画課 (幼稚園運営・企 画グループ)	私立幼稚園幼児教育費 補助金	私立幼稚園設置者	1,234,904,000	110,104,000	私立幼稚園に在園する園児の保護者が納付すべき保育料等の負担軽減を図ることにより、就園を奨励し、幼稚園教育の振興に資することを目的とする	就園奨励費対象外の者で市内に居住し、私立幼稚園に就園する3・4・5歳児及び満3歳児を扶養している保護者が負担する入園料及び保育料の償還を行う設置者に対し、保護者の所得に応じて補助を行う(補助率10/10)	S46	H30
85	こども青少年局 保育施策部 保育企画課 (幼稚園運営・企 画グループ)	私立幼稚園等特別支援 教育費補助金	私立幼稚園を設置する 学校法人等	19,400,000	14,600,000	私立幼稚園等に対して、障がい児等特別に支援を必要とする幼児(以下「要支援児という」)の受入れにあたり必要な経費に対する財政的支援を行うことで、要支援児の受入れを促進し、就園機会の拡大を図る	要支援児を就園させている私立幼稚園等に対して、特別支援教育に要する人件費、教育研究費、設備費等、受入れに必要な経費に対して補助金を交付する(補助率10/10)	H26	H28
86	こども青少年局 保育施策部 保育企画課 (幼稚園運営・企 画グループ)	私立幼稚園等障がい児 教育実践研修事業補助 金	私立幼稚園を設置する 学校法人等	1,827,000	1,827,000	大阪市内の私立幼稚園の職員等を対象に実施する私立幼稚園等障がい児教育実践研修への参加経費の一部を補助することにより、研修参加を促進し、障がい等により特別に支援を要する幼児の私立幼稚園等における受入れにかかる環境整備を図る	私立幼稚園等障がい児教育実践研修受講の際、交通費及び当該研修期間中の職員配置を補うための代替職員に要する人件費に相当する(一日当たり7,610円)補助金を交付する(補助率10/10)	H26	H28
87	こども青少年局 保育施策部 保育企画課 (幼稚園運営・企 画グループ)	私立幼稚園等特別支援 施設整備補助金	私立幼稚園を設置する 学校法人等	15,000,000	15,000,000	要支援児受入促進指定園として指定された私立幼稚園等が、障がい児等特別に支援を必要とする幼児(以下「要支援児という」)の受入れ環境を確保するために必要な施設改修などの整備に対して補助を行うことにより、要支援児の受入れを促進し、就園機会の保障を図る	要支援児を受入れるために必要な施設改修経費が、1,000,000円以上の場合、経費の1/2の補助金を交付する(補助金の上限3,000,000円)	H26	H28
88	こども青少年局 保育施策部 保育企画課 (幼稚園運営・企 画グループ)	私立幼稚園一時預かり 事業補助金	私立幼稚園・認定こど も園を設置運営する法 人等	146,405,000	98,550,000	通常教育時間の前後や休日、長期休業中に、保護者の要請等に応じて、希望する者を対象に一時預かり(預かり保育)を実施する幼稚園(子ども・子育て支援新制度対象園)、認定こども園(教育標準時間認定の子どもが対象)に対して、補助を実施することにより、地域子ども・子育て支援事業の充実を図る	地域子ども・子育て支援事業として、通常教育時間の前後や休日、長期休業中に、専任の担当職員(保育士または幼稚園教諭)の2名以上の配置による一時預かり事業を実施する私立幼稚園及び認定こども園に対して、事業に要する職員雇用等の経費(補助基準額:800円/1日当たり利用者数など)の1/2を補助する	H27	H29
89	こども青少年局 保育施策部 保育企画課	特定教育・保育施設等 運営補助金(嘱託医配 置円滑化事業)	社会福祉法人等	62,737,000	56,415,000	入所児童の処遇向上を図るため、設備及び運営基準に定められた嘱託医及び学校医の確保を円滑にする	民間保育所の嘱託医及び認定こども園・私立幼稚園の学校医の雇用にかかる経費の本市基準と国基準の差額を上限に補助する	S45	H30

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

番号	所 管	支出名称	支出先	28年度当初	27年度当初	交付目的	事業の概要	事業 開始年度	終期又は 次回検証 年度
90	こども青少年局 保育施策部 保育企画課	特定教育・保育施設等 運営補助金(延長保育 事業)	社会福祉法人等	565,827,000	668,677,000	保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加に伴う保育時間 の延長に対する需要に対応するため、民間保育所、認定こど も園、及び小規模保育事業における保育時間の延長を図るこ とにより福祉増進を図る	民間保育所、認定こども園、及び小規模保育事業に対し、保 育必要量を超えてさらに保育が必要な場合に、時間を延長し て保育を行うために必要な担当保育士の人件費(超過勤務手当 を含む)等を補助する	H6	H29
91	こども青少年局 保育施策部 保育企画課	民間社会福祉施設等償 還金補助金(児童福祉 施設)	社会福祉法人等	2,710,000	2,763,000	社会福祉法人が社会福祉施設等の新築、改築または増築に要 した費用にかかる借入金の元金及び利子の償還に要する経費 を補助することにより、民間社会福祉施設の入所者等の処遇 の維持・向上及び経営の安定化の促進を図る	(独)福祉医療機構から貸し付けを受けた福祉貸付資金(建築資 金、設備整備資金に限る)について、当該年度において償還す る元金及び利子の10/10を補助する	H6	H30
92	こども青少年局 保育施策部 保育企画課	民間保育所等整備費補 助金	社会福祉法人等	3,072,757,000	3,384,256,000	保育所等整備交付金などの活用等による民間保育所等の建設 及び増改築に要する経費の一部を補助することにより、保育 所整備を促進し、待機児童の解消を図る	保育所等建設及び増改築等に要する経費の3/4を補助(定員な どにより上限あり)	H21	H30
93	こども青少年局 保育施策部 保育企画課	民間保育所賃料補助金	民間保育所を設置運営 する法人	15,000,000	15,000,000	安心こども基金の活用により賃貸物件で保育所を新設する場 合に賃料の一部を補助することにより、保育所整備を促進 し、待機児童の解消を図る	工事着工から事業開始日前日まで及び事業開始以降に必要な 各月分の賃料等の3/4を補助する(上限:単年度1,000万円、複 数年度通算4,000万円)	H25	H28
94	こども青少年局 保育施策部 保育企画課	民間保育所整備促進賃 料補助金	民間保育所を設置運営 する法人	72,000,000	68,000,000	特に賃料が高いことなど賃貸物件による民間保育所新設が困 難な地域における賃料負担を軽減するため、特定地域におい て賃貸物件による保育所を新設する法人に対して賃料補助を 実施することにより、保育所整備促進による待機児童の解消 を図る	特定地域において賃貸物件による保育所を新設する場合に、 契約年数に応じた賃料の前納により月額負担の軽減を受ける 保育所設置法人に対して、前納賃料の1/2を補助する(上限:定 員60・70人12,000千円、定員80人16,000千円)	H27	H29
95	こども青少年局 保育施策部 保育企画課	小規模保育事業所整備 補助金	小規模保育事業実施事 業者	195,000,000	157,500,000	保育対策総合支援事業費補助金の活用により、賃貸物件で小 規模保育施設を新規開設する際の施設改修費の一部を補助 し、新規開設の促進を図る	賃貸物件を活用し小規模保育事業所を開設する際の施設改修 費及び必要な調理設備、トイレ、沐浴設備等を設置する費用 を1,000万円(補助率3/4)を限度に補助する	H26	H28
96	こども青少年局 保育施策部 保育企画課	家庭的保育事業所開設 準備補助金	社会福祉法人等	800,000	1,400,000	保護者の多様なニーズと低年齢児の保育需要に対応するた め、家庭的保育事業の開設に必要な消耗品等保育用品購入経 費を補助することにより同事業の開設の促進を図る	家庭的保育事業を開設するにあたり、保育に必要な消耗品等 (ベビーベッド、ベビーサークル等)の購入経費を補助する(上 限:20万円)	H24	H29
97	こども青少年局 保育施策部 保育企画課	民間児童福祉施設耐震 診断助成	社会福祉法人等	3,330,000	3,320,000	民間児童福祉施設の耐震診断調査に要する経費を補助するこ とにより、施設の耐震化を促進し、利用者及び入所者の安全 の確保とともに災害被害の未然の防止を図る	昭和56年5月31日の新耐震基準の適用以前に建設された施設の 耐震診断業務等に要する経費の1/2を補助する(上限:100万円)	H22	H30
98	こども青少年局 保育施策部 保育企画課	民間保育所改修等事業 補助金	社会福祉法人等	134,325,000	85,293,000	民間保育所等の耐震化改修に加え、施設改修に要する費用の 一部を補助することにより、耐震化の促進につなげる。また、 地震等の災害や経年劣化による被害を未然に防止すること で、施設の経年劣化による廃園等を防ぎ、児童等の安心・ 安全を図るとともに、保育サービスの維持・向上といった児 童福祉の増進を図り、入所児童枠の減少を防ぐ	耐震補強改修及び経年劣化等改修に要する経費について、工 事費の3/4を補助する(事業費500万円以上のもの。耐震補強 上限:7,500万円、経年劣化等改修上限:750万円)	H24	H30
99	こども青少年局 保育施策部 保育企画課	特定教育・保育施設等 運営補助金(看護師等 雇用費助成事業)	社会福祉法人等	139,434,000	200,941,000	低年齢児保育を実施する保育所等に対して、保健業務に従事 する看護師または保健師、准看護師を雇用する経費を補助す ることにより、児童の健康管理、感染症予防、体調不良時や 負傷時の対応等の取組みを充実させ、入所児童の安全の確保 を図る	乳児9人以上が入所する保育所等に対し、看護師または保健 師、准看護師を配置するために必要となる経費(保育士配置基 準の内数となっているものを除く)を補助する(補助上限:常勤 看護師等配置2,678,400円/年・短時間看護師等配置1,072,000 円/年・常勤准看護師1,711,200円/年・短時間准看護師 662,000円/年)	H25	H30
100	こども青少年局 保育施策部 保育企画課	民間特定教育・保育施 設等運営補助金(アレ ルギー対応等栄養士配 置事業)	民間保育所・認定こど も園・私立幼稚園を設 置運営する法人	304,920,000	273,420,000	給食を自園調理により提供する民間保育所等において、アレ ルギー対応給食のほか、栄養指導、栄養管理の取組みを充実 させるため、栄養士の加配を実施する民間保育所等に対し て、栄養士加配経費の補助を実施することにより、食の分野 における児童の安全確保及び食育の推進を図り、児童の健や かな成長を支援する	栄養士1名を加配してホームページ等においてアレルギー対 応給食等の取組みを公表し、自園調理により給食を提供する 民間保育所等に対して、栄養士雇用経費(補助基準額 1,260,000円)を補助する	H27	H30

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

番号	所 管	支出名称	支出先	28年度当初	27年度当初	交付目的	事業の概要	事業開始年度	終期又は次回検証年度
101	こども青少年局 保育施策部 保育企画課	地域型保育事業連携支援事業補助金	社会福祉法人等	29,887,000	0	地域型保育事業の認可に必要な連携施設の設定を実施する私立幼稚園・認定こども園等に対して補助することにより、積極的な施設連携関係構築の促進を図る	連携施設の設定に必要な3歳児の受入や代替保育・交流事業等に要する保育士雇用経費(上限:1,423,200円)を補助する	H28	H30
102	こども青少年局 保育施策部 保育企画課	特定地域型保育事業所延長保育事業補助金	社会福祉法人等	40,095,000	0	保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加に伴う保育時間の延長に対する需要に対応するため、特定地域型保育事業所における保育時間の延長を図ることにより福祉増進を図る	地域型保育事業所における保育時間の延長(短時間認定児童は8時間・標準時間認定児童は11時間を超える保育)に要する保育士等雇用経費(超過勤務手当を含む)等(上限:利用児童数等に応じた額)を補助する	H27	H29
103	こども青少年局 保育施策部 保育企画課	認定こども園特別支援教育・保育経費補助金	学校法人等	9,565,000	0	特別な支援が必要な児童のうち大阪府私学助成(特別支援教育費補助金)及び本市特定教育・保育施設等運営補助金(障がい児保育事業)の対象とならない児童(標準教育時間認定:1号・標準時間保育認定:3号)、または私学助成の対象になるが本市運営補助金の対象にならない児童(短時間保育認定:2号)の受入れを実施する認定こども園に対して補助を実施することにより、特別な支援が必要な児童の認定こども園への就園を支援し、適切な教育・保育の機会の拡大を図る	特別な支援が必要な児童のうち大阪府私学助成(特別支援教育費補助金)及び本市特定教育・保育施設等運営補助金(障がい児保育事業)の対象とならない児童(1・3号)、または私学助成の対象になるが本市運営補助金の対象にならない児童(2号)の受入れに要する、保育士等雇用経費を補助する(補助基準額) ・標準教育時間(1号)認定児童:年額783,600円 ・短時間保育(2号)認定児童:年額2,139,000円(常勤)1,069,500円(非常勤) ・標準時間保育(3号)認定児童:年額2,139,000円(常勤)1,069,500円(非常勤)	H28	H30
104	こども青少年局 保育施策部 保育企画課	認定こども園整備費補助金	社会福祉法人等	1,372,857,000	0	認定こども園施設整備交付金の活用等による民間認定こども園の整備に要する経費の一部を補助することにより、認定こども園への移行等を促進し、待機児童の解消を図る	既設幼稚園から幼児連携型認定こども園の移行等に要する改築経費等の3/4を補助する(補助上限:定員などに応じた額)	H28	H30
105	こども青少年局 保育施策部 保育企画課	民間児童福祉施設中規模施設整備費補助金	社会福祉法人等	0	10,290,000	緊急性の高い施設改修経費に補助を行うことにより施設整備を促進し、入所児童の処遇向上を図る	社会福祉法人が実施する保育所等の施設改善に要する費用の3/4を補助(上限:保育所343万円、児童養護施設等643万円)	S54	H27
106	こども青少年局 保育施策部 保育所運営課	特定教育・保育施設等運営補助金(障がい児保育事業)	社会福祉法人等	784,088,000	627,119,000	障がい児保育担当保育士等の人件費を補助することにより、民間保育所における障がいのある乳幼児の入所の円滑化及び入所児童等の処遇の適正な確保を図る	民間保育所が実施する障がい児保育事業に必要な担当保育士等の人件費に対して、障がいの程度及び児童数に応じた額を補助する(上限:重度…児童1名につき常勤保育士1名分2,139,000円、重度以外…児童3名につき正規常勤保育士1名分3,230,000円など)	S47	H30
107	こども青少年局 保育施策部 保育所運営課	障がい児保育実践交流研修事業補助金	社会福祉法人等	3,653,000	4,109,000	障がい児保育の研修受講を促進するため研修代替職員の人件費を補助することにより、民間保育所における障がいのある乳幼児の入所児童等の処遇の適正な確保を図る	民間保育所において障がい児保育の研修受講にあたり、当該研修期間中の職員配置を補うための代替職員雇用経費及び研修受講職員の交通費を補助する(代替職員雇用経費補助上限:日額7,130円)	H25	H30
108	環境局 環境施策部 環境施策課	民間施設再生可能エネルギー等導入推進事業補助金	避難所等に指定されている施設または防災に関する協定を締結している防災拠点施設を所有又は管理する民間事業者	0	15,226,000	太陽光発電を始めとする再生可能エネルギーは、原子力発電所や火力発電所の代替となるためには、依然として、発電出力が大幅に不足している状況である「災害に強く、低炭素な地域づくり」のため、民間の避難所や防災拠点における、災害時等の非常時に必要なエネルギーの確保及び再生可能エネルギー等の普及拡大を目的とする	事業者が防災拠点施設等に指定されている施設に対して、太陽光発電等の再生可能エネルギーと蓄電池を組み合わせた自立電源を設置するための費用について、平成25年度から平成27年度までの間、予算の範囲内において事業費の1/3を補助する(上限700万円)	H25	H27
109	環境局 環境管理部 環境管理課	生活保護等世帯空調和機器稼働費補助金	航空機騒音防止工事を受けた住宅に居住する生活保護等世帯の世帯主	61,000	64,000	航空機による騒音防止工事を受けた住宅に居住する生活保護等世帯に対して空調和機器の稼働費の一部を補助することにより、騒音障害の防止・軽減等を図る	「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害防止等に関する法律」に基づく航空機騒音にかかる住宅の騒音防止工事を受けた住宅に居住し、電力料金を支払った生活保護等世帯の世帯主に対して、7～10月の電力料金のうちクーラー稼働費相当分を補助(上限1万円)	H1	H30
110	環境局 環境管理部 環境管理課	土壌汚染対策事業助成金	汚染原因者でない土地所有者	6,000,000	6,000,000	土壌汚染対策法に基づく措置の指示により、汚染の除去等の措置を講ずる者に対し助成を行うことによって、市民の健康の保護を図る	土壌汚染対策法第7条の規定により、汚染の除去等の措置を指示された土地所有者(汚染原因者でない者であって、費用負担能力の低い者)に対し、措置に要する費用の3/4以内の額を助成	H15	H30

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

番号	所 管	支出名称	支出先	28年度当初	27年度当初	交付目的	事業の概要	事業開始年度	終期又は 次回検証年度
111	都市整備局 企画部 住宅政策課 住環境整備課	HOPEゾーン事業・ マイルドHOPEゾーン 事業協議会助成金	船場地区HOPEゾーン 協議会等	665,000	2,607,000	HOPEゾーン事業・マイルドHOPEゾーン事業は、本市との協働のもと、地域住民等(住民・企業・まちづくり団体等)が主体となって、居住地魅力の向上やまちなみ整備を図るものであり、当該地域住民等で構成されたHOPEゾーン協議会・マイルドHOPEゾーン協議会が主体的に行う事業に対し助成を行うことにより、地域住民等による自主的なまちづくりの促進を図ることを目的とする	対象者:HOPEゾーン協議会・マイルドHOPEゾーン協議会(住民・企業・まちづくり団体等により構成された、まちなみ形成を検討し事業を推進する組織) 対象事業:区域の住民等のまちなみ・まちづくりへの意識向上や持続的な地域活動の推進につながる事業で、HOPEゾーン事業・マイルドHOPEゾーン事業の推進に必要な事業(広報・啓発活動費、各種研究会の開催等に要する費用等) 補助金額:補助率1/2、地区面積(ha)×5千円を限度に補助	H11	H29
112	都市整備局 企画部 住宅政策課 住環境整備課	HOPEゾーン事業・ マイルドHOPEゾーン 事業まちなみ修景補助金	事業区域内において一定の条件を満たすよう建築物の外観等の整備を行う者等	31,000,000	49,500,000	区域にふさわしいまちなみ形成のため必要と認められる整備を行う者に対して、その費用の一部を補助することにより、地域の特徴を活かした魅力的なまちなみ環境整備の推進を図る	対象者:事業区域内で修景を行う建築物の所有者等 補助対象の範囲:建築物の外観等の修景整備にかかる設計費、工事費 補助金額:補助対象経費×2/3以内 (建物種別等に応じて別途定める額を上限)	H11	H29
113	都市整備局 企画部 住宅政策課 住環境整備課	HOPEゾーン事業・ マイルドHOPEゾーン 事業共同施設整備費補助金	事業区域内において一定の条件を満たすよう共同施設の整備を行う者等	1,200,000	3,400,000	地域住民等のまちなみ形成のための活動支援または地域の景観形成に資するものとして供用される共同施設の整備を行う者に対して、その費用の一部を補助することにより、地域の特徴を活かした魅力的なまちなみ環境整備の推進を図る	対象者:事業区域内で共同施設整備を行う土地所有者等 補助対象の範囲:共同施設の整備にかかる設計費、工事費 補助金額:補助対象経費×2/3以内	H15	H29
114	都市整備局 企画部 住宅政策課	エコ住宅普及促進事業 住宅購入・整備融資利子補給	一定の基準を満たす大阪市エコ住宅を民間金融機関等の融資を受けて取得する者、または大阪市エコ住宅へ改修する者	15,120,000	28,157,000	一定の基準を満たしていることを大阪市が認定した「大阪市エコ住宅」を取得する世帯、または「大阪市エコ住宅」へ改修する世帯に対して利子補給を行うことにより、省エネルギー・省CO ₂ に配慮された住宅の普及を促進する	「大阪市エコ住宅」をフラット35や民間金融機関の融資を受けて取得または改修する者に対し、融資額の償還元金残高(限度額2,000万円/戸)を対象に年0.5%以内(融資利率-1%で0.5%上限)の利子補給を償還開始より5年間行う	H23	H30
115	都市整備局 企画部 住宅政策課	マンション耐震化緊急 支援	民間マンションの所有者・管理組合	82,000,000	134,000,000	民間マンションの耐震診断・改修に要する費用の一部を補助することにより、建物の倒壊及びそれに起因する火災の発生、道路閉塞、隣家の損傷もしくは倒壊を防止する等、耐震性の高い市街地の形成及び地域の防災性の向上に資することを目的とする	一定の条件を満たすマンション所有者に対し、耐震診断・改修費用等の一部(限度あり)を補助する 耐震診断: 補助率2/3以内、補助限度額 2,000千円 耐震改修設計: 補助率2/3以内、補助限度額 3,000千円 耐震改修工事: 補助率23%以内、補助限度額 30,000千円	H24	H30
116	都市整備局 企画部 住宅政策課	耐震診断・改修補助金	民間戸建住宅等の所有者、耐震診断事業者	217,440,000	297,480,000	民間戸建住宅等の耐震診断・改修に要する費用の一部を補助することにより、建物の倒壊及びそれに起因する火災の発生、道路閉塞、隣家の損傷もしくは倒壊を防止する等、耐震性の高い市街地の形成及び地域の防災性の向上に資することを目的とする	一定の条件を満たす戸建住宅等所有者または耐震診断事業者に対し、耐震診断、耐震改修設計、耐震改修工事費用の一部補助を行う ・耐震診断費補助 補助率: 9/10 補助限度額: 4万5千円×戸/棟※1 ・パッケージ耐震診断費補助 補助率: 9/10(診断) 補助限度額: 4万5千円×戸/棟※1 補助率: 2/3(設計) 補助限度額: 10万円×戸/棟※1 ・耐震改修工事費補助 補助率: 1/2 補助限度額: 100万円×戸/棟※1 + 最大20万円×戸/棟※2 ※1 別途、床面積による上限あり ※2 自己負担額に応じて加算	H17	H30
117	都市整備局 企画部 住宅政策課	耐震診断義務化建築物 耐震改修事業費補助金	耐震診断義務化建築物(要緊急安全確認大規模建築物)の所有者	68,657,000	65,244,000	耐震改修促進法の改正により耐震診断の実施が義務化された民間建築物のうち、避難所など防災に一定の役割が期待できる学校、福祉施設、病院、ホテル等の用途に供する建築物について、その所有者に対して耐震改修設計及び耐震改修工事に要する費用の一部を補助することにより、これら民間建築物の耐震化を促進し、市民の安全・安心の確保を図ることを目的とする	耐震診断義務化建築物(要緊急安全確認大規模建築物)の所有者に対し、本市との災害時協定の締結等を前提に、耐震改修設計費用及び耐震改修工事費用の一部(限度額あり)を補助する ・補助対象 耐震診断義務化建築物(要緊急安全確認大規模建築物)のうち、学校、福祉施設、病院、ホテル等の用途に供する建築物 ・補助率 耐震改修設計費:2/3以内、耐震改修工事費:23%以内 ・補助上限 耐震改修設計費:700万円/棟、耐震改修工事費用:1億円/棟	H27	H29

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

番号	所 管	支出名称	支出先	28年度当初	27年度当初	交付目的	事業の概要	事業開始年度	終期又は 次回検証年度
118	都市整備局 企画部 住宅政策課	民間すまいりんぐ供給 事業家賃減額補助金	民間すまいりんぐの管 理者(大阪市住宅供給 公社及び大阪市の指定 を受けた民間指定法人)	983,739,000	1,261,234,000	中堅所得者層の市内居住の促進のため、入居者の家賃を軽減 することを目的とする	(賃貸住宅の管理者を経由して)事業者(賃貸住宅の所有者)に 対して、入居者の家賃を減額するための費用(契約家賃と入居 者負担額(入居者が実際に支払う金額)の差額)を補助する	H6	H30
119	都市整備局 企画部 住宅政策課	特定優良賃貸住宅供給 促進事業家賃減額補助 金	大阪市住宅供給公社	242,364,000	277,987,000	中堅所得者層の市内居住の促進のため、入居者の家賃を軽減 することを目的とする	事業者(賃貸住宅の所有者)に対して、入居者の家賃を減額す るための費用(契約家賃と入居者負担額(入居者が実際に支払 う金額)の差額)を補助する	H8	H30
120	都市整備局 企画部 住宅政策課	高齢者向け優良賃貸住 宅供給促進事業家賃減 額補助金	大阪市住宅供給公社	126,599,000	125,914,000	高齢者の居住の安定を確保するため、入居者の家賃を軽減す ることを目的とする	事業者(賃貸住宅の所有者)に対して、入居者の家賃を減額す るための費用(契約家賃と入居者負担額(入居者が実際に支払 う金額)の差額)を補助する	H10	H30
121	都市整備局 企画部 住宅政策課	留学生向け借上賃貸住 宅供給事業家賃減額補 助金	大阪市住宅供給公社	38,448,000	38,448,000	国際交流の一環として、留学生施策の拡充のため、入居者の 家賃負担を軽減することを目的とする	留学生向け住宅の管理者に対して、入居者の家賃を減額する ための費用(契約家賃と入居者負担額(入居者が実際に支払う 金額)の差額)を補助する	H10	H30
122	都市整備局 企画部 住宅政策課	新婚世帯向け家賃補助 金	市内の民間賃貸住宅に 居住する新婚世帯	750,858,000	1,356,146,000	市内の民間賃貸住宅に居住する新婚世帯に対して家賃の一部 を補助することにより、若年層の市内定着を促進し、活力あ るまちづくりを進める	市内の民間賃貸住宅に居住し、一定の要件を満たす新婚世帯 に対して、最長72ヶ月、実質家賃負担額(家賃－住宅手当額) と5万円との差額を補助する(月額上限額は、36ヶ月目まで1 万5千円、37ヶ月目以降2万円) ※新規受付分については停止	H3	H30
123	都市整備局 企画部 住宅政策課	特定優良賃貸住宅供給 促進事業利子補給	大阪市住宅供給公社	179,223,000	185,101,000	市内の居住水準の向上と市内居住を促進するため中堅所得者 層を対象とする良質な賃貸住宅を供給すること	住宅金融支援機構融資等を受けて住宅を建設した場合に、償 還元金残高を対象に、償還開始から10年間について2%、その 後10年間について1%の利子補給を行う	H6	H30
124	都市整備局 企画部 住宅政策課	高齢者向け優良賃貸住 宅供給促進事業利子補 給	大阪市住宅供給公社	42,540,000	43,223,000	高齢者の居住の安定を確保するため高齢者を対象とする良質 な賃貸住宅を供給すること	住宅金融支援機構融資等を受けて住宅を建設した場合に、償 還元金残高を対象に、償還開始から10年間について2%、その 後10年間について1%の利子補給を行う	H10	H30
125	都市整備局 企画部 住宅政策課	新婚・子育て世帯向け 分譲住宅購入融資利子 補給	市内の民間住宅を民間 金融機関等の融資を受 けて購入する新婚世帯 または子育て世帯	387,429,000	253,676,000	新婚世帯または子育て世帯に対して利子補給を行うことによ り、購入者の初期負担を軽減し、持家取得を支援すること で、新婚・子育て層、中堅層の市内居住の定着を図る	民間分譲住宅(マンション、戸建て、タウンハウス等)を金融 機関の融資を受けて取得する新婚世帯または子育て世帯に 対し、融資額の還元金残高(限度額2,000万円)を対象に年0.5%以 内の利子補給を償還開始より5年間行う ※但し、H22.3までの融資申込者は0.5%以内、3年間以内 ※但し、住宅取得にかかる契約締結日がH26.5.31以前の場合 は融資利率-1%で0.5%上限	H17	H29
126	都市整備局 企画部 住宅政策課	都市防災不燃化促進助 成金	不燃化促進区域内で一 定の基準に適合した耐 火建築物等を建設する 者	27,932,000	29,497,000	大規模な地震等に伴い発生する火災から住民の避難の安全を 確保するため、地域防災計画に定める避難路のうち、本市の 指定する避難路の沿道区域において不燃化を促進する	指定する避難路の沿道区域において一定の基準に適合する耐 火建築物等を建設する者に対し助成を行う 助成額は3階までの延べ床面積に応じて、10,261千円以下	S55	H30
127	都市整備局 企画部 住宅政策課	分譲マンション長期修 繕計画作成費助成金	分譲マンションの管理 組合	2,700,000	3,000,000	良質な住宅ストックと良好な住環境の形成を図るため、分譲 マンションの計画修繕工事の適時適切かつ円滑な実施を支援 することを目的とする	分譲マンションの長期修繕計画を作成する管理組合に対し て、作成費用の一部を補助する 補助率:補助対象経費の1/3以内(限度額30万円)	H26	H28
128	都市整備局 企画部 住宅政策課	分譲マンション再生検 討事業補助金	分譲マンションの管理 組合	600,000	0	分譲マンションにおける再生(建替・売却・耐震改修等)に向 けた円滑な合意形成を支援するため、再生検討事業を実施す る分譲マンション管理組合に対して補助を実施することによ り、分譲マンションにおける良好な居住環境の確保を図る	再生検討事業の実施に要する調査・検討委託経費等(上限:180 万円)の1/3を3回を限度に補助する(補助上限:60万円)	H28	H30
129	都市整備局 企画部 住宅政策課	子育て世帯等向け民間 賃貸住宅改修促進事業 住宅改修補助金	住宅改修を行う住宅の オーナー	50,000,000	40,000,000	既存住宅ストックの有効活用を図るとともに、新婚・子育て 世帯の市内居住を促進する	要件を満たす既存住宅について、オーナーが子育て世帯等の 入居に資する改修工事等を行う場合、改修費の一部を補助す る。 補助率:1/3以内 補助限度額:50万円/戸	H26	H30

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

番号	所 管	支出名称	支出先	28年度当初	27年度当初	交付目的	事業の概要	事業開始年度	終期又は次回検証年度
130	都市整備局 企画部 住宅政策課	分譲マンション耐震改修検討費助成金	分譲マンションの管理組合	0	500,000	分譲マンションの円滑な合意形成による耐震改修を支援し、良質な住宅ストックと良好な住環境の形成を図り、もって市民生活の安定と公共の福祉の増進に資することを目的とする	分譲マンションの耐震改修の検討を行う管理組合に対して、検討費用の一部を補助する 補助率:補助対象経費の1/3以内(限度額50万円)	H25	H27
131	都市整備局 企画部 住宅政策課	分譲マンション建替検討費助成金	分譲マンションの管理組合	0	700,000	分譲マンションの円滑な合意形成による建替を支援し、良質な住宅ストックと良好な住環境の形成を図り、もって市民生活の安定と公共の福祉の増進に資することを目的とする	分譲マンションの建替の検討を行う管理組合に対して、検討費用の一部を補助する 補助率:補助対象経費の1/3以内(限度額150万円)	H15	H27
132	都市整備局 企画部 住宅政策課	耐震診断義務化建築物耐震診断費補助金	耐震診断義務化建築物(要緊急安全確認大規模建築物)の所有者	0	21,790,000	耐震改修促進法の改正により耐震診断の実施が義務化された民間建築物のうち、避難上配慮を要する学校、福祉施設、病院等及び周辺住民等に被害を与える可能性がある危険物の貯蔵場等について、耐震診断に要する費用の一部を補助することにより、耐震診断の実施を促進し、市民の安全・安心の確保を図ることを目的とする	耐震診断義務化建築物(要緊急安全確認大規模建築物)のうち、学校、病院、福祉施設、危険物の貯蔵場等の所有者に対し、耐震診断費用の一部(限度額あり)を補助する ・補助率:2/3以内 ・限度額:学校、病院、福祉施設等⇒650万円 :危険物の貯蔵場等⇒325万円	H26	H27
133	都市整備局 企画部 住宅政策課	生きた建築ミュージアム・大阪セクション再生補助金	生きた「建築ミュージアム」実現のため、本市があらかじめ選定した歴史的建築物等の再生整備事業を行う者	0	34,000,000	貴重な魅力資源である近代建築をはじめとする歴史的建築物等の公開性・集客性を高める外観等の再生整備を促進することを目的とする	対象者:「生きた建築ミュージアム」実現のため、本市があらかじめ選定した歴史的建築物等の再生整備事業を行う者 補助対象の範囲:歴史的建築物等の公開性・集客性を高める整備等、補助要件を満たすように再生整備をする事業費 補助金額:補助対象事業費×1/2以内(限度額800万円)	H25	H27
134	都市整備局 企画部 住環境整備課	主要生活道路不燃化促進整備事業建設費補助金	主要生活道路沿道の一定の要件を満たす建築物の建替等を行う者	2,211,000	3,711,000	「特に優先的な取り組みが必要な密集住宅市街地(優先地区:約1,300ha)」のなかでも、避難路へつながる主要な生活道路(概ね幅員6m以上の道路)が不足する地域において、災害時の延焼遅延や避難・消防活動の円滑化に向け、地域住民によるまちづくり協定等が締結された路線を「防災コミュニティ道路」と認定し、沿道建築物の建替えにあわせたセットバックと不燃化を誘導するため、建替等に要する費用の一部について補助を実施する	建築物の建替等に要する費用の一部を補助する 補助対象者:主要生活道路沿道の一定の要件を満たす建築物への建替え等を行う者 補助対象項目:設計費、除却費、耐火構造費、セットバック部分整備費 補助率:除却費(道路拡幅部分整備費)2/3以内、設計費、耐火構造費、セットバック部分整備費1/2以内(補助対象項目・敷地条件別に限度額あり) 補助限度額:100～200万円(間口補正1.0～2.0倍)	H21	H30
135	都市整備局 企画部 住環境整備課	民間老朽住宅建替支援事業従前居住者家賃補助金	一定の要件を満たす老朽住宅を建替する際の従前居住者	7,311,000	9,142,000	都市の防災性や耐震性の向上を図り、災害に強い安全なまちづくりを推進するとともに、良質な住宅への建替の促進と良好なまちなみの形成を図るため、大阪市内で民間土地所有者等が既存の民間老朽賃貸住宅を除却し、従前居住者が建替後の住宅へ再入居あるいは市内の民間賃貸住宅へ転出入居する場合等、一定の要件を満たせば家賃の一部について補助を実施する	建替後の賃貸住宅へ再入居あるいは市内の民間賃貸住宅へ転出入居する場合に家賃差額の一部を一定期間補助する 補助対象者:従前建物の入居者 補助額:従前家賃と従後家賃との差額の1/2以内(高齢者等世帯は2/3以内) 補助限度額:月額25,000円(高齢者等世帯は35,000円)	H5	H30
136	都市整備局 企画部 住環境整備課 生野南部事務所	民間老朽住宅建替支援事業建替建設費補助金	一定の要件を満たす老朽住宅の建替を行う土地所有者等	160,713,000	165,651,000	民間老朽住宅の良質な住宅への建替の促進と良好なまちなみの形成を図るため、大阪市内で民間土地所有者等が既存の民間老朽住宅を除却し良質な住宅の建設を行なう場合、それらに要する費用の一部について補助を実施する	民間老朽住宅の建替に要する費用の一部を補助する 補助対象者:民間老朽住宅の土地所有者等 補助対象項目:設計費、除却費、空地等整備費、共同施設整備費等で、建替の形態によって異なる(項目ごとに限度額あり) 補助率:1/2以内(優先地区では一部2/3以内) 補助限度額:単独建替の場合10,000千円、共同・協調建替の場合40,000千円(優先地区を除く)	H5	H29
137	都市整備局 企画部 住環境整備課 生野南部事務所	狭あい道路拡幅促進整備補助金	一定の要件を満たす建築主等	7,734,000	9,408,000	幅員が4m未満の狭あい道路は、災害時や緊急時の消火・避難などの支障となるだけでなく、通風や採光といった住環境の面においても課題となっていることから、建替等の際し、建築主等の協力を得て、建築基準法に基づく後退部分を道路として整備することを促進し、密集住宅市街地における防災性及び住環境の向上を図り、安全で快適なまちづくりを推進することを目的とする	狭あい道路に面した建物の建替え等の際後退部分を道路として整備する場合、整備費用の一部を補助する 補助対象者:優先地区内の幅員4m未満の道路拡幅の築造等を行う者 補助対象項目:アスファルト舗装費(最大道路中心まで)、側溝整備費、集水枳整備費等 補助率:2/3以内(補助対象項目ごとに限度額あり)	H20	H30

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

番号	所 管	支出名称	支出先	28年度当初	27年度当初	交付目的	事業の概要	事業開始年度	終期又は次回検証年度
138	都市整備局 企画部 住環境整備課 生野南部事務所	民間老朽住宅建替支援 事業狭あい道路沿道老 朽住宅除却費補助金	一定の要件を満たす老 朽木造住宅の除却を行 う土地所有者等	24,428,000	21,625,000	地震時における老朽木造住宅の延焼や倒壊による道路閉塞の 危険性を低減させるため、「特に優先的な取り組みが必要な密 集住宅市街地(約1,300ha)」内で狭あい道路等に面した既存の 老朽木造住宅を民間土地所有者等が除却する場合、それに要 する費用の一部について補助を実施する	老朽木造住宅の除却に要する費用の一部を補助する 補助対象者:民間老朽住宅の土地所有者等 補助対象項目:除却費 補助率:1/2以内 補助限度額:集合住宅150万円 戸建住宅75万円	H23	H30
139	都市整備局 企画部 住環境整備課 生野南部事務所	密集住宅市街地重点整 備事業(除却費補助 金、建替建設費補助 金、狭あい拉幅補助 金)	一定の要件を満たす老 朽木造住宅の除却等 を行う土地所有者等	50,507,000	58,516,000	「大阪市密集住宅市街地重点整備プログラム」に基づき、 「重点整備エリア」において、老朽住宅の建替促進や除却等 への支援施策の強化を図ることにより、延焼危険性や避難困 難性に関する安全性を確保する	(除却費補助)老朽木造住宅の除却に要する費用の一部を補助 する 補助率:1/2以内 補助限度額:集合住宅150万円 戸建住宅75万円 (建替建設費補助)民間老朽住宅の建替に要する費用の一部を 補助する 補助率:1/2以内(一部2/3以内) (補助対象項目ごとに限度額あり) (狭あい拉幅補助)狭あい道路に面した建物の建替え等の際、 後退部分を道路として整備する場合、整備費用の一部を補助 する 補助率:2/3以内 (補助対象項目ごとに限度額あり)	H26	H29
140	都市整備局 企画部 住環境整備課 生野南部事務所	密集住宅市街地重点整 備事業防災空地活用型 除却費補助金	一定の要件を満たす老 朽木造住宅の除却等 を行う土地所有者等	6,990,000	7,626,000	「大阪市密集住宅市街地重点整備プログラム」に基づき、 「重点整備エリア」において、跡地を防災空地として活用す る場合に、老朽木造住宅の除却及び空地の整備に対する補助 を実施することにより、延焼危険性や避難困難性に関する安 全性を確保する	老朽木造住宅を除却し、その跡地を5年以上、防災空地とし て活用する場合に要する費用の一部を補助する ○除却費 補助率:2/3以内 補助限度額:集合住宅200万円 戸建住宅100万円 ○防災空地整備費 補助率:2/3以内 補助限度額:120万円	H27	H29
141	都市整備局 企画部 区画整理課	土地区画整理組合等事 業補助金	土地区画整理事業施行 者	1,100,000,000	50,000,000	土地区画整理事業を施行する組合等に対し、事業に要する経 費の一部について補助することにより、事業の適正な執行と 円滑な運用を図る	土地区画整理事業を施行する組合等に対し、事業に要する経 費について補助金を交付する 補助金の額は、組合等区画整理事業実施要領第6第1項及び第2 項に規定する補助基本額を限度とする	S52	H29
142	建設局 道路部調整課	地下街防災推進事業補 助金	地下街管理事業者	10,000,000	10,000,000	地下街防災推進事業に要する経費の一部を本市が補助するこ とにより、都市における重要な歩行者ネットワークを形成し ている地下街の防災対策の推進を図ることで災害に強い都市 の形成を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とす る	地下街管理会社が行う地下街防災推進計画に基づき実施する 防災推進事業(躯体耐力補強、耐震対策、天井部の改修及び避 難誘導施設の整備)に要する経費の1/3を補助する	H27	H30
143	建設局 公園緑化部 協働課	児童遊園整備費補助金	児童遊園を維持するこ とを目的に、地域住民 で自主的に組織された 団体等	3,338,000	3,788,000	既設児童遊園等の遊具その他の設備の管理・更新または増設 に対して補助することで、児童に適切な遊び場を与え、その 健全な育成と各種の事故防止に資することを目的とする	児童遊園等を維持管理する団体等に対し、整備費に係る経費 を補助対象とし、1/2かつ上限を、児童遊園の面積が150㎡以 上で7万5千円、150㎡未満で3万7千5百円を上限として補 助する	S48	H29
144	建設局 公園緑化部 協働課	児童遊園活動費補助金	児童遊園を維持するこ とを目的に、地域住民 で自主的に組織された 団体等	1,860,000	2,120,000	児童遊園等を維持することを目的に、地域住民で自主的に組 織された団体等に対して活動費を補助することで、児童に適 切な遊び場を与え、その健全な育成と各種の事故防止に資す ることを目的とする	児童遊園等の維持管理するための活動にかかる経費を補助対 象とし、2分の1以内かつ上限を2万円とする	S48	H29
145	建設局 公園緑化部 協働課	保存樹、保存樹林等補 助金	保存樹・保存樹林等所 有者	1,000,000	1,000,000	保存樹・保存樹林等貴重な緑の保全、育成を図るために維持 管理を行う者に対し、必要な経費の一部を助成することによ り、都市の自然的環境の保全、維持及び景観の向上に寄与す ることを目的とする	都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律お よび同施行令に基づき、大阪市が保存樹・保存樹林として指 定した樹木の保全を図るため、その維持管理を行うものに対 して、1年につき10万円を上限として、対象経費の1/2以内の 額を助成する	H3	H29
146	教育委員会事務局 総務部 施設整備課	学校運動場の芝生化事 業に対する補助金	運動場の芝生化実行委 員会等	0	401,000	地域との交流、学校における緑化及び環境学習の促進を図 ることを目的として、地域の協働により学校運動場の芝生の 整備事業を行う者に対し、補助金を交付する	学校運動場の芝生化にかかる2年目以降の維持管理経費の 1/2(上限:毎年1㎡あたり100円、事業開始翌年度より3ヵ年以 内)を運動場の芝生化実行委員会等に交付する	H17	H27

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

番号	所 管	支出名称	支出先	28年度当初	27年度当初	交付目的	事業の概要	事業開始年度	終期又は 次回検証 年度
147	教育委員会事務局 教務部 学校保健担当	児童生徒就学費補助金 (給食費補助)	準要保護家庭の児童生 徒の保護者	1,364,269,000	1,398,405,000	教育基本法第4条第3項、学校教育法第19条に基づき、経済的な理由により、就学が困難な児童生徒に対して、必要な援助を行い就学の確保を図り、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする	就学が困難であると認定され、生活保護に準ずる程度に困窮している者(準要保護者)に対して、学校給食費の支給を行う ・小学校は実費相当額(中学校は実費の1/2)	S34	H30
148	教育委員会事務局 教務部 学校保健担当	児童生徒就学費補助金 (医療費援助)	要保護・準要保護家庭 の児童生徒の保護者	25,816,000	35,475,000	教育基本法第4条3項、学校教育法第19条、学校保健安全法第24条に基づき、経済的な理由により、就学が困難な児童生徒に対して、必要な援助を行い就学の確保を図り、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする	就学が困難であると認定された生活保護受給者(要保護者)、生活保護に準ずる程度に困窮している者(準要保護者)に対して、学校保健安全法で定める対象疾病にかかる医療費の援助を行う	S34	H30
149	教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習担当	大阪国際平和センター 運営費補助金	(公財)大阪国際平和セ ンター	44,191,000	42,044,000	大阪府と連携し、大阪空襲の犠牲者を追悼するとともに、戦争の悲惨さと平和の尊さを次の世代に伝え、平和を願う豊かな心を育み、世界平和に貢献することを目的に、府市共同で大阪国際平和センターを設立し、以降、府とともに運営費補助を実施	大阪国際平和センターの運営費のうち、事業費については府市で1/2ずつを補助し、管理費については財団自主財源を差し引き府市1/2ずつを補助する	H3	H30
150	教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習担当	キッズプラザ大阪運営 等補助金	(一財)大阪市教育振興 公社	49,874,000	77,368,000	(一財)大阪市教育振興公社が実施している「キッズプラザ大阪」の運営を補助し、本市児童文化の情報発信拠点として、子どもたちの健全育成を図る	本市施策に必要なキッズプラザ大阪を運営するために最低限必要となる管理運営にかかる経費について、1/2を上限として補助する	H9	H28
151	教育委員会事務局 生涯学習部 文化財保護担当	国指定文化財管理費補 助金	国指定文化財所有者	579,000	579,000	文化財保護法第27条の規定により指定された文化財の所有者等に対して、防災設備点検等維持管理のために、必要な補助を行うことにより、文化財の保護を図り、市民の文化の向上及び発展に資することを目的とする	国の重要文化財所有者に対し、防災設備点検等維持管理費総事業費の1/4を補助する	S55	H30
152	教育委員会事務局 生涯学習部 文化財保護担当	市指定文化財保存修理 事業費補助金	市指定文化財所有者	4,500,000	4,500,000	条例の規定により指定された文化財の保存修理を行う文化財の所有者等に対して、必要な補助を行うことにより、文化財の保護を図り、市民の文化の向上及び発展に資することを目的とする	所有者から申請を受けた、保存修理事業を行わないと文化財としての価値を損なう恐れのあるものについて、審査を行い、審査に合格した文化財の保存修理事業にかかる総事業費の1/2について補助金を交付する	H12	H30
153	教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当	全国中学校スポーツ大会 選手派遣補助金	全国中学校スポーツ大会 に参加する本市立中 学校生徒の保護者	5,849,000	10,779,000	全国中学校体育大会及び全国中学校体育大会では開催されていない競技のうち、全国中学校体育大会と同様の予選会を経る全国規模の競技大会に参加する本市立中学校生徒の交通費及び宿泊費を補助し、スポーツ実践の機会を保障することで心身ともに健康な中学生の育成を図ることを目的とする	全国中学校体育大会及び全国中学校体育大会では開催されていない競技のうち、全国中学校体育大会と同様の予選会を経る全国規模の競技大会に出場する中学生に対する交通費および宿泊費の補助 なお、補助額については、交通費はＪＲ大阪駅から開催都市までの往復運賃に相当する額を上限 また、空路の方が合理的な場合は空路を適用し、開催都市までの往復運賃に相当する額を上限とする 運賃の積算、空路の利用については、職員の旅費に関する条例をもとに積算し、宿泊費は実費とする(1泊上限3,500円、かつ3泊を上限)	不明	H30
154	教育委員会事務局 学校経営管理 センター 事務管理担当	市奨学費(奨学費補助 金)	本市在住高校生および 高専生	71,568,000	230,748,000	経済的理由のために高等学校等の修学が困難な者に対し奨学費を支給し、教育の機会均等を確保することを目的とする	本市の区域内に住所を有する市民税非課税の世帯(生活保護世帯を除く)を対象として、領収書等により使途確認の上、奨学費を支給をする 第一学年は107,000円以内、第二学年以上は72,000円以内、大阪府「奨学のための給付金」の支給額を差し引いた額を奨学費の支給上限額とする	S24	H30
155	教育委員会事務局 学校経営管理 センター 事務管理担当	児童生徒就学費補助金 (学用品費等補助)	要保護・準要保護家庭 の児童生徒の保護者	999,979,000	1,085,406,000	教育基本法第4条第3項、学校教育法第19条に基づき、経済的な理由により、就学が困難な児童生徒に対して、必要な援助を行い就学の確保を図り、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする	就学が困難であると認定された生活保護受給者(要保護者)、生活保護に準ずる程度に困窮している者(準要保護者)に対して、児童生徒費、校外活動費、修学旅行費、通学費、入学準備金(1年生のみ)の支給を行う(修学旅行費以外は準要保護者のみ)	S34	H30
156	教育委員会事務局 学校経営管理 センター 事務管理担当	児童生徒就学費補助金 (中学校夜間学級学用 品費等補助)	本市在住中学校夜間学 級生徒、またはその保 護者	1,648,000	2,402,000	大阪市に在住する中学校夜間学級に通う生徒で、経済的理由により就学が困難な者に対し、就学上の負担を軽減し、教育の円滑な実施を図ることを目的とする	就学が困難であると認定された中学校夜間学級生徒またはその保護者に対して、学用品費等、校外活動費(泊を伴わないもの)、修学旅行費、通学費の支給を行う	S45	H30

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

番号	所 管	支出名称	支出先	28年度当初	27年度当初	交付目的	事業の概要	事業 開始年度	終期又は 次回検証 年度
157	教育委員会事務局 学校経営管理 センター 事務管理担当	児童生徒就学費補助金 (視覚・聴覚特別支援 学校高等部学用品費等 補助)	視覚・聴覚特別支援学 校高等部専攻科生徒の 保護者	345,000	588,000	視覚特別支援学校、聴覚特別支援学校への就学の特殊事情に鑑み、保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担能力に応じ、就学のための必要な経費について、本市が一部を補助することとし、もって特別支援教育の普及奨励を図ることを目的とする	「特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令」第2条の経費の支弁区分の第1段階及び第2段階に該当する者で、援助を希望する者に対して、学校徴収金会計基準に定める生徒費に相当する額の支給を行う	S32	H30
158	教育委員会事務局 学校経営管理 センター 事務管理担当 教育部 学校保健担当	児童生徒就学費補助金 (小・中学校特別支援 学級学用品費等補助)	大阪市立小・中学校の 特別支援学級に就学す る児童生徒の保護者及 び校教育法施行令第22 条の3に規定する障害 の程度に該当する児童 生徒の保護者	104,606,000	96,409,000	大阪市立小学校または中学校の特別支援学級に就学する児童生徒の保護者及び学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減し、もって、特別支援教育の振興に資することを目的とする	小学校または中学校の特別支援学級に就学している児童生徒の保護者及び学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童生徒の保護者に対して、「特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令」第2条の経費の支弁区分により経済的負担能力に応じて、学用品等購入費、校外活動費、修学旅行費、学校給食費、通学費、新入学児童・生徒学用品費等(1年生のみ)、交流学习交通費、職場実習交通費(中学校のみ)、医療費を支給する	S46	H30
159	北区役所 総務課	校庭等の芝生化事業に 対する補助金(維持管 理)	地域の芝生化実行委員 会等	0	124,000	地域住民が校庭等を芝生化し、子どもが緑のもとで遊べる環境をつくる活動を通じて、地域のコミュニケーションを活性化させ、地域づくりの実現を目指すことを目的に行う芝生化の整備事業を行った地域団体に対し、維持管理にかかる補助金を交付する	区の「校庭等の芝生化事業補助金」を活用して芝生の施工を行った実行委員会等に、校庭等の芝生の維持管理経費を補助する 補助内容:補助対象経費(肥料・オーバーシーード作業の施工及び材料に要する経費・目砂・備品・燃料・補植・エアレーションなど更新作業の施工及び材料に要する経費・消耗品等)の1/2に相当する額について、1㎡あたり155円を上限として補助する 補助率:1/2	H27	H27
160	北区役所 地域課	大阪市地域活性化事業 基金(ポートピア梅田 環境整備協力費)を活 用した北区まちづくり 支援事業補助金	北区地域振興会連合振 興町会等	247,342,000	139,823,000	北区における住民主体のまちづくりを支援するため、環境整備事業や地域のコミュニティづくり事業などを実施する地域団体に対して補助を実施することにより、北区における地域の活性化を図る	北区地域振興会連合振興町会等が行う環境整備事業や地域のコミュニティづくり事業などに対する経費を100%補助する	H27	H29
161	北区役所 地域課	地域活動協議会補助金	地域活動協議会	42,376,000	42,299,000	校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動及び運営経費の一部を補助する	(1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対する補助(具体的な活動内容については同協議会の選択に委ねる) 補助率:活動経費の50% 無報酬労力をみなしで金員換算(物件費の50%)して活動経費に加算する (2)地域活動協議会の運営(事務局の人件費や物件費)への補助 補助限度額:(1)の額の25%の額 ただし50万円に満たない場合は50万円(活動費補助金の交付額が100万円未満である場合は、活動費補助金の交付額の50%に相当する額)	H25	H29
162	北区役所 地域課	防犯カメラ設置補助金	地域の安全確保のため 防犯カメラを設置する 町会等	0	1,760,000	地域への防犯カメラ設置経費の補助を行うことで、犯罪抑止に効果的である防犯カメラの設置を促進し、街頭犯罪発生件数の減少を図る	対象者:地域の安全確保のため防犯カメラを設置する町会等 補助対象:防犯カメラの設置に要する費用 補助率:50% 上限額:1台110,000円	H26	H27
163	都島区役所 まちづくり推進課	地域活動協議会補助金	地域活動協議会	22,113,000	22,113,000	校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動及び運営経費の一部を補助する	(1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対する補助(区長が指定する活動 防犯・防災、子ども・青少年、福祉、環境、文化スポーツ) 補助率:活動経費の50% 無報酬労力をみなしで金員換算(物件費の50%)して活動経費に加算する (2)地域活動協議会の運営(事務局の人件費や物件費)への補助 補助限度額:(1)の額の25%の額 ただし50万円に満たない場合は50万円(活動費補助金の交付額が100万円未満である場合は、活動費補助金の交付額の50%に相当する額)	H25	H30

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

番号	所 管	支出名称	支出先	28年度当初	27年度当初	交付目的	事業の概要	事業開始年度	終期又は 次回検証年度
164	都島区役所 まちづくり推進課	子どもの安全見守り防犯カメラ設置補助事業	学校の周辺及び通学路・公園等の安全確保のために防犯カメラを設置する町会等	750,000	750,000	学校の周辺及び通学路・公園等への防犯カメラの設置経費の補助を行うことで、子どもの犯罪被害の防止に効果的である防犯カメラの設置を促進し、子どもの犯罪発生件数の減少を図る	学校の周辺及び通学路・公園等に町会等が設置する防犯カメラの設置経費を補助 補助限度額:150千円 補助率:3/4	H27	H29
165	福島区役所 市民協働課	地域活動協議会補助金	地域活動協議会	19,193,000	19,193,000	校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動及び運営経費の一部を補助する	(1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対する補助(具体的な活動内容については同協議会の選択に委ねる) 補助率:活動経費の50% 無報酬労力をみなしで金員換算(物件費の50%)して活動経費に加算する (2)地域活動協議会の運営(事務局の人件費や物件費)への補助 補助限度額:(1)の額の25%の額 ただし50万円に満たない場合は50万円(活動費補助金の交付額が100万円未満である場合は、活動費補助金の交付額の50%に相当する額)	H25	H29
166	福島区役所 企画総務課	校庭等の芝生化事業に対する補助金(維持管理)	地域の芝生化実行委員会等	140,000	155,000	地域住民が校庭等を芝生化し、子どもが緑のもとで遊べる環境をつくる活動を通じて、地域のコミュニケーションを活性化させ、地域づくりの実現を目指すことを目的に行う芝生化の整備事業を行った地域団体に対し、維持管理にかかる補助金を交付する	区の「校庭等の芝生化事業補助金」を活用して芝生の施工を行った実行委員会等に、校庭等の芝生の維持管理経費を補助する 補助内容:補助対象経費(肥料・オーバーシード作業の施工及び材料に要する経費・目砂・備品・燃料・植植・エアレーションなど更新作業の施工及び材料に要する経費・消耗品等)の1/2に相当する額について、1㎡あたり155円を上限として補助する 補助率:1/2	H27	H29
167	此花区役所 市民協働課	地域活動協議会補助金	地域活動協議会	13,486,000	13,888,000	校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動及び運営経費の一部を補助する	(1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対する補助(具体的な活動内容については同協議会の選択に委ねる) 補助率:活動経費の50% 無報酬労力をみなしで金員換算(物件費の50%)して活動経費に加算する (2)地域活動協議会の運営(事務局の人件費や物件費)への補助 補助限度額:(1)の額の25%の額 ただし50万円に満たない場合は50万円(活動費補助金の交付額が100万円未満である場合は、活動費補助金の交付額の50%に相当する額)	H25	H30
168	此花区役所 市民協働課	校庭等の芝生化事業に対する補助金(維持管理)	地域の芝生化実行委員会等	357,000	202,000	地域住民が校庭等を芝生化し、子どもが緑のもとで遊べる環境をつくる活動を通じて、地域のコミュニケーションを活性化させ、地域づくりの実現を目指すことを目的に行う芝生化の整備事業を行った地域団体に対し、維持管理にかかる補助金を交付する	区の「校庭等の芝生化事業補助金」を活用して芝生の施工を行った実行委員会等に、校庭等の芝生の維持管理経費を補助する 補助内容:補助対象経費(肥料・オーバーシード作業の施工及び材料に要する経費・目砂・備品・燃料・植植・エアレーションなど更新作業の施工及び材料に要する経費・消耗品等)の1/2に相当する額について、1㎡あたり155円を上限として補助する 補助率:1/2	H27	H29
169	此花区役所 市民協働課	校庭等の芝生化事業に対する補助金(施工)	地域の芝生化実行委員会等	0	5,300,000	地域住民が校庭等を芝生化し、子どもが緑のもとで遊べる環境をつくる活動を通じて、地域のコミュニケーションを活性化させ、地域づくりの実現を目指すことを目的に行う芝生化の整備事業を行った地域団体に対し、施工にかかる補助金を交付する	芝生化実行委員会等に、校庭等の芝生化にかかる施工経費を補助する 補助内容:補助対象経費(芝・肥料・土・基盤整備・給水設備・技術指導費・資機材購入費等)について、1㎡あたり5,300円を上限とし、530万円までを補助 補助率:10/10	H26	H27
170	此花区役所 保健福祉課	高齢者食事サービス事業補助金	各地域高齢者食事サービス委員会	3,560,000	3,584,000	此花区に居住するひとり暮らし高齢者やねたきり高齢者を対象に、ボランティアが地域施設での会食等の食事を提供する事業を実施し、高齢者の健康の増進と孤独感の解消を図り、また、地域社会との交流を深めることにより、高齢者の介護予防や社会参加を促進することを目的とする	ひとり暮らし高齢者やねたきり高齢者に対して、配食または地域の集会所などで会食事業等を実施する高齢者食事サービス委員会に対して食事費・会場費等の1/2を補助する(補助上限:食事費1食180円、会場費127,560円、検便費1人年1回500回)	H27	H29

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

番号	所 管	支出名称	支出先	28年度当初	27年度当初	交付目的	事業の概要	事業 開始年度	終期又は 次回検証 年度
171	中央区役所 市民協働課	地域活動協議会補助金	地域活動協議会	57,557,000	57,557,000	校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動及び運営経費の一部を補助する	(1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対する補助(具体的な活動内容については同協議会の選択に委ねる) 補助率:活動経費の50% 無報酬労力をみなしで金員換算(物件費の50%)して活動経費に加算する (2)地域活動協議会の運営(事務局の人員費や物件費)への補助 補助限度額: (1)の額の25%の額 ただし50万円に満たない場合は50万円(活動費補助金の交付額が100万円未満である場合は、活動費補助金の交付額の50%に相当する額)	H25	H30
172	中央区役所 市民協働課	中央区「商い体験」事業補助金	ミナミ地区(概ね中央大通、谷町筋、区境で囲まれた地区)の商店会	1,000,000	1,000,000	商店街の活性化と個性的で魅力的な商店街づくりを推し進めるミナミ地区の商店会等によって観光集客とミナミ地区の魅力を発信するために実施される「商い体験」事業を支援し、ミナミ地区の観光発展・経済振興に資する	ミナミ地区の商店会を対象として、「商い体験」事業、または、ミナミ地区の魅力を発信するために実施する事業の経費(会場費、謝金、広告宣伝費等)のうち1/2の補助率で上限500千円補助する	H21	H30
173	中央区役所 市民協働課	校庭等の芝生化事業に対する補助金(維持管理)	地域の芝生化実行委員会等	20,000	31,000	地域住民が校庭等を芝生化し、子どもが緑のもとで遊べる環境をつくる活動を通じて、地域のコミュニケーションを活性化させ、地域づくりの実現を目指すことを目的に行う芝生化の整備事業を行った地域団体に対し、維持管理にかかる補助金を交付する	区の「校庭等の芝生化事業補助金」を活用して芝生の施工を行った実行委員会等に、校庭等の芝生の維持管理経費を補助する 補助内容:補助対象経費(肥料・オーバーシード作業の施工及び材料に要する経費・目砂・備品・燃料・補植・エアレーションなど更新作業の施工及び材料に要する経費・消耗品等)の1/2に相当する額について、1㎡あたり155円を上限として補助する 補助率:1/2	H27	H29
174	中央区役所 市民協働課	既存施設の魅力発信機能を利用したにぎわいづくり事業補助金	既存施設の魅力発信機能を活用した街並みの魅力発信及びまちのにぎわいづくりを推進することを目的とし活動する組織	0	1,350,000	既存施設の魅力発信機能を有効に活用した街並みの魅力を効果的に発信するため、既存施設の魅力発信機能を利用したにぎわいづくり事業を実施する地元団体に対して補助を行うことにより、地域主体のまちのにぎわいづくりを推進する ・補助対象者 既存施設の魅力発信機能を活用した街並みの魅力発信及びまちのにぎわいづくりを推進することを目的とし活動する組織 ・補助対象事業 事業の企画、実施、広報等に要する経費	対象者:住民・企業等により構成された既存施設の魅力発信機能を活用し事業を推進する組織 補助対象の範囲:事業の企画、実施、広報に要する費用 補助率:1/2	H26	H27
175	西区役所 市民協働課	地域活動協議会補助金	地域活動協議会	22,268,000	22,268,000	校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動及び運営経費の一部を補助する	(1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対する補助(具体的な活動内容については同協議会の選択に委ねる) 補助率:活動経費の50% 無報酬労力をみなしで金員換算(物件費の50%)して活動経費に加算する (2)地域活動協議会の運営(事務局の人員費や物件費)への補助 補助限度額: (1)の額の25%の額 ただし50万円に満たない場合は50万円(活動費補助金の交付額が100万円未満である場合は、活動費補助金の交付額の50%に相当する額)	H25	H29
176	西区役所 まち魅力創造課	校庭等の芝生化事業に対する補助金(維持管理)	地域の芝生化実行委員会等	61,000	0	地域住民が校庭等を芝生化し、子どもが緑のもとで遊べる環境をつくる活動を通じて、地域のコミュニケーションを活性化させ、地域づくりの実現を目指すことを目的に行う芝生化の整備事業を行った地域団体に対し、維持管理にかかる補助金を交付する	区の「校庭等の芝生化事業補助金」を活用して芝生の施工を行った実行委員会等に、校庭等の芝生の維持管理経費を補助する。 補助内容:補助対象経費(肥料・オーバーシード作業の施工及び材料に要する経費・目砂・備品・燃料・補植・エアレーションなど更新作業の施工及び材料に要する経費・消耗品等)の1/2に相当する額について、1㎡あたり155円を上限として補助する 補助率:1/2	H28	H30

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

								(単位:円)	
番号	所 管	支出名称	支出先	28年度当初	27年度当初	交付目的	事業の概要	事業 開始年度	終期又は 次回検証 年度
177	港区役所 協働まちづくり 支援課	地域活動協議会補助金	港区内各地域活動協議会	27, 189, 000	29, 130, 000	校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動及び運営経費の一部を補助する	(1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対する補助(防犯・防災に関する活動、子ども・青少年に関する活動、福祉に関する活動、健康に関する活動、環境に関する活動、文化・スポーツに関する活動、その他の地域のまちづくりを推進することを目的とした活動) 補助率:活動経費の50% 無報酬労力をみなして金員換算(物件費の50%)して活動経費に加算する (2)地域活動協議会の運営(事務局の人件費や物件費)への補助 補助限度額:(1)の額の25%の額 ただし50万円に満たない場合は50万円(活動費補助金の交付額が100万円未満である場合は、活動費補助金の交付額の50%に相当する額)	H25	H29
178	港区役所 協働まちづくり 支援課	校庭等の芝生化事業に対する補助金(維持管理)	地域の芝生化実行委員会等	319, 000	233, 000	地域住民が校庭等を芝生化し、子どもが緑のもので遊べる環境をつくる活動を通じて、地域のコミュニケーションを活性化させ、地域づくりの実現を目指すことを目的に行う芝生化の整備事業を行った地域団体に対し、維持管理にかかる補助金を交付する	区の「校庭等の芝生化事業補助金」を活用して芝生の施工を行った実行委員会等に、校庭等の芝生の維持管理経費を補助する 補助内容:補助対象経費(肥料・オーバーシード作業の施工及び材料に要する経費・目砂・備品・燃料・補植・エアレーションなど更新作業の施工及び材料に要する経費・消耗品等)の1/2に相当する額について、1㎡あたり155円を上限として補助する 補助率:1/2	H27	H29
179	大正区役所 総務課	校庭等の芝生化事業に対する補助金(維持管理)	地域の芝生化実行委員会等	73, 000	113, 000	地域住民が校庭等を芝生化し、子どもが緑のもので遊べる環境をつくる活動を通じて、地域のコミュニケーションを活性化させ、地域づくりの実現を目指すことを目的に行う芝生化の整備事業を行った地域団体に対し、維持管理にかかる補助金を交付する	区の「校庭等の芝生化事業補助金」を活用して芝生の施工を行った実行委員会等に、校庭等の芝生の維持管理経費を補助する 補助内容:補助対象経費(肥料・オーバーシード作業の施工及び材料に要する経費・目砂・備品・燃料・補植・エアレーションなど更新作業の施工及び材料に要する経費・消耗品等)の1/2に相当する額について、1㎡あたり155円を上限として補助する 補助率:1/2	H27	H29
180	天王寺区役所 市民協働課	地域活動協議会補助金	地域活動協議会	16, 335, 000	16, 652, 000	校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動及び運営経費の一部を補助する	(1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対する補助(具体的な活動内容については同協議会の選択に委ねる) 補助率:活動経費の50% 無報酬労力をみなして金員換算(物件費の50%)して活動経費に加算する (2)地域活動協議会の運営(事務局の人件費や物件費)への補助 補助限度額:(1)の額の25%の額 ただし50万円に満たない場合は50万円(活動費補助金の交付額が100万円未満である場合は、活動費補助金の交付額の50%に相当する額)	H25	H30
181	天王寺区役所 市民協働課	校庭等の芝生化事業に対する補助金(維持管理)	地域の芝生化実行委員会等	93, 000	0	地域住民が校庭等を芝生化し、子どもが緑のもので遊べる環境をつくる活動を通じて、地域のコミュニケーションを活性化させ、地域づくりの実現を目指すことを目的に行う芝生化の整備事業を行った地域団体に対し、維持管理にかかる補助金を交付する	区の「校庭等の芝生化事業補助金」を活用して芝生の施工を行った実行委員会等に、校庭等の芝生の維持管理経費を補助する 補助内容:補助対象経費(肥料・オーバーシード作業の施工及び材料に要する経費・目砂・備品・燃料・補植・エアレーションなど更新作業の施工及び材料に要する経費・消耗品等)の1/2に相当する額について、1㎡あたり155円を上限として補助する 補助率:1/2	H28	H30

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

番号	所 管	支出名称	支出先	28年度当初	27年度当初	交付目的	事業の概要	事業開始年度	事業終了年度又は次回検証年度
182	浪速区役所 市民協働課	地域活動協議会補助金	地域活動協議会	19,636,000	20,242,000	校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動及び運営経費の一部を補助する	(1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対する補助(具体的な活動内容については同協議会の選択に委ねる) 補助率:活動経費の50% ただし無報酬労力をみなして金員換算(物件費の50%)して活動経費に加算する (2)地域活動協議会の運営(事務局の人件費や物件費)への補助 補助限度額:(1)の額の25%の額 ただし50万円に満たない場合は50万円(活動費補助金の交付額が100万円未満である場合は、活動費補助金の交付額の50%に相当する額)	H25	H30
183	浪速区役所 保健福祉課	在宅医療と介護の連携 基盤構築支援事業補助金	浪速区医師会	17,280,000	0	医療従事者と介護従事者がシームレスに必要な情報を共有するため、ICTを利用した医療介護連携システムを構築する医師会に対して補助を実施することにより、浪速区における在宅患者が重度な要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるような体制の確立を図る	ICTを利用した医療介護連携システムの構築にかかる導入経費(業務委託経費等)を補助する(補助上限:17,280千円)	H28	H28
184	西淀川区役所 クリーンにして グリーンなまちづくり課	校庭等の芝生化事業に対する補助金(施工)	地域の芝生化実行委員会等	2,120,000	0	地域住民が校庭等を芝生化し、子どもが緑のもとで遊べる環境をつくる活動を通じて、地域のコミュニケーションを活性化させ、地域づくりの実現を目指すことを目的に行う芝生化の整備事業を行った地域団体に対し、施工にかかる補助金を交付する	芝生化実行委員会等に、校庭等の芝生化にかかる施工経費を補助する 補助内容:補助対象経費(芝・肥料・土・基盤整備・給水設備・技術指導費・資機材購入費等)について、1㎡あたり5,300円を上限とし、530万円までを補助 補助率:10/10	H26	H28
185	西淀川区役所 クリーンにして グリーンなまちづくり課	校庭等の芝生化事業に対する補助金(維持管理)	地域の芝生化実行委員会等	66,000	31,000	地域住民が校庭等を芝生化し、子どもが緑のもとで遊べる環境をつくる活動を通じて、地域のコミュニケーションを活性化させ、地域づくりの実現を目指すことを目的に行う芝生化の整備事業を行った地域団体に対し、維持管理にかかる補助金を交付する	区の「校庭等の芝生化事業補助金」を活用して芝生の施工を行った実行委員会等に、校庭等の芝生の維持管理経費を補助する 補助内容:補助対象経費(肥料・オーバーシー ド作業の施工及び材料に要する経費・目砂・備品・燃料・補植・エアレーションなど更新作業の施工及び材料に要する経費・消耗品等)の1/2に相当する額について、1㎡あたり155円を上限として補助する 補助率:1/2	H27	H29
186	西淀川区役所 クリーンにして グリーンなまちづくり課	地域活動協議会補助金	地域活動協議会	33,632,000	31,760,000	校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動及び運営経費の一部を補助する	(1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対する補助(具体的な活動内容については同協議会の選択に委ねる) 補助率:活動経費の50% 無報酬労力をみなして金員換算(物件費の50%)して活動経費に加算する (2)地域活動協議会の運営(事務局の人件費や物件費)への補助 補助限度額:(1)の額の25%の額 ただし50万円に満たない場合は50万円(活動費補助金の交付額が100万円未満である場合は、活動費補助金の交付額の50%に相当する額)	H25	H29
187	西淀川区役所 福祉課	子ども達に寄り添うつどいの家補助金	NPO・ボランティア団体等	2,000,000	4,000,000	ネグレクト状態にある児童に対して、夕方から夜間にかけての居場所を提供し、学習支援、生活相談支援を行うものに対して、これに要する経費の一部を補助し、もって児童の健全育成と自立を促進することを目的とする	子ども達に寄り添うつどいの家事業を実施するNPO・ボランティア団体等に対して、子ども達に寄り添うつどいの家事業の実施に要する人件費及び物件費の経費等の1/2を補助する(補助上限:1,000千円/施設)	H27	H28
188	淀川区役所 政策企画課	福祉バス運行事業補助金	NPO法人、市民活動団体等の任意団体	0	359,000	淀川区福祉バスの廃止に伴い、区内の交通空白地等においてバス等運行事業を実施する任意団体等に対して、燃料費等の補助を行うことにより、高齢者や障がい者等の公共交通手段の確保を図る	区内の交通空白地等においてバス等運行事業を実施する任意団体に対して、事業に必要な燃料費及び駐車場賃借料(補助基準額359千円)の1/2を補助する	H27	H27

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

番号	所 管	支出名称	支出先	28年度当初	27年度当初	交付目的	事業の概要	事業 開始年度	終期又は 次回検証 年度
189	淀川区役所 政策企画課	福祉バス運行事業補助 金	企業、福祉法人等のバ ス運行を行う事業者	525, 000	0	区内の交通空白地域において、バス等運行事業を実施する事 業者に対して、燃料費等の補助を行うことにより、高齢者や 障がい者等の公共交通手段の確保を図る	区内の交通空白地域においてバス等運行事業を実施する事業 者に対して、事業に必要な燃料費及び駐車場賃借料（補助上 限額525千円）の1/2を補助する	H28	H28
190	淀川区役所 市民協働課	青色防犯パトロール活 動補助金	青色防犯パトロールを 実施する団体	320, 000	320, 000	区域内における青色防犯パトロール活動を支援するため、青 色防犯パトロール活動を実施する団体に対して補助を実施す ることにより、街頭犯罪を減少させ、安全で安心して暮らせ るまちづくりをめざす	青色防犯パトロール活動を実施する団体に対して、活動に要 する巡回車の燃料費及び駐車場賃借料等の経費の1/2を補助す る(上限16万円/1団体)	H24	H29
191	淀川区役所 市民協働課	自律的な地域運営を支 援するための活動補助 金	地域活動協議会	2, 600, 000	2, 200, 000	おおむね小学校区を単位とし、さまざまな市民活動団体が幅 広く参画した自律的な地域運営の仕組みである地域活動協議 会を形成した地域が、今後これまでに以上に各団体や住民との 連携を深め、新たな担い手を確保しながら、地域がより一丸 となって主体的に地域活動を進めていく取組みや、自らの発 想と創意工夫により発展しようとする際に、さまざまな事業 展開が容易になるよう、社会的信用を高める取組みを支援す る	(1) 地域活動協議会が、新たな幅広い層への周知や、新たな担 い手の確保を目的としたイベントを実施するための初期支援 補助限度額:200千円 補助率:1/2 (マッチングファンドの考え方を応用したインセ ンティブ制度を導入) (2) 地域活動協議会が法人格を取得するための取組支援 補助回数:1回 補助限度額:100千円 補助率:1/2	H24	H30
192	淀川区役所 市民協働課	地域活動協議会補助金	地域活動協議会	38, 485, 000	38, 485, 000	校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動対象と ならない活動分野を補完しながら地域経営を行う準行政的機 能を有する地域活動協議会の活動及び運営経費の一部を補助 する	(1) 地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対する補助 (具体的な活動内容については同協議会の選択に委ねる) 補助率:活動経費の50% 無報酬労力をみなして金員換算(物件費の50%)して活動経費 に加算する (2) 地域活動協議会の運営(事務局の人件費や物件費)への補助 補助限度額: (1) の額の25%の額 ただし50万円に満たない場合は50万円(活動費補助金の交付額 が100万円未満である場合は、活動費補助金の交付額の50%に 相当する額)	H25	H30
193	淀川区役所 市民協働課	校庭等の芝生化事業に 対する補助金(維持管 理)	地域の芝生化実行委員 会等	582, 000	298, 000	地域住民が校庭等を芝生化し、子どもが緑のもとで遊べる環 境をつくる活動を通じて、地域のコミュニケーションを活性 化させ、地域づくりの実現を目指すことを目的に行う芝生化 の整備事業を行った地域団体に対し、維持管理にかかる補助 金を交付する	区の「校庭等の芝生化事業補助金」を活用して芝生の施工を 行った実行委員会等に、校庭等の芝生の維持管理経費を補助 する 補助内容:補助対象経費(肥料・オーバーシー ド作業の施工及 び材料に要する経費・目砂・備品・燃料・植植・エアレー ションなど更新作業の施工及び材料に要する経費・消耗品等) の1/2に相当する額について、1㎡あたり155円を上限として補 助する 補助率:1/2	H27	H29
194	東淀川区役所 市民協働課	地域活動協議会補助金	地域活動協議会	64, 928, 000	64, 928, 000	校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動対象と ならない活動分野を補完しながら地域経営を行う準行政的機 能を有する地域活動協議会の活動及び運営経費の一部を補助 する	(1) 地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対する補助 (区長が指定する防犯・防災、子ども・青少年、福祉、健康、 環境、文化・スポーツなどの分野) 補助率:活動経費の50% 無報酬労力をみなして金員換算(物件費の50%)して活動経費 に加算する(ただし、防犯にかかる啓発事業については、補助 対象物件費の額を上限に、無報酬の労力を1時間当たり500円/ 人として算出した額を加算する) (2) 地域活動協議会の運営(事務局の人件費や物件費)への補助 補助限度額: (1) の額の25%の額 ただし50万円に満たない場合は50万円(活動費補助金の交付額 が100万円未満である場合は、活動費補助金の交付額の50%に 相当する額)	H25	H30
195	東淀川区役所 保健福祉課	校庭等の芝生化事業に 対する補助金(施工)	地域の芝生化実行委員 会等	5, 300, 000	5, 300, 000	地域住民が校庭等を芝生化し、子どもが緑のもとで遊べる環 境をつくる活動を通じて、地域のコミュニケーションを活性 化させ、地域づくりの実現を目指すことを目的に行う芝生化 の整備事業を行った地域団体に対し、施工にかかる補助金を 交付する	芝生化実行委員会等に、校庭等の芝生化にかかる施工経費を 補助する 補助内容:補助対象経費(芝・肥料・土・基盤整備・給水設 備・技術指導費・資機材購入費等)について、1㎡あたり5, 300 円を上限とし、530万円までを補助 補助率:10/10	H26	H28

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

番号	所 管	支出名称	支出先	28年度当初	27年度当初	交付目的	事業の概要	事業 開始年度	終期又は 次回検証 年度
196	東淀川区役所 保健福祉課	校庭等の芝生化事業に 対する補助金(維持管 理)	地域の芝生化実行委員 会等	422,000	313,000	地域住民が校庭等を芝生化し、子どもが緑のもとで遊べる環 境をつくる活動を通じて、地域のコミュニケーションを活性 化させ、地域づくりの実現を目指すことを目的に行う芝生化 の整備事業を行った地域団体に対し、維持管理にかかる補助 金を交付する	区の「校庭等の芝生化事業補助金」を活用して芝生の施工を 行った実行委員会等に、校庭等の芝生の維持管理経費を補助 する 補助内容:補助対象経費(肥料・オーバーシー ド作業の施工及 び材料に要する経費・目砂・備品・燃料・補植・エアレー ションなど更新作業の施工及び材料に要する経費・消耗品等) の1/2に相当する額について、1㎡あたり155円を上限として補 助する 補助率:1/2	H27	H29
197	東淀川区役所 保健福祉課	一時預かり 事業補助金	認可外保育施設を運営 する法人	3,160,000	4,244,000	認可外保育施設において時間単位の一時預かり事業を実施す る事業者に補助金を交付し、利用者の負担を軽減しながら保 護者の傷病等による緊急・一時的に保育が必要な場合や、保 護者の育児に伴う心理的・肉体的負担の軽減や就学前児童の 成長、発達等、子育て支援を実施することを目的とする	児童福祉法第24条の規定による保育の実施の対象とならない 就学前児童で、保護者の傷病等により保育を必要とする児童 を対象とし、認可外保育施設において保育サービスを提供す る 補助率:50%	H25	H30
198	東淀川区役所 保健福祉課	ライフステーション事 業補助金	社会福祉法人・医療法 人等	11,110,000	16,681,000	社会福祉法人・医療法人等の法人などが、専門的知識や技 術、所有する施設等を地域に提供し、日常的な生活相談から 福祉専門相談、見守りキーホルダー事業やその他見守り活動 事業を実施することにより、高齢者や障がい者などの要援護 者(以下「要援護者」という)がいつまでも地域で安心して生 活できる仕組みづくりを構築することを目的とする	要援護者が地域でいつまでも安心して生活できる仕組みを構 築するための事業の実施に要する経費(人件費及び物件費等) を補助する 補助対象:社会福祉法人・医療法人等の法人等 補助率:1/2(補助上限:5,555,000円/1ブロック)	H27	H29
199	東成区役所 まちづくり推進課	地域活動協議会補助金	地域活動協議会	17,500,000	17,500,000	校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動対象と ならない活動分野を補完しながら地域経営を行う準行政的機 能を有する地域活動協議会の活動及び運営経費の一部を補助 する	(1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対する補助 (具体的な活動内容については同協議会の選択に委ねる) 補助率:活動経費の50% 無報酬労力をみなしで金員換算(物件費の50%)して活動経費 に加算する (2)地域活動協議会の運営(事務局の人件費や物件費)への補助 補助限度額:(1)の額の25%の額 ただし50万円に満たない場合は50万円(活動費補助金の交付額 が100万円未満である場合は、活動費補助金の交付額の50%に 相当する額)	H25	H30
200	東成区役所 まちづくり推進課	ふれ愛バンジーまちづ くり活動支援事業補助 金	市民活動団体等	500,000	1,000,000	地域社会の課題に取り組む市民活動団体等の公益的な市民活 動に対して補助を行うことにより、自律的・継続的な活動と なるよう支援する	市民協働ステーションであるふれ愛バンジーを活用し、市民 活動団体等が地域社会の課題解決に取り組む公益的な事業の うち、第三者委員会が選定した事業に対して補助対象経費(消 耗品費、会議費等)の50%を上限に補助を行う	H27	H29
201	東成区役所 まちづくり推進課	校庭等の芝生化事業に 対する補助金(維持管 理)	地域の芝生化実行委員 会等	279,000	0	地域住民が校庭等を芝生化し、子どもが緑のもとで遊べる環 境をつくる活動を通じて、地域のコミュニケーションを活性 化させ、地域づくりの実現を目指すことを目的に行う芝生化 の整備事業を行った地域団体に対し、維持管理にかかる補助 金を交付する	区の「校庭等の芝生化事業補助金」を活用して芝生の施工を 行った実行委員会等に、校庭等の芝生の維持管理経費を補助 する 補助内容:補助対象経費(肥料・オーバーシー ド作業の施工及 び材料に要する経費・目砂・備品・燃料・補植・エアレー ションなど更新作業の施工及び材料に要する経費・消耗品等) の1/2に相当する額について、1㎡あたり155円を上限として補 助する 補助率:1/2	H28	H30
202	東成区役所 まちづくり推進課	自律的な地域運営を支 援するための活動補助 金	地域活動協議会	0	1,000,000	おおむね小学校区を単位とし、さまざまな市民活動団体が幅 広く参画した自律的な地域運営の仕組みである地域活動協議 会を形成した地域が、今後これまでに以上に各団体や住民との 連携を深め、新たな担い手を確保しながら、地域がより一丸 となって主体的に地域活動を進めていく取組みや、自らの発 想と創意工夫により発展しようとする際に、さまざまな事業 展開が容易になるよう、社会的信用を高める取組みを支援す る	(1)地域活動協議会が、新たな幅広い層への周知や、新たな担 い手の確保を目的としたイベントを実施するための初期支援 補助限度額:200千円 補助率:1/2 (マッチングファンドの考え方を応用したインセ ンティブ制度を導入) (2)地域活動協議会が法人格を取得するための取組支援 補助回数:1回 補助限度額:100千円 補助率:1/2	H24	H27

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

番号	所 管	支出名称	支出先	28年度当初	27年度当初	交付目的	事業の概要	事業開始年度	終期又は次回検証年度
203	東成区役所 保健福祉課	地域に根差した医療・福祉・介護の連携推進事業補助金	事業者等	0	4,000,000	だれもが住み慣れた地域で健やかに安心して暮らせるよう、区民の在宅医療・在宅療養を支える身近な地域での区民の交流、地域の見守り、多職種連携等の拠点のためのハード整備事業、または、新たな啓発事業などに対し、補助金を交付する	東成区内において空き室等をリノベーションにより用途や機能を変更して在宅医療や在宅療養を支える施設を整備するための「拠点整備事業」や在宅医療や在宅療養に関する啓発を行う「場づくり」事業を実施する事業者等に対して事業に要する経費の1/2を補助する	H27	H27
204	生野区役所 地域まちづくり課	校庭等の芝生化事業に対する補助金(維持管理)	地域の芝生化実行委員会等	159,000	159,000	地域住民が校庭等を芝生化し、子どもが緑のもとで遊べる環境をつくる活動を通じて、地域のコミュニケーションを活性化させ、地域づくりの実現を目指すことを目的に行う芝生化の整備事業を行った地域団体に対し、維持管理にかかる補助金を交付する	区の「校庭等の芝生化事業補助金」を活用して芝生の施工を行った実行委員会等に、校庭等の芝生の維持管理経費を補助する 補助内容:補助対象経費(肥料・オーバーシード作業の施工及び材料に要する経費・目砂・備品・燃料・植植・エアレーションなど更新作業の施工及び材料に要する経費・消耗品等)の1/2に相当する額について、1㎡あたり155円を上限として補助する 補助率:1/2	H27	H29
205	生野区役所 地域まちづくり課	青色防犯パトロール活動補助金	青色防犯パトロールを実施する団体	320,000	320,000	地域の自主防犯活動として青色防犯パトロールを実施する団体に対して、パトロールの実施に必要な経費の一部補助を行い、地域における自主防犯活動の促進と街頭犯罪発生件数の減少を図る	青色防犯パトロール活動の実施にかかる経費(ガソリン代等)の一部補助 補助対象者:生野区において青色防犯パトロール活動を実施する団体等 補助率:1/2以内	H24	H29
206	生野区役所 地域まちづくり課	地域活動協議会補助金	地域活動協議会	32,174,000	32,189,000	校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動及び運営経費の一部を補助する	(1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対する補助(具体的な活動内容については同協議会の選択に委ねる) 補助率:活動経費の50% 無報酬労力をみなしで金員換算(物件費の50%)して活動経費に加算する (2)地域活動協議会の運営(事務局の人件費や物件費)への補助 補助限度額:(1)の額の25%の額 ただし50万円に満たない場合は50万円(活動費補助金の交付額が100万円未満である場合は、活動費補助金の交付額の50%に相当する額)	H25	H29
207	生野区役所 地域まちづくり課	地域安全防犯カメラ設置補助金	街頭犯罪多発地域に防犯カメラを設置する地域団体等	3,450,000	2,850,000	街頭犯罪多発地域における犯罪を抑止するため、町会等に対して防犯カメラの設置にかかる経費を補助することにより、防犯カメラの設置を促進し、街頭犯罪発生件数の減少を図る	街頭犯罪多発地域に防犯カメラを設置する町会等に対して、その設置に要する経費を補助する 補助率:設置経費の3/4以内(補助上限150千円)	H26	H29
208	生野区役所 地域まちづくり課	福祉有償運送運転者育成支援事業補助金	福祉有償運送事業を実施しようとする者	225,000	340,000	地域住民等が主体となった福祉交通の担い手に対し補助金を交付することにより、地域の特性や実情、区内住民の移動手段のニーズにあった安定的な交通体系を構築し、便利で暮らしやすいまちづくりを目指す	新たに福祉有償運送にかかる運転手になろうとする者に対する講習会経費の補助 補助率:1/2以内 補助上限:7,500円	H26	H28
209	生野区役所 地域まちづくり課	高齢者食事サービス事業補助金	各地域高齢者食事サービス委員会等	7,258,000	7,306,000	高齢者の健康増進と地域社会との交流を促進するため、地域において食事サービスを実施する事業者等に対して補助を行う	食事サービスを実施する事業者等に対して、食材費・弁当代等の経費を補助する 補助率:対象経費の1/2以内	H27	H29
210	生野区役所 地域まちづくり課	地域福祉交通ネットワーク構築事業補助金	地域福祉交通のネットワーク構築を実施しようとする者	0	500,000	地域住民や民間事業者等が主体となった、地域福祉交通のネットワーク構築にかかる費用に対し補助金を交付することにより、地域の特性や実情、区内住民の移動手段のニーズにあった安定的な交通体系を構築し、便利で暮らしやすいまちづくりを目指す	生野区において、地域福祉交通にかかるネットワークを構築しようとする事業者に対する事業実施経費の補助 補助対象:生野区地域福祉交通ネットワーク構築事業にかかる事務費、人件費等 補助率:対象経費の1/2以内 補助上限:500千円	H27	H27
211	生野区役所 地域まちづくり課	自律的な地域運営を支援するための活動補助金	地域活動協議会	0	100,000	おおむね小学校区を単位とし、さまざまな市民活動団体が幅広く参画した自律的な地域運営の仕組みである地域活動協議会を形成した地域が、自らの発想と創意工夫により発展しようとする際に、さまざまな事業展開が容易になるよう、社会的信用を高める取組みを支援する	地域活動協議会が法人格を取得するための取組支援 補助回数:1回 補助限度額:100千円 補助率:1/2	H25	H27

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

番号	所 管	支出名称	支出先	28年度当初	27年度当初	交付目的	事業の概要	事業 開始年度	終期又は 次回検証 年度
212	旭区役所 総務課	バス運行事業補助金	乗合バス運行事業者	9,000,000	9,000,000	区内において、交通が不便となる地域の交通アクセスをカバーするとともに、現状のバスの利用者の大半を占める高齢者が利用しやすい車両を使用した乗合バスの運行を行う事業者の参入意欲を促進するため、区内において乗合バスの運行を実施する事業者に対して補助金を交付する	区内において乗合バスの運行を実施する事業者に対して、最低限必要な路線運行の実施に要する、運転手にかかる人件費及び路線運行に必要な燃料費等の1/2を補助する (補助上限:9,000千円)	H26	H30
213	旭区役所 市民協働課	地域活動協議会補助金	地域活動協議会	17,197,000	15,197,000	校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動及び運営経費の一部を補助する	(1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対する補助(具体的な活動内容については同協議会の選択に委ねる) 補助率:活動経費の50% 無報酬労力をみなしで金員換算(物件費の50%)して活動経費に加算する (2)地域活動協議会の運営(事務局の人件費や物件費)への補助 補助限度額:(1)の額の25%の額 ただし50万円に満たない場合は50万円(活動費補助金の交付額が100万円未満である場合は、活動費補助金の交付額の50%に相当する額)	H25	H30
214	旭区役所 市民協働課	校庭等の芝生化事業に対する補助金(維持管理)	地域の芝生化実行委員会等	155,000	62,000	地域住民が校庭等を芝生化し、子どもが緑のもとで遊べる環境をつくる活動を通じて、地域のコミュニケーションを活性化させ、地域づくりの実現を目指すことを目的に行う芝生化の整備事業を行った地域団体に対し、維持管理にかかる補助金を交付する	区の「校庭等の芝生化事業補助金」を活用して芝生の施工を行った実行委員会等に、校庭等の芝生の維持管理経費を補助する 補助内容:補助対象経費(肥料・オーバーシード作業の施工及び材料に要する経費・目砂・備品・燃料・補植・エアレーションなど更新作業の施工及び材料に要する経費・消耗品等)の1/2に相当する額について、1㎡あたり155円を上限として補助する 補助率:1/2	H27	H29
215	城東区役所 市民協働課	自律的な地域運営を支援するための活動補助金	地域活動協議会	200,000	200,000	おおむね小学校校区を単位とし、さまざまな市民活動団体が幅広く参画した自律的な地域運営の仕組みである地域活動協議会を形成した地域が、今後これまでに以上に各団体や住民との連携を深め、新たな担い手を確保しながら、地域がより一丸となって主体的に地域活動を進めていく取組みや、自らの発想と創意工夫により発展しようとする際に、さまざまな事業展開が容易になるよう、社会的信用を高める取組みを支援する	(1)地域活動協議会が、新たな幅広い層への周知や、新たな担い手の確保を目的としたイベントを実施するための初期支援 補助限度額:200千円 補助率:1/2(マッチングファンドの考え方を応用したインセンティブ制度を導入) (2)地域活動協議会が法人格を取得するための取組支援 補助回数:1回 補助限度額:100千円 補助率:1/2	H24	H29
216	城東区役所 市民協働課	地域活動協議会補助金	地域活動協議会	39,808,000	39,225,000	校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動及び運営経費の一部を補助する	(1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対する補助(具体的な活動内容については同協議会の選択に委ねる) 補助率:活動経費の50% 無報酬労力をみなしで金員換算(物件費の50%)して活動経費に加算する (2)地域活動協議会の運営(事務局の人件費や物件費)への補助 補助限度額:(1)の額の25%の額 ただし50万円に満たない場合は50万円(活動費補助金の交付額が100万円未満である場合は、活動費補助金の交付額の50%に相当する額)	H25	H29
217	城東区役所 市民協働課	校庭等の芝生化事業に対する補助金(維持管理)	地域の芝生化実行委員会等	53,000	53,000	地域住民が校庭等を芝生化し、子どもが緑のもとで遊べる環境をつくる活動を通じて、地域のコミュニケーションを活性化させ、地域づくりの実現を目指すことを目的に行う芝生化の整備事業を行った地域団体に対し、維持管理にかかる補助金を交付する	区の「校庭等の芝生化事業補助金」を活用して芝生の施工を行った実行委員会等に、校庭等の芝生の維持管理経費を補助する 補助内容:補助対象経費(肥料・オーバーシード作業の施工及び材料に要する経費・目砂・備品・燃料・補植・エアレーションなど更新作業の施工及び材料に要する経費・消耗品等)の1/2に相当する額について、1㎡あたり155円を上限として補助する 補助率:1/2	H27	H29

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

									(単位:円)	
番号	所 管	支出名称	支出先	28年度当初	27年度当初	交付目的	事業の概要	事業 開始年度	終期又は 次回検証 年度	
218	城東区役所 保健福祉課	高齢者食事サービス事業補助金	各地域高齢者食事サービス委員会	7,274,000	7,528,000	区内に居住するひとり暮らしの高齢者や、高齢者のみの世帯等を対象に食事サービスを行う地域高齢者食事サービス委員会に対して補助金を交付し、当該高齢者の健康増進と地域社会との交流を図る	高齢者食事サービス事業を実施する委員会に対して、実施に要する活動費、運営費の1/2を補助する	H27	H29	
219	城東区役所 保健福祉課	一時保育事業補助金	社会福祉法人等	6,918,000	2,434,000	就労形態の多様化に伴う一時的な保育や、保護者の傷病等による緊急時の保育に対応するため、また、保護者の育児に伴う心理的・肉体的負担の軽減や就学前児童の成長・発達のために保育が必要な場合に、一時保育事業において保育サービスを提供する法人に補助金を交付し、乳幼児の福祉の増進を図る	一時保育事業を実施する法人に対して、必要な担当保育士の人件費等を延べ利用児童数から補助基準額により算出のうえ、その金額を補助金として交付する	H27	H29	
220	鶴見区役所 地域活動支援課	自律的な地域運営を支援するための活動補助金	地域活動協議会	100,000	200,000	おおむね小学校区を単位とし、さまざまな市民活動団体が幅広く参画した自律的な地域運営の仕組みである地域活動協議会を形成した地域が、今後これまでに以上に各団体や住民との連携を深め、新たな担い手を確保しながら、地域がより一丸となって主体的に地域活動を進めていく取組みや、自らの発想と創意工夫により発展しようとする際に、さまざまな事業展開が容易になるよう、社会的信用を高める取組みを支援する	地域活動協議会による法人格の取得にかかる事業 補助期間:1ヵ年(法人格の取得にかかる1回限り) 補助限度額:100千円 補助率:1/2	H24	H28	
221	鶴見区役所 地域活動支援課	地域活動協議会補助金	地域活動協議会	23,934,000	30,995,000	校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動及び運営経費の一部を補助する	(1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対する補助(区長が指定する防犯・防災、子ども・青少年、福祉、健康、環境、文化・スポーツ、広報、その他の分野) 補助率:活動経費の50% 無報酬労力をみなして金員換算(物件費の50%)して活動経費に加算する(ただし、子ども・青少年、健康、文化・スポーツ、その他の分野については加算しない) (2)地域活動協議会の運営(事務局の人件費や物件費)への補助 補助限度額:(1)の額の25%の額 ただし50万円に満たない場合は50万円(活動費補助金の交付額が100万円未満である場合は、活動費補助金の交付額の50%に相当する額)	H25	H29	
222	鶴見区役所 地域活動支援課	校庭等の芝生化事業に対する補助金(維持管理)	地域の芝生化実行委員会等	65,000	155,000	地域住民が校庭等を芝生化し、子どもが緑のもとで遊べる環境をつくる活動を通じて、地域のコミュニケーションを活性化させ、地域づくりの実現を目指すことを目的に行う芝生化の整備事業を行った地域団体に対し、維持管理にかかる補助金を交付する	区の「校庭等の芝生化事業補助金」を活用して芝生の施工を行った実行委員会等に、校庭等の芝生の維持管理経費を補助する 補助内容:補助対象経費(肥料・オーバーシード作業の施工及び材料に要する経費・目砂・備品・燃料・補植・エアレーションなど更新作業の施工及び材料に要する経費・消耗品等)の1/2に相当する額について、1㎡あたり155円を上限として補助する 補助率:1/2	H27	H29	
223	阿倍野区役所 企画調整課	地域活動協議会補助金	地域活動協議会	21,900,000	21,900,000	校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動及び運営経費の一部を補助する	(1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対する補助(具体的な活動内容については同協議会の選択に委ねる) 補助率:活動経費の50% 無報酬労力をみなして金員換算(物件費の50%)して活動経費に加算する (2)地域活動協議会の運営(事務局の人件費や物件費)への補助 補助限度額:(1)の額の25%の額 ただし50万円に満たない場合は50万円(活動費補助金の交付額が100万円未満である場合は、活動費補助金の交付額の50%に相当する額)	H25	H30	

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

番号	所 管	支出名称	支出先	28年度当初	27年度当初	交付目的	事業の概要	事業 開始年度	終期又は 次回検証 年度
224	阿倍野区役所 企画調整課	校庭等の芝生化事業に 対する補助金(施工)	地域の芝生化実行委員 会等	4,596,000	0	地域住民が校庭等を芝生化し、子どもが緑のもので遊べる環 境をつくる活動を通じて、地域のコミュニケーションを活性 化させ、地域づくりの実現を目指すことを目的に行う芝生化 の整備事業を行った地域団体に対し、施工にかかる補助金を 交付する	芝生化実行委員会等に、校庭等の芝生化にかかる施工経費を 補助する 補助内容:補助対象経費(芝・肥料・土・基盤整備・給水設 備・技術指導費・資機材購入費等)について、1㎡あたり5,300 円を上限とし、530万円までを補助 補助率:10/10	H28	H28
225	阿倍野区役所 保健福祉課	高齢者食事サービス事 業補助金	各地域高齢者食事サー ビス委員会等	4,097,000	4,066,000	阿倍野区に居住するひとり暮らし・寝たきり高齢者等に対し て、地域施設で会食等の食事サービスを実施する事業者に対 して補助を行うことにより、当該高齢者の健康増進と地域社 会との交流を深め、高齢者の介護予防や社会参加の促進を図 る	食事サービス事業を実施する事業者に対して、食事サービス 事業の実施に要する食料費などの食事にかかる経費と、活動 に必要な消耗品費・使用料等の運営にかかる経費の総額の1/2 を上限に予算の範囲内で補助する	H27	H30
226	住之江区役所 政策推進室	地域活動協議会補助金	地域活動協議会	46,942,000	40,007,000	校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動対象と ならない活動分野を補充しながら地域経営を行う準行政的機 能を有する地域活動協議会の活動及び運営経費の一部を補助 する	(1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対する補助 (具体的な活動内容については同協議会の選択に委ねる) 補助率:活動経費の50% 無報酬労力をみなして金員換算(物件費の50%)して活動経費 に加算する (2)地域活動協議会の運営(事務局の人件費や物件費)への補助 補助限度額: (1)の額の25%の額 ただし50万円に満たない場合は50万円(活動費補助金の交付額 が100万円未満である場合は、活動費補助金の交付額の50%に 相当する額)	H25	H30
227	住之江区役所 政策推進室	校庭等の芝生化事業に 対する補助金(維持管 理)	地域の芝生化実行委員 会等	155,000	155,000	地域住民が校庭等を芝生化し、子どもが緑のもので遊べる環 境をつくる活動を通じて、地域のコミュニケーションを活性 化させ、地域づくりの実現を目指すことを目的に行う芝生化 の整備事業を行った地域団体に対し、維持管理にかかる補助 金を交付する	区の「校庭等の芝生化事業補助金」を活用して芝生の施工を 行った実行委員会等に、校庭等の芝生の維持管理経費を補助 する 補助内容:補助対象経費(肥料・オーバーシード作業の施工及 び材料に要する経費・目砂・備品・燃料・植植・エアレー ションなど更新作業の施工及び材料に要する経費・消耗品等) の1/2に相当する額について、1㎡あたり155円を上限として補 助する 補助率:1/2	H27	H29
228	住吉区役所 教育文化課	校庭等の芝生化事業に 対する補助金(維持管 理)	地域の芝生化実行委員 会等	186,000	186,000	地域住民が校庭等を芝生化し、子どもが緑のもので遊べる環 境をつくる活動を通じて、地域のコミュニケーションを活性 化させ、地域づくりの実現を目指すことを目的に行う芝生化 の整備事業を行った地域団体に対し、維持管理にかかる補助 金を交付する	区の「校庭等の芝生化事業補助金」を活用して芝生の施工を 行った実行委員会等に、校庭等の芝生の維持管理経費を補助 する 補助内容:補助対象経費(肥料・オーバーシード作業の施工及 び材料に要する経費・目砂・備品・燃料・植植・エアレー ションなど更新作業の施工及び材料に要する経費・消耗品等) の1/2に相当する額について、1㎡あたり155円を上限として補 助する 補助率:1/2	H27	H29
229	住吉区役所 教育文化課	すみよしの魅力PR補 助金	地域の実行委員会等	2,000,000	2,000,000	地域住民等が住吉区の歴史・文化・自然資源を活用し、住吉 の魅力を発信する文化的事業を実施する活動を通じて、まち の活性化を図ることを目的にした文化事業を行った地域団体 等に対し、イベント運営等事業にかかる補助金を交付する	区の「すみよしの魅力PR補助金」を活用して住吉区の魅力 を発信する事業イベントを開催する団体等に、イベント運営 にかかる経費を補助する 補助内容:出演者等謝礼、パンフレットポスター等の印刷製本 費、イベントにかかる保険料、会場使用料、会場設営等にか かる委託料等の1/2に相当する額について、100万円を上限と して補助 補助率:1/2	H27	H29

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

番号	所 管	支出名称	支出先	28年度当初	27年度当初	交付目的	事業の概要	事業開始年度	事業終了年度 又は 次回検証年度
230	住吉区役所 地域課	地域活動協議会補助金	地域活動協議会	40,284,000	40,284,000	校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動及び運営経費の一部を補助する	(1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対する補助(具体的な活動内容については同協議会の選択に委ねる) 補助率:予算の範囲内で活動経費の50% 無報酬労力をみなしで金員換算(物件費の50%)して活動経費に加算する (2)地域活動協議会の運営(事務局の人件費や物件費)への補助 補助限度額:予算の範囲内で(1)の額の25%の額 ただし50万円に満たない場合は当該額(活動費補助金の交付額が100万円未満である場合は、活動費補助金の交付額の50%に相当する額)	H25	H29
231	東住吉区役所 区民企画課	校庭等の芝生化事業に対する補助金(施工)	地域の芝生化実行委員会等	2,549,000	4,505,000	地域住民が校庭等を芝生化し、子どもが緑のもとで遊べる環境をつくる活動を通じて、地域のコミュニケーションを活性化させ、地域づくりの実現を目指すことを目的に行う芝生化の整備事業を行った地域団体に対し、施工にかかる補助金を交付する	芝生化実行委員会等に、校庭等の芝生化にかかる施工経費を補助する 補助内容:補助対象経費(芝・肥料・土・基盤整備・給水設備・技術指導費・資機材購入費等)について、1㎡あたり5,300円を上限とし、530万円までを補助 補助率:10/10	H27	H28
232	東住吉区役所 区民企画課	地域活動協議会補助金	地域活動協議会	34,154,000	34,177,000	校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動及び運営経費の一部を補助する	(1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対する補助(具体的な活動内容については同協議会の選択に委ねる) 補助率:活動経費の50% 無報酬労力をみなしで金員換算(物件費の50%)して活動経費に加算する (2)地域活動協議会の運営(事務局の人件費や物件費)への補助 補助限度額:(1)の額の25%の額 ただし50万円に満たない場合は50万円(活動費補助金の交付額が100万円未満である場合は、活動費補助金の交付額の50%に相当する額)	H25	H29
233	東住吉区役所 保健福祉課	高齢者食事サービス事業補助金	各地域高齢者食事サービス委員会	4,689,000	4,584,000	高齢者の健康保持やいきがいつくりや地域の福祉コミュニティの醸成のため、地域施設での会食等の提供を実施する事業者に対して補助を行うことにより、高齢者の介護予防や社会参加の促進を図る	地域施設での会食等の提供を実施する事業者に対して、地域施設での会食等の提供の実施に要する食材料購入経費及び報償費等の1/2を補助する(食材料費・弁当代経費については補助基準額:250円、ボランティア検便経費については補助基準額:205円、活動に必要な経費については補助基準額:12,000円～89,000円)	H27	H29
234	東住吉区役所 保健福祉課	コミュニティケア活動補助金	区民が構成する地域福祉活動を行う団体等	0	2,500,000	区民等の自主的な地域福祉活動を側面支援するため、福祉のまちづくり実現のための事業を実施する区民が構成する地域福祉活動を行う団体等に対して補助を行うことにより、「市民による自律的な地域運営」の実現を図る	福祉のまちづくり実現のための事業を実施する区民が構成する地域福祉活動を行う団体等に対して、福祉のまちづくり実現のための事業の実施に要する報酬経費及び消耗品購入経費等の1/2を補助する(補助上限:500千円)	H25	H27
235	東住吉区役所 区民企画課	校庭等の芝生化事業に対する補助金(維持管理)	地域の芝生化実行委員会等	58,000	0	地域住民が校庭等を芝生化し、子どもが緑のもとで遊べる環境をつくる活動を通じて、地域のコミュニケーションを活性化させ、地域づくりの実現を目指すことを目的に行う芝生化の整備事業を行った地域団体に対し、維持管理にかかる補助金を交付する	区の「校庭等の芝生化事業補助金」を活用して芝生の施工を行った実行委員会等に、校庭等の芝生の維持管理経費を補助する 補助内容:補助対象経費(肥料・オーバーシード作業の施工及び材料に要する経費・目砂・備品・燃料・補植・エアレーションなど更新作業の施工及び材料に要する経費・消耗品等)の1/2に相当する額について、1㎡あたり155円を上限として補助する 補助率:1/2	H28	H29
236	平野区役所 まちづくり協働課	校庭等の芝生化事業に対する補助金(維持管理)	地域の芝生化実行委員会等	284,000	284,000	地域住民が校庭等を芝生化し、子どもが緑のもとで遊べる環境をつくる活動を通じて、地域のコミュニケーションを活性化させ、地域づくりの実現を目指すことを目的に行う芝生化の整備事業を行った地域団体に対し、維持管理にかかる補助金を交付する	区の「校庭等の芝生化事業補助金」を活用して芝生の施工を行った実行委員会等に、校庭等の芝生の維持管理経費を補助する 補助内容:補助対象経費(肥料・オーバーシード作業の施工及び材料に要する経費・目砂・備品・燃料・補植・エアレーションなど更新作業の施工及び材料に要する経費・消耗品等)の1/2に相当する額について、1㎡あたり155円を上限として補助する 補助率:1/2	H27	H29

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

番号	所 管	支出名称	支出先	28年度当初	27年度当初	交付目的	事業の概要	事業開始年度	終期又は 次回検証年度
237	平野区役所 まちづくり協働課	地域活動協議会補助金	地域活動協議会	52,118,000	52,118,000	校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動及び運営経費の一部を補助する	(1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対する補助(具体的な活動内容については同協議会の選択に委ねる) 補助率:活動経費の50% 無報酬労力をみなしで金員換算(物件費の50%)して活動経費に加算する (2)地域活動協議会の運営(事務局の人件費や物件費)への補助 補助限度額:(1)の額の25%の額 ただし50万円に満たない場合は50万円(活動費補助金の交付額が100万円未満である場合は、活動費補助金の交付額の50%に相当する額)	H25	H29
238	西成区役所 総務課	簡易宿所設備改善助成金	西成区内において簡易宿所等を経営する事業者(法人・個人)	20,000,000	20,000,000	ビジネス・観光客受入のために設備の改善等を行う区内の簡易宿所事業者に対して、助成金を交付することにより、観光客受入施設の増加を促し、地域の活性化を図るとともに、大阪全体の観光客受入体制の整備につなげる	ビジネス客・観光客受入のために設備の改善等を行う区内の簡易宿所事業者に対して、シャワールーム・トイレ・I T環境(Wi-Fi環境)・客室整備(畳のフローリング化等)・看板(英語表記)・フロント設備の整備に要する工事費の1/2の額を助成する(補助上限:200万円)	H27	H29
239	西成区役所 市民協働課	地域活動協議会補助金	地域活動協議会	50,087,000	50,087,000	校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動及び運営経費の一部を補助する	(1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対する補助(具体的な活動内容については同協議会の選択に委ねる) 補助率:活動経費の50% 無報酬労力をみなしで金員換算(物件費の50%)して活動経費に加算する (2)地域活動協議会の運営(事務局の人件費や物件費)への補助 補助限度額:(1)の額の25%の額 ただし50万円に満たない場合は50万円(活動費補助金の交付額が100万円未満である場合は、活動費補助金の交付額の50%に相当する額)	H25	H30
240	西成区役所 市民協働課	校庭等の芝生化事業に対する補助金(維持管理)	地域の芝生化実行委員会等	411,000	310,000	地域住民が校庭等を芝生化し、子どもが緑のもで遊べる環境をつくる活動を通じて、地域のコミュニケーションを活性化させ、地域づくりの実現を目指すことを目的に行う芝生化の整備事業を行った地域団体に対し、維持管理にかかる補助金を交付する	区の「校庭等の芝生化事業補助金」を活用して芝生の施工を行った実行委員会等に、校庭等の芝生の維持管理経費を補助する 補助内容:補助対象経費(肥料・オーバーシード作業の施工及び材料に要する経費・目砂・備品・燃料・補植・エアレーションなど更新作業の施工及び材料に要する経費・消耗品等)の1/2に相当する額について、1㎡あたり155円を上限として補助する 補助率:1/2	H27	H29
241	西成区役所 市民協働課	防犯カメラ設置補助金	西成区内の地域活動協議会及び同協議会を構成する団体	1,200,000	0	地域へ防犯カメラを設置する地域活動協議会に対して補助を実施することにより、犯罪の温床となりにくい環境づくりを推進する	防犯カメラ設置に要する本体購入費・取付工事費等の1/2を補助する(補助上限:10万円)	H28	H30
242	西成区役所 市民協働課	簡易宿所等防犯カメラ設置補助金	西成区内において簡易宿所等を経営する事業者(法人・個人)	2,000,000	3,000,000	区内において、治安の向上を求められているエリアの課題に対応するため、簡易宿所等の経営者で防犯カメラの新設を希望する者に対して、本体購入費等の補助を実施することにより、犯罪発生率の低下を目指す	簡易宿所等の経営者で防犯カメラの新設を希望する者に対して、防犯カメラ設置事業の実施に要する本体購入費・取付工事費等の1/2を補助する(補助上限:10万円)	H27	H28
243	西成区役所 保健福祉課	高齢者・障がい者買い物支援事業補助金	買い物支援を通じて高齢者・障がい者の見守り活動を行う者	0	2,700,000	徒歩圏内に生活必需品を買うことができる店舗が激減し、公共交通機関の利便性も悪いことから、高齢者等が孤立化している地域において、移動販売による買い物支援を通じて高齢者等の見守り活動を行う者に対して、補助を実施することにより、高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活できることを目的とする	買い物支援を通じて高齢者・障がい者の見守り活動を行う者に対して、買い物支援事業を5年以上実施することを条件とし、同事業の実施に要する移動販売車の購入・改造経費の1/2を補助する(補助上限:270万円)	H27	H27
28年度に支出対象がないため予算計上を行っていないもの等				0	74,345,000				
合計				33,175,081,000	30,857,929,000				

※「28年度当初」欄に金額の記載がないものについては、廃止となったもの。

(下水道事業会計)

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

番号	所 管	支出名称	支出先	28年度当初	27年度当初	交付目的	事業の概要	事業開始年度	終期又は 次回検証 年度
1	建設局 下水道河川部 事業所担当	雨水貯留タンク普及促進助成	市内に雨水貯留タンクを設置する申請者	1,800,000	1,800,000	総合的な浸水対策の一環として、雨水の流出抑制及び雨水の利用を目的とした雨水貯留タンクを設置する市民に対し助成金を交付する	市内の住宅等に設置される市販の雨水貯留タンク1基につき3万円を上限として、購入費の1/2を助成する	H18	H30

準公営企業会計合計	1,800,000	1,800,000
-----------	-----------	-----------

合計	33,176,881,000	30,859,729,000
----	----------------	----------------

2. 新規補助金概要シート

(1) 補助内容

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

番 号	10	所 管	経済戦略局立地推進部国際担当		
名 称	新規展示会誘致補助金				
交付先	展示会主催者				
交付目的	開催地域における関連産業に大きな経済波及効果をもたらし、定着率の非常に高い展示会を誘致するため、大阪市域内で今後の継続が期待される、企業によるビジネスを目的とした新たな展示会を開催する主催者に対して補助を実施することにより、中小企業の支援を図り、ひいては大阪経済の活性化を図る。				
事業の概要	大阪市域内で3回以上開催される展示会の初回開催に要する施設使用料の1/2を補助する(補助上限:1,000万円)。 ・企業によるビジネスを目的に新たに開催するもの ・会期3日間以上 ・施設使用面積延べ3万㎡以上				
28算定額及び積算	補助対象経費10,380千円※×補助率1/2≒5,000千円(補助上限10,000千円) 5,000千円×4件=補助金額20,000千円(平成28年度予算算定) ※市内展示施設平均面積単価346円×30,000㎡=10,380千円				
事業開始年度	平成28年度		交付方法	通常払い(補助金額確定後)	
根拠規定等	法律 ☐	条例 ☐	規則 ☐	契約・債務負担行為等 ☐	要綱 ☒
法律・条例等の名称					
補助率等	補助基準額:一、補助率:50%(上限:10,000千円)				
財源の有無	国 ☐ ()	府 ☐ ()	その他() ☐ ()	無 ☒	
本市以外からの直接補助	国 ☐ ()	府 ☐ ()	その他() ☐ ()	無 ☒	
交付先の分類	法人(国または地方公共団体が主催する場合を除く)				
性質別分類	その他事業補助				
終 期	平成30年度				
公 募	有(提案型) ☐		有(提案型以外) ☒	無 ☐	
市民の参画	有 ☐	無 ☒			
再補助の有無	有 ☐	無 ☒	有の場合 その理由		

(2) ガイドラインにおける基本的視点

基本的視点		説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足る公益性が認められる)	展示会には、事業拡大をめざす企業が一定の期間において一堂に会し、質の高い商談取引を創出するなどの効果があり、市内中小企業のビジネス拡大・成長促進が期待されることから、大阪での展示会開催件数を増加させ、在阪中小企業に向けたビジネスチャンスを創出する。また、開催地域における関連産業への大きな経済効果が期待される。
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	展示会を開催する際に必要となる施設使用料のみを補助対象としており、補助率は1/2とし補助上限も設定しているため妥当である。
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的実現に最適である)	見本市、展示会には定着性があるため、初回開催時の展示施設使用料の補助には有効性がある。
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	公募による補助申請に基づき交付先を決定するため、適正である。

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	大阪市内における新規展示会(企業によるビジネスを目的としたもの)の開催件数:2件以上 測定方法:年度末時点の補助金実績報告等による
--------	--

(1) 補助内容

番 号	76	所 管	こども青少年局子育て支援部管理課		
名 称	一時預かり事業実施施設開設準備経費補助金				
交付先	社会福祉法人等				
交付目的	一時預かり事業実施施設を新規開設する法人に対して補助を実施することにより、費用負担を軽減し、施設の新規開設の促進を図る。				
事業の概要	一時預かり事業実施施設を開設する法人に対して、施設の確保及び改修に要する経費、備品購入費等を補助する。(補助上限:1,500千円)				
28算定額及び積算	補助上限1,500千円×10ヵ所＝15,000千円(平成28年度予算算定)				
事業開始年度	平成28年度		交付方法	通常払い(補助金額確定後)	
根拠規定等	法律 ☐	条例 ☐	規則 ☐	契約・債務負担行為等 ☐	要綱 ☒
法律・条例等の名称					
補助率等	補助基準額:一、補助率:100%(上限1,500千円)				
財源の有無	国 ☒ (1/3)	府 ☒ (1/3)	その他() ☐ ()	無 ☐	
本市以外からの直接補助	国 ☐ ()	府 ☐ ()	その他() ☐ ()	無 ☒	
交付先の分類	法人				
性質別分類	施設整備事業補助				
終 期	平成30年度				
公 募	有(提案型) ☒		有(提案型以外) ☐		無 ☐
市民の参画	有 ☐	無 ☒			
再補助の有無	有 ☐	無 ☒	有の場合 その理由		

(2) ガイドラインにおける基本的視点

基本的視点		説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足る公益性が認められる)	市民ニーズを踏まえた子ども・子育て支援計画に基づき、一時預かり事業実施施設整備を進めている。しかし、本市の状況においても、事業実施施設の新規開設数は伸び悩んでいる現状があるため目標達成に向けて整備費の補助が必要である。
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	補助対象経費を新規の事業開始に必要な改修経費などに限定し、国基準の範囲内の補助上限としているため、妥当である。
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的実現に最適である)	一時預かり事業実施施設の開設促進には、開設時の初期経費が大きな負担となっていることから、負担軽減を図るためには、補助による実施が最適である。
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	交付先の決定は公募型プロポーザルにより選定するため、公平性は確保されている。

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	・新規開設施設数(平成31年度まで)…16施設 ・測定方法…年度末補助実績による
--------	---

(1) 補助内容

番 号	80	所 管	こども青少年局子育て支援部こども家庭課		
名 称	児童養護施設等整備事業補助金				
交付先	社会福祉法人等				
交付目的	児童養護施設及び乳児院等の小規模化整備事業または里親及びファミリーホーム新規事業者の環境改善整備事業を実施する社会福祉法人に対して補助を実施することにより、施設等における措置児童の家庭的養護の推進を図る。				
事業の概要	児童養護施設及び乳児院等の小規模化整備事業または里親及びファミリーホーム新規事業者の環境改善整備事業の実施に要する改築経費及び改修経費等の一部を補助する。 ・児童養護施設及び乳児院等：補助率3/4 ・里親：補助率4/4(補助上限1,000千円) ・ファミリーホーム：補助率4/4(補助上限1,600千円)				
28算定額及び積算	・児童養護施設及び乳児院等：補助対象経費408,748千円×補助率3/4＝306,561千円① ・里親：補助上限1,000千円×6組＝6,000千円② ・ファミリーホーム：補助上限1,600千円×2カ所＝3,200千円③ ①＋②＋③＝315,761千円(平成28年度予算算定)				
事業開始年度	平成28年度		交付方法	通常払い(補助金額確定後)	
根拠規定等	法律 ☐	条例 ☐	規則 ☐	契約・債務負担行為等 ☐	要綱 ☒
法律・条例等の名称					
補助率等	①児童養護施設及び乳児院等：補助基準額：一、補助率75%(上限：定員毎に設定) ②里親：補助基準額：一、補助率100%(上限1,000千円) ③ファミリーホーム：補助基準額：一、補助率100%(上限1,600千円)				
財源の有無	国 ☒ ①(2/3) ②・③(1/2)	府 ☐ ()	その他() ☐ ()	無 ☐	
本市以外からの直接補助	国 ☐ ()	府 ☐ ()	その他() ☐ ()	無 ☒	
交付先の分類	法人				
性質別分類	施設整備事業補助				
終 期	平成30年度				
公 募	有(提案型) ☐	有(提案型以外) ☐	無 ☒		
市民の参画	有 ☐	無 ☒			
再補助の有無	有 ☐	無 ☒	有の場合 その理由		

(2) ガイドラインにおける基本的視点

基本的視点		説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足りる公益性が認められる)	国通知「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」により方針が示されている。本市の状況においては、大規模施設が多く、また地価が高額であること等により、国の方針である施設の小規模化や家庭的養護の推進が進んでいない現状がある。そのため、目標達成に向けて整備費の補助が必要である。
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	対象経費は小規模化の推進に必要な施設の改築、改修経費等や新規で里親、ファミリーホームを開設するための施設の改修経費に限っており、補助基準を国基準どおりとしているため妥当である。
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的実現に最適である)	家庭的養護の推進には、施設整備が必要不可欠であり、施設等の運営経費のみでの整備費の捻出は困難であることから、施設整備に対する補助は最適である。
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	本市が認可・認定した法人・個人すべてを対象として公募による補助申請に基づき交付先を決定し、児童養護施設及び乳児院等に対する補助金の交付先の決定は、外部委員を含む法人選考委員会等の意見を踏まえ決定するため適正である。

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	・整備箇所数(平成41年度を目途)・・・小規模グループケア45カ所、地域小規模児童養護施設22カ所、登録里親数200人、ファミリーホーム19カ所 ・測定方法・・・整備完了後の認可届出時に確認
--------	--

(1) 補助内容

番 号	81	所 管	こども青少年局子育て支援部こども家庭課		
名 称	近畿地区母子寡婦福祉研修大会補助金				
交付先	(公社)大阪市ひとり親家庭福祉連合会				
交付目的	ひとり親家庭及び寡婦の生活の安定と向上、そして21世紀を担う子どもたちの健全なる成長をめざし、ひとり親家庭等福祉の更なる充実を図っていくことを目的に、近畿地区母子寡婦福祉研修大会を開催する(公社)大阪市ひとり親家庭福祉連合会に対して補助を実施することにより、本市におけるひとり親家庭支援施策の推進を図る。				
事業の概要	近畿地区母子寡婦福祉研修大会(大阪市開催)の実施に要する会場等使用料、講師等謝礼、厚生労働省説明資料等印刷費の1/2を補助する。(補助上限:500千円)				
28算定額及び積算	補助対象経費2,110千円×補助率1/2=1,055千円(補助上限500千円) 補助金額500千円(平成28年度予算算定額)				
事業開始年度	平成28年度		交付方法	通常払い(補助金額確定後)	
根拠規定等	法律 ☐	条例 ☐	規則 ☐	契約・債務負担行為等 ☐	要綱 ☒
法律・条例等の名称					
補助率等	補助基準額一、補助率50%(上限500千円)				
財源の有無	国 ☐ ()	府 ☐ ()	その他() ☐ ()	無 ☒	
本市以外からの直接補助	国 ☐ ()	府 ☐ ()	その他(全国母子寡婦福祉団体協議会) ☒ (8.4%)	無 ☐	
交付先の分類	法人				
性質別分類	イベント、大会等事業補助				
終 期	平成28年度				
公 募	有(提案型) ☐		有(提案型以外) ☐	無 ☒	
市民の参画	有 ☒	無 ☐			
再補助の有無	有 ☐	無 ☒	有の場合 その理由		

(2) ガイドラインにおける基本的視点

基本的視点		説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足る公益性が認められる)	近畿各府県及び指定都市のひとり親家庭等福祉指導者及び関係者が一堂に会し、ひとり親家庭等支援施策の研究を行うことにより、本市のひとり親家庭支援施策の推進に寄与することから公益性が認められ、大会経費は参加費等で全額を賄うことはできないため、補助を実施する必要がある。
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	補助対象経費は大会実施にかかる必要最低限の経費である会場等使用料、講師等謝礼、行政説明資料等印刷費とし、補助率は1/2(上限500千円)としているため妥当である。
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的実現に最適である)	近畿各府県及び指定都市の母子・父子福祉団体が輪番で開催しており、大会経費は参加費等で全額を賄うことはできないため、当番団体に対する補助により事業実施することが最適である。
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	当該団体は大阪市における唯一の母子・父子福祉団体であり、全国母子寡婦福祉団体協議会の加盟団体であるため。

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	・大会参加者数…近畿各府県及び指定都市のひとり親家庭等福祉指導者及び関係者800人 ・測定方法…補助事業者による大会参加者数の報告
--------	--

(1) 補助内容

番 号	82	所 管	こども青少年局子育て支援部こども家庭課		
名 称	児童養護施設等の職員の確保及び資質向上事業補助金				
交付先	社会福祉法人等				
交付目的	児童養護施設等における早期離職を防ぎ、施設の実状を理解した適性の高い職員を確保するため、実習生の就職促進にかかる実習、非常勤職員の雇用または施設種別・職種別の研修参加を行う社会福祉法人等に対して補助することにより、人材確保及び職員の資質の向上を図り、複雑・多様化する問題を抱える児童の養護・養育を行う職員の専門性の向上及び児童に対するケアの充実を目指す。				
事業の概要	実習生の就職促進にかかる実習及び非常勤職員の雇用に要する人件費等を補助する（補助基準） ・就職促進にかかる実習…補助基準額：86,200円/回（補助上限：172,400円） ・非常勤職員の雇用…補助基準額：3,760円/日（補助上限：180,240円） ・施設種別・職種別の研修参加…補助上限：132,000円				
28算定額及び積算	①実習生に対する就職促進のための実習の充実 @86,200×2回×20施設＝3,448,000 ②非常勤職員の雇用 @3,760×24日×2名×20施設＝3,609,000 ③各施設種別・職種別の研修参加 @132,000×41施設＝5,412,000 ①＋②＋③＝12,470,000円				
事業開始年度	平成28年度		交付方法	通常払い（補助金額確定後）	
根拠規定等	法律 ☐	条例 ☐	規則 ☐	契約・債務負担行為等 ☐	要綱 ☒
法律・条例等の名称					
補助率等	・実習生の就職促進にかかる実習…補助基準額：86,200円、補助率：100%（上限：172,400円） ・非常勤職員の雇用…補助基準額：3,760円、補助率：100%（上限：180,240円） ・各施設種別・職種別の研修参加…補助基準額：132,000円、補助率：100%（上限：132,000円）				
財源の有無	国 ☒ (1/2)	府 ☐ ()	その他() ☐ ()	無 ☐	
本市以外からの直接補助	国 ☐ ()	府 ☐ ()	その他() ☐ ()	無 ☐	
交付先の分類	法人				
性質別分類	その他事業補助				
終 期	平成30年度				
公 募	有(提案型) ☐		有(提案型以外) ☐		無 ☒
市民の参画	有 ☐	無 ☒			
再補助の有無	有 ☐	無 ☒	有の場合 その理由		

(2) ガイドラインにおける基本的視点

基本的視点		説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足る公益性が認められる)	複雑・多様化する問題を抱える児童の養護・養育について、国において児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進が進められ、社会的養護の充実として児童養護施設等の職員配置基準の改正が予定されている。本市の現状においても、職員の早期離職や求職者の減少などによる人材確保は急務であり、また複雑・多様化する児童のケアの充実を図るためにも職員の資質向上の早急な対応が必要であることから、人材確保及び職員の資質の向上を支援する必要があるため、補助が必要である。
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	補助対象経費は実習生の指導に係る代替職員の経費等に限定し、補助基準額を国基準どおりとしているため妥当である。
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的実現に最適である)	児童福祉に対して関心がある実習生が、施設の実情や児童の特性を理解した上で児童養護施設等へ従事することができるため、就職直後の早期離職防止に効果がある。 また、専門性の高い研修の受講により本人のみならず、OJTによる施設全体のスキルアップが図られる。 これらの目的の達成のためには、施設等運営費のみでの経費の捻出は困難であることから、本事業に対する補助は最適である。
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	公募により申請を受け、交付決定を行うため、交付先は適正に決定されている。

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	・予定最低基準職員を確保する施設数（平成31年度末時点）…21施設（全施設） ・アンケート等により「業務に自信を持って取り組むことが可能になった」と回答する職員の割合…90%以上 ・効果測定方法…人員確保の実績報告及びアンケート等による
--------	--

(1) 補助内容

番 号	101	所 管	こども青少年局保育施策部保育企画課		
名 称	地域型保育事業連携支援事業補助金				
交付先	社会福祉法人等				
交付目的	地域型保育事業の認可に必要な連携施設の設定を実施する私立幼稚園・認定こども園等に対して補助することにより、積極的な施設連携関係構築の促進を図る。				
事業の概要	連携施設の設定に必要な3歳児の受入や代替保育・交流事業等に要する保育士雇用経費(上限:1,423,200円)を補助する。				
28算定額及び積算	補助基準額1,423,200 円※×21ヵ所÷29,887千円(平成28年度予算算定) ※補助基準額 5,704円(6時間相当日額)×25日×12ヵ月=1,711,200円 1,711,200円-288,000円(公定価格に含まれる最大加算額)=1,423,200円 (月額118,600円)				
事業開始年度	平成28年度		交付方法	概算払(分割)	
根拠規定等	法律 ☐	条例 ☐	規則 ☐	契約・債務負担行為等 ☐	要綱 ☒
法律・条例等の名称					
補助率等	補助基準額:1,423,200円、補助率:100%(上限:一)				
財源の有無	国 ☐	府 ☐	その他() ☐	無 ☒	
本市以外からの直接補助	国 ☐	府 ☐	その他() ☐	無 ☒	
交付先の分類	法人				
性質別分類	その他事業補助				
終 期	平成30年度				
公 募	有(提案型) ☒		有(提案型以外) ☐	無 ☐	
市民の参画	有 ☐	無 ☒			
再補助の有無	有 ☐	無 ☒	有の場合 その理由		

(2) ガイドラインにおける基本的視点

基本的視点		説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足る公益性が認められる)	子ども子育て支援新制度施行5年後(平成31年度末)までに地域型保育事業は連携施設(私立幼稚園・認定こども園等)を確保する必要があるが、連携施設(私立幼稚園・認定こども園等)の運営は法定給付費、保育料及び補助金収入のみで運営しているため、代替保育に必要な保育士等の加配に要する雇用経費の負担が困難であり、連携施設の設定が進んでいないことから、連携関係構築には補助が必要である。
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	補助対象経費は保育士等雇用経費に限定しており、補助基準額についても本市保育士アルバイト単価から公定価格に含まれる加算額を控除した額としている。平成31年度末までの連携施設の確保を行う緊急性の高い取り組みであり、連携後3年間として終期を設定し段階的に補助金額を下げていくことから補助率についても妥当である。
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的実現に最適である)	連携における代替保育や交流事業の実施に伴う経費の確保が課題であることから、補助による実施が最適であり、連携担当保育士の配置により、連携関係の構築が可能となる。
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	すべての連携施設となり得る施設を対象として、公募による補助申請に基づき交付先を決定し、連携施設となるための要件を付した合意書締結を補助の条件とすることで、公平・公正な補助制度を確保する。

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	・地域型保育事業における連携施設設定数(平成31年度末)・・・193ヵ所(すべての事業所) ・測定方法:毎年度7月時点での本市への連携施設合意書提出箇所数による
--------	---

(1) 補助内容

番 号	102	所 管	こども青少年局保育施策部保育企画課		
名 称	特定地域型保育事業所延長保育事業補助金				
交付先	社会福祉法人等				
交付目的	保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加に伴う保育時間の延長に対する需要に対応するため、特定地域型保育事業所における保育時間の延長を図ることにより福祉増進を図る。				
事業の概要	地域型保育事業所における保育時間の延長(短時間認定児童は8時間・標準時間認定児童は11時間を超える保育)に要する保育士等雇用経費(超過勤務手当を含む)等(上限:利用児童数等に応じた額)を補助する。				
28算定額及び積算	○小規模保育事業A型 ・基本分:年間平均利用児童数1〜5人…672,000円/年×24カ所=16,128千円 年間平均利用児童数6人以上…1,045,300円/年×11カ所=11,497千円 ・加算分:月平均利用児童数6〜9人…444,000円/年×11カ所=4,884千円 ○小規模保育事業B型 ・基本分:年間平均利用児童数1〜5人…636,000円/年×6カ所=3,816千円 年間平均利用児童数6人以上…1,034,000円/年×1カ所=1,034千円 ・加算分:月平均利用児童数6〜9人…432,000円/年×1カ所=432千円 ○小規模保育事業C型 ・基本分:年間平均利用児童数1〜5人…612,000円/年×2カ所=1,224千円 ○利用料減免加算 ・1時間延長…2,900円×12月×27人=939千円 ・2時間延長…5,900円×12月×2人=141千円 合計額 40,095千円(平成28年度予算算定)				
事業開始年度	平成27年度		交付方法	概算払(分割)	
根拠規定等	法律 ☐	条例 ☐	規則 ☐	契約・債務負担行為等 ☐	要綱 ☒
法律・条例等の名称					
補助率等	補助基準額【小規模保育事業A型 1時間延長の場合】… ○基本分(年間平均利用児童数から積算) 年間平均利用児童数1〜5人:672,000円/年、年間平均利用児童数6人以上:1,045,000円/年 ○加算分(月平均利用児童数から積算) 月平均利用児童数6〜9人:37,000円/月、月平均利用児童数10人以上:52,000円/月 ○調整分(土曜日未実施減額) 年間平均利用児童数6人未満:△109,000円/年、年間平均利用児童数6人以上:△34,000円/月 ○利用料減免加算 ・生活保護世帯・前年度市民税非課税世帯のうち母子世帯等・災害救助法適用地域からの避難世帯:1人あたり2,900円/月 ・前年市民税非課税世帯のうち上記以外:1人あたり1,900円/月 補助率…100%(上限:ー)				
財源の有無	国 ☒ (1/3)	府 ☒ (1/3)	その他() ☐ ()	無 ☐	
本市以外からの直接補助	国 ☐ ()	府 ☐ ()	その他() ☐ ()	無 ☒	
交付先の分類	法人				
性質別分類	その他事業補助				
終 期	平成29年度				
公 募	有(提案型) ☐	有(提案型以外) ☒	無 ☐		
市民の参画	有 ☐	無 ☒			
再補助の有無	有 ☐	無 ☒	有の場合 その理由		

(2) ガイドラインにおける基本的視点

基本的視点		説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足る公益性が認められる)	保護者の就労形態の多様化により開所時間延長への高い需要があり、特定地域型保育事業所の運営は法定給付費、保育料及び補助金収入のみで運営しているため、利用児童の処遇確保のための保育士等の加配に要する雇用経費の負担が困難であることから、補助が必要である。
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	補助対象経費は保育士等雇用経費に限定しており、補助基準額についても国基準の範囲内において本市延長保育事業における実績に応じた額としているため妥当である。
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的実現に最適である)	特定地域型保育事業所における保育士等雇用経費の負担が課題であることから、補助による財政支援が最適である。
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	公募により申請を受け付け、交付決定を行うため、交付先は適正に決定されている。

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	・延長保育利用者確保量…8,734人分(平成31年度)保育所等含む ・効果測定方法:補助金実績報告等に基づき年度末実績による
--------	---

(1) 補助内容

番 号	103	所 管	こども青少年局保育施策部保育企画課		
名 称	認定こども園特別支援教育・保育経費補助金				
交付先	学校法人等				
交付目的	特別な支援が必要な児童のうち大阪府私学助成(特別支援教育費補助金)及び本市特定教育・保育施設等運営補助金(障がい児保育事業)の対象とならない児童(標準教育時間認定:1号・標準時間保育認定:3号)、または私学助成の対象になるが本市運営補助金の対象にならない児童(短時間保育認定:2号)の受入れを実施する認定こども園に対して補助を実施することにより、特別な支援が必要な児童の認定こども園への就園を支援し、適切な教育・保育の機会の拡大を図る。				
事業の概要	特別な支援が必要な児童のうち大阪府私学助成(特別支援教育費補助金)及び本市特定教育・保育施設等運営補助金(障がい児保育事業)の対象とならない児童(1・3号)、または私学助成の対象になるが本市運営補助金の対象にならない児童(2号)の受入れに要する、保育士等雇用経費を補助する。 (補助基準額) ・標準教育時間(1号)認定児童:年額783,600円 ・短時間保育(2号)認定児童:年額2,139,000円(常勤)、1,069,500円(非常勤) ・標準時間保育(3号)認定児童:年額2,139,000円(常勤)、1,069,500円(非常勤)				
28算定額及び積算	・1号分…783,600円×8人≒6,269千円 ・2号分…1,359,000円(2,139,000円－780,000円(私学助成))×1人＝1,359千円 289,500円(1,069,500円－780,000円(私学助成))×3人≒868千円 ・3号分…1,069,500円×1人≒1,069千円 合計額 9,565千円(平成28年度予算算定)				
事業開始年度	平成28年度		交付方法	通常払い(補助金額確定後)	
根拠規定等	法律 ☐	条例 ☐	規則 ☐	契約・債務負担行為等 ☐	要綱 ☒
法律・条例等の名称					
補助率等	・補助基準額(年額) 1号分…783,600円 2号分…大阪市障がい児保育事業単価－私学助成単価 3号分…大阪市障がい児保育事業単価に準拠 ・補助率…100%(上限:一)				
財源の有無	国 ☒ (1/3)	府 ☒ (1/3)	その他() ☐ ()	無 ☐	
本市以外からの直接補助	国 ☐ ()	府 ☐ ()	その他() ☐ ()	無 ☒	
交付先の分類	法人				
性質別分類	その他事業補助				
終 期	平成30年度				
公 募	有(提案型) ☐		有(提案型以外) ☒	無 ☐	
市民の参画	有 ☐	無 ☒			
再補助の有無	有 ☐	無 ☒	有の場合 その理由		

(2) ガイドラインにおける基本的視点

基本的視点		説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足る公益性が認められる)	特別な支援が必要な児童の受入れに対する支援は、手帳や診断書を有する標準教育時間(1号)認定児童(大阪府私学助成による支援)及び本市特定教育・保育施設等運営補助金(障がい児保育事業)に該当する短時間保育(2号)認定児童及び標準時間保育(3号)認定児童に限られているが、支援の対象外となる特別な支援が必要な児童に対しても、個々の児童の状態に応じた適切な教育・保育の確保のため保育士等の加配が必要であり、認定こども園の運営は法定給付費、保育料及び補助金収入のみで運営しているため、保育士等の加配に要する雇用経費の負担が困難であることから、補助が必要である。
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	補助対象経費は保育士等雇用経費に限定しており、補助基準額についても国基準(1号認定児童)または本市特定教育・保育施設等運営補助金(障がい児保育事業)(2・3号認定児童)に準じているため妥当である。
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的実現に最適である)	認定こども園における保育士等雇用経費の負担が課題であることから、補助による財政支援が最適である。
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	公募により申請を受付け、交付決定を行うため、交付先は適正に決定されている。

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	・補助対象児童の受け入れ施設数…目標値:10施設 ・測定方法…補助金交付実績による
--------	---

(1) 補助内容

番 号	104	所 管	こども青少年局保育施策部保育企画課		
名 称	認定こども園整備費補助金				
交付先	社会福祉法人等				
交付目的	認定こども園施設整備交付金の活用等による民間認定こども園の整備に要する経費の一部を補助することにより、認定こども園への移行等を促進し、待機児童の解消を図る。				
事業の概要	既設幼稚園から幼保連携型認定こども園の移行等に要する改築経費等の3/4を補助する(補助上限:定員などに応じた額)				
28算定額及び積算	(学校教育部分) ・補助対象経費242,900千円×補助率3/4×2カ所=364,350千円(平成28年度予算算定) ・補助対象経費152,934千円×補助率3/4×1カ所=114,701千円(平成28年度予算算定) ・補助対象経費43,890千円×補助率3/4×1カ所=32,918千円(平成28年度予算算定) (保育部分) ・補助対象経費143,481千円×補助率3/4×8カ所=860,888千円(平成28年度予算算定)				
事業開始年度	平成28年度		交付方法	通常払い(補助金額確定後)	
根拠規定等	法律 ☐	条例 ☐	規則 ☐	契約・債務負担行為等 ☐	要綱 ☒
法律・条例等の名称					
補助率等	・学校教育部分…補助基準額：一、補助率：75%(上限：定員毎に設定) ・保育部分…補助基準額：一、補助率：75%(上限：定員毎に設定)				
財源の有無	国 ☒ (2/3) (8/9)	府 ☐ ()	その他() ☐ ()	無 ☐	
本市以外からの直接補助	国 ☐ ()	府 ☐ ()	その他() ☐ ()	無 ☒	
交付先の分類	法人				
性質別分類	施設整備事業補助				
終 期	平成30年度				
公 募	有(提案型) ☐		有(提案型以外) ☒	無 ☐	
市民の参画	有 ☐	無 ☒			
再補助の有無	有 ☐	無 ☒	有の場合 その理由		

(2) ガイドラインにおける基本的視点

基本的視点		説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足る公益性が認められる)	本市における喫緊の課題である待機児童の解消を図るため、既設幼稚園から幼保連携型認定こども園への移行を促進し、保育枠を確保する必要がある。
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	文部科学省の認定こども園施設整備交付金実施要領及び厚生労働省の保育所等整備交付金交付要綱に則り、対象経費、金額、補助率を算定することとしており、妥当性、明確性がある。
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的実現に最適である)	「施設・人員に余裕のある幼稚園の認定こども園移行により、待機児童の解消が可能」とであるとする、「子ども・子育て支援新制度及び待機児童解消加速化プランについて」(平成27年3月19日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課)に基づく施策であるが、施設整備には多額の経費がかかることから、幼保連携型認定こども園への整備促進のためには補助による実施が最適である。
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	公募を基本としており公平性が確保されている。非公募については本市方針(市立幼稚園が民営化等)により幼保連携型認定こども園へ移行するのに伴い、待機児童解消に資する施設整備を行う場合に限定する。

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	・保育枠整備数…目標値：2号320人、3号240人 ・測定方法…本市が指定する2号・3号定員数
--------	--

(1) 補助内容

番 号	128	所 管	都市整備局企画部住宅政策課		
名 称	分譲マンション再生検討事業補助金				
交付先	分譲マンションの管理組合				
交付目的	分譲マンションにおける再生(建替・売却・耐震改修等)に向けた円滑な合意形成を支援するため、再生検討事業を実施する分譲マンション管理組合に対して補助を実施することにより、分譲マンションにおける良好な居住環境の確保を図る。				
事業の概要	再生検討事業の実施に要する調査・検討委託経費等(上限:180万円)の1/3を3回を限度に補助する。(補助上限:60万円)				
28算定額及び積算	補助対象経費1,800千円×補助率1/3=600千円(補助上限600千円) 600千円×1件=補助金額600千円(平成28年度予算算定)				
事業開始年度	平成28年度		交付方法	通常払い(補助金額確定後)	
根拠規定等	法律 ☒	条例 ☐	規則 ☐	契約・債務負担行為等 ☐	要綱 ☒
法律・条例等の名称	マンションの建替え等の円滑化に関する法律 建築物の耐震改修の促進に関する法律 マンションの管理の適正化の推進に関する法律				
補助率等	補助基準額:一、補助率:1/3(上限:600千円)				
財源の有無	国 ☒ ()	府 ☐ ()	その他() ☐ ()	無 ☐	
本市以外からの直接補助	国 ☐ ()	府 ☐ ()	その他() ☐ ()	無 ☐	
交付先の分類	個人				
性質別分類	その他事業補助				
終 期	平成30年度				
公 募	有(提案型) ☐		有(提案型以外) ☒		無 ☐
市民の参画	有 ☐	無 ☒			
再補助の有無	有 ☐	無 ☒	有の場合 その理由		

(2) ガイドラインにおける基本的視点

基本的視点		説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足る公益性が認められる)	分譲マンションの適切な維持管理や建替え等の実施においては、専門知識を要することや居住者全体の合意形成が課題であり、再生(建替・売却・耐震改修等)が進まない現状にある。 多数の分譲マンションが存在する本市では、建替え等を視野に入れた管理が必要とされる築年数30年以上を経過する分譲マンションが今後増加することが見込まれ、老朽化等に起因する外壁等の落下、劣化による資産価値の低下、空室の増加やスラム化など様々な管理不全を引き起こし、周辺にまで悪影響を及ぼす事態が危惧されることから、各法令における地方公共団体に対する措置の努力義務規定を踏まえ、再生(建替・売却・耐震改修等)に向けた管理組合に対する支援を実施することにより、これらを未然に防止することが可能となるため、公益性が認められる。
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	補助対象経費は再生検討に必要な調査・検討委託経費に限定しており、補助上限は実績・調査に基づく平均的な所要経費に対して補助率を1/3としているため、妥当である。
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的実現に最適である)	分譲マンションの再生検討には、専門知識が必要であり、再生(建替・売却・耐震改修等)の促進を図るためには、管理組合の合意形成過程の費用負担を軽減することが施策目的の実現に最適である。
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	公募により申請を受け、交付決定を行うため、交付先は適正に決定されている。

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	- 補助を実施した分譲マンション管理組合数のうち再生(建替・売却・耐震改修等)を決定した管理組合数の割合(平成30年度末時点)…目標値:70% - 測定方法:補助を実施した管理組合への個別調査結果による。
--------	---

(1) 補助内容

番 号	次頁参照	所 管	各区市民協働課等		
名 称	校庭等の芝生化事業に対する補助金(施工)				
交付先	地域の芝生化実行委員会等				
交付目的	地域住民が校庭等を芝生化し、子どもが緑のもとで遊べる環境をつくる活動を通じて、地域のコミュニケーションを活性化させ、地域づくりの実現を目指すことを目的に行う芝生化の整備事業を行った地域団体に対し、施工にかかる補助金を交付する。				
事業の概要	芝生化実行委員会等に、校庭等の芝生化にかかる施工経費を補助する。 ・補助内容: 補助対象経費(芝・肥料・土・基盤整備・給水設備・技術指導費・資機材購入費等)について、1㎡あたり5,300円を上限とし、530万円までを補助 ・補助率: 10/10				
28算定額及び積算	各区の算定額については別紙参照				
事業開始年度	平成26年度		交付方法	概算払(一括)	
根拠規定等	法律 ☐	条例 ☐	規則 ☐	契約・債務負担行為等 ☐	要綱 ☒
法律・条例等の名称					
補助率等	補助基準額: 5,300円/㎡、補助率: 100%(上限: 5,300千円)				
財源の有無	国 ☐	府 ☐	その他() ☐	無 ☒	
本市以外からの直接補助	国 ☐	府 ☐	その他() ☐	無 ☒	
交付先の分類	各種団体				
性質別分類	その他事業補助				
終 期	平成28年度				
公 募	有(提案型) ☐		有(提案型以外) ☐		無 ☒
市民の参画	有 ☒	無 ☐			
再補助の有無	有 ☐	無 ☒	有の場合 その理由		

(2) ガイドラインにおける基本的視点

基本的視点		説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足る公益性が認められる)	校庭等の芝生化を通じて、実行委員会の開催や地域住民の維持管理への参加など、地域のコミュニケーションを活性化させ、地域づくりの実現を目指していくという補助目的であることから、補助を行う公益性が認められる。
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	対象経費については、芝生化に必要な施工経費(芝・肥料・土・基盤整備・給水設備・技術指導費・資機材購入費等)に限定しており、補助率は100%としているが、初期投資経費のみを補助対象としていることや、地域住民などで構成される実行委員会による実施であり、公共性が高いものであることから妥当である。
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的実現に最適である)	地域住民・PTA等で構成される芝生化実行委員会等が主体的に実施する事業に対し、行政が財政的支援を行うことにより、芝生をより身近なものとして大切に維持管理を行い、地域のコミュニケーションの活性化といった補助目的の達成が見込まれるため、補助によることが施策目的の実現に最適である。
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	交付団体については資格要件を備えた補助事業者を広く公募することとしており、公平かつ適正である。

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	実行委員会の開催や、地域住民の維持管理作業への参加により、地域のコミュニティが活性化されたと感じている区民の増(各区において、具体的な効果指標を策定し、アンケート等により効果測定を行う。)
--------	--

※上記内容を基本として、各区において要綱を定める。

校庭等の芝生化事業に対する補助金(施工)

(単位:千円)

番 号※	区 名	28 年 度 算 定 額
224	阿 倍 野 区	4,596
合 計		4,596

※ 番号は補助金支出一覧の番号に対応。

(1) 補助内容

番 号	次頁参照	所 管	各区市民協働課等		
名 称	校庭等の芝生化事業に対する補助金(維持管理)				
交付先	地域の芝生化実行委員会等				
交付目的	地域住民が校庭等を芝生化し、子どもが緑のもとで遊べる環境をつくる活動を通じて、地域のコミュニケーションを活性化させ、地域づくりの実現を目指すことを目的に行う芝生化の整備事業を行った地域団体に対し、維持管理にかかる補助金を交付する。				
事業の概要	区の「校庭等の芝生化事業補助金」を活用して芝生の施工を行った実行委員会等に、校庭等の芝生の維持管理経費を補助する。 ・補助内容: 補助対象経費(肥料・オーバーシード作業の施工及び材料に要する経費・目砂・備品・燃料・補植・エアレーションなど更新作業の施工及び材料に要する経費・消耗品等)の1/2に相当する額について、1㎡あたり155円を上限として補助 ・補助率: 1/2				
28算定額及び積算	各区の算定額については別紙参照				
事業開始年度	平成27年度		交付方法	概算払(一括)	
根拠規定等	法律 ☐	条例 ☐	規則 ☐	契約・債務負担行為等 ☐	要綱 ☒
法律・条例等の名称					
補助率等	補助基準額: 一、補助率: 50%(上限: 155円/㎡)				
財源の有無	国 ☐	府 ☐	その他() ☐	無 ☒	
本市以外からの直接補助	国 ☐	府 ☐	その他() ☐	無 ☒	
交付先の分類	各種団体				
性質別分類	その他事業補助				
終 期	平成29年度				
公 募	有(提案型) ☐		有(提案型以外) ☐		無 ☒
市民の参画	有 ☒	無 ☐			
再補助の有無	有 ☐	無 ☒	有の場合 その理由		

(2) ガイドラインにおける基本的視点

基本的視点		説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足る公益性が認められる)	校庭等の芝生化を通じて、実行委員会の開催や地域住民の維持管理への参加など、地域のコミュニケーションを活性化させ、地域づくりの実現を目指していくという補助目的であることから、補助を行う公益性が認められる。
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	対象経費については、芝生の維持管理に必要な経費(肥料・オーバーシード作業の施工及び材料に要する経費・目砂・備品・燃料・補植・エアレーションなど更新作業の施工及び材料に要する経費・消耗品等)としており、妥当である。 補助率については補助金等のあり方に関するガイドラインの原則に基づき50%としており、妥当である。
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的実現に最適である)	地域住民・PTA等で構成される芝生化実行委員会等が主体的に実施する事業に対し、行政が財政的支援を行うことにより、芝生をより身近なものとして大切に維持管理を行い、地域のコミュニケーションの活性化といった補助目的の達成が見込まれるため、補助によることが施策目的実現に最適である。
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	交付団体については、芝生の施工時に資格要件を備えた補助事業者を広く公募のうえ決定されていることから、公平かつ適正である。

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	実行委員会の開催や、地域住民の維持管理作業への参加により、地域のコミュニティが活性化されたと感じている区民の増(各区において、具体的な効果指標を策定し、アンケート等により効果測定を行う。)
--------	--

※上記内容を基本として、各区において要綱を定める。

校庭等の芝生化事業に対する補助金(維持管理)

(単位:千円)

番 号※	区 名	28 年 度 算 定 額
176	西 区	61
181	天 王 寺 区	93
201	東 成 区	279
235	東 住 吉 区	58
合 計		491

※ 番号は補助金支出一覧の番号に対応。

(1) 補助内容

番 号	183	所 管	浪速区役所保健福祉課		
名 称	在宅医療と介護の連携基盤構築支援事業補助金				
交付先	浪速区医師会				
交付目的	医療従事者と介護従事者がシームレスに必要な情報を共有するため、ICTを利用した医療介護連携システムを構築する医師会に対して補助を実施することにより、浪速区における在宅患者が重度な要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるような体制の確立を図る。				
事業の概要	ICTを利用した医療介護連携システムの構築にかかる導入経費（業務委託経費等）を補助する。（補助上限：17,280千円）				
28算定額及び積算	補助上限17,280千円×1件＝17,280千円（平成28年度予算算定）				
事業開始年度	平成28年度		交付方法	概算払（一括）	
根拠規定等	法律 ☐	条例 ☐	規則 ☐	契約・債務負担行為等 ☐	要綱 ☒
法律・条例等の名称					
補助率等	補助基準額：一、補助率：100%（上限：17,280千円）				
財源の有無	国 ☐	府 ☐	その他（区政推進基金） ☒	（10/10）	無 ☐
本市以外からの直接補助	国 ☐	府 ☐	その他（ ） ☐	（ ）	無 ☒
交付先の分類	各種団体				
性質別分類	その他事業補助				
終 期	平成28年度				
公 募	有（提案型） ☐		有（提案型以外） ☐		無 ☒
市民の参画	有 ☐	無 ☒			
再補助の有無	有 ☐	無 ☒	有の場合 その理由		

(2) ガイドラインにおける基本的視点

基本的視点		説明
1	「必要性」（目的・内容に、補助を行うに足る公益性が認められる）	住民が住み慣れた地域で支援を受けながら自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるようにするためには、在宅医療と介護を一体的に提供できる体制を整備することが必要であり、そのためにはシームレスに在宅医療と介護の連携をはかることが重要である。そのための基盤整備に対して行政として支援を行う必要がある。
2	「妥当性」（対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である）	医療情報と介護情報を共有するためのプラットフォームの構築を支援することによって、そのシステムに医療事業者や介護事業者が参画しやすくなる。 また、浪速区医師会において構築している医療連携システム（導入費約20,000千円）との連携が必要であるため、医療介護の連携システムの全体費用は約37,280千円となり、17,280千円を上限とすることにより実質的に補助率が2分の1以下となるため妥当である。
3	「有効性」（補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的実現に最適である）	民間による医療と介護の連携に対し、行政が連携基盤構築を支援することによって各事業者が参画しやすくなる。そのことによって医療と介護の連携をより進めることができる。浪速区医師会の既存のシステムを活用し運営をはかることにより効率的に基盤構築を進めることができるため、行政主体での委託事業とするよりも補助とすることが最適である。
4	「公平性」（他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている）	在宅医療と介護の連携については医師・歯科医師・薬剤師・居宅介護支援事業者等の多職種連携によって進める必要がある。浪速区医師会は浪速区歯科医師会や浪速区薬剤師会ともつながりがりがあり、中心となって多職種連携を図っていくことができる団体である。さらに区内の病院・医院等の約90%が加入していることから、浪速区医師会を交付先とすることが適正である。

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	・メディケアシステム参画事業者数…目標値：浪速区の医療事業者・居宅介護支援事業者の80%以上 ・要介護状態の方に対するメディケアカード発行割合…目標値：初年度50%以上、平成30年度末80%以上 （参考）平成27年3月末時点の要介護認定者数 要介護1：325人、要介護2：515人、要介護3：445人、要介護4：426人、要介護5：330人
--------	---

(1) 補助内容

番 号	189	所 管	淀川区役所政策企画課		
名 称	福祉バス運行事業補助金				
交付先	企業、福祉法人等のバス運行を行う事業者				
交付目的	区内の交通空白地域において、バス等運行事業を実施する事業者に対して、燃料費等の補助を行うことにより、高齢者や障がい者等の公共交通手段の確保を図る。				
事業の概要	区内の交通空白地域においてバス等運行事業を実施する事業者に対して、事業に必要な燃料費及び駐車場賃借料(補助上限額525千円)の1/2を補助する。				
28算定額及び積算	補助対象経費1,049千円×補助率1/2≒525千円(補助上限525千円) (平成28年度予算算定)				
事業開始年度	平成28年度		交付方法	通常払い(補助金額確定後)	
根拠規定等	法律 ☐	条例 ☐	規則 ☐	契約・債務負担行為等 ☐	要綱 ☒
法律・条例等の名称	—				
補助率等	補助基準額: 一、補助率: 50%(上限: 525千円)				
財源の有無	国 ☐ ()	府 ☐ ()	その他() ☐ ()	無 ☒	
本市以外からの直接補助	国 ☐ ()	府 ☐ ()	その他() ☐ ()	無 ☒	
交付先の分類	法人				
性質別分類	その他事業補助				
終 期	平成28年度				
公 募	有(提案型) ☐		有(提案型以外) ☒	無 ☐	
市民の参画	有 ☐	無 ☒			
再補助の有無	有 ☐	無 ☒	有の場合 その理由		

(2) ガイドラインにおける基本的視点

基本的視点		説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足る公益性が認められる)	平成27年9月の福祉バス廃止後、高齢者等に対して、長期的に持続可能な対策を行うため、企業や福祉法人等が福祉・地域貢献を目的とする地域交通を自律的に運行する必要がある。
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	対象経費は、運行経費のうち燃料費等実費のみとし、補助率は1/2とし補助上限も設定しているため妥当である。
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的実現に最適である)	長期的に持続可能な地域交通の構築のためには、地域において主体的に問題解決に取り組む事業者を掘り起こす必要がある。そのためのインセンティブとして補助を行うことで、新規事業の立ち上げを促す。また、自立した運行形態となるよう、自己負担を求める。
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	企業・福祉法人等を対象に広く公募を行い、幅広い事業者の参画を促す。

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	補助対象事業利用者が「事業によって日常的な移動手段が確保された」と感じた割合が80%以上を目標とする。(平成28年度末時点)
--------	--

(1) 補助内容

番 号	241	所 管	西成区役所市民協働課		
名 称	防犯カメラ設置補助金				
交付先	西成区内の地域活動協議会及び同協議会を構成する団体				
交付目的	地域へ防犯カメラを設置する地域活動協議会に対して補助を実施することにより、犯罪の温床となりにくい環境づくりを推進する。				
事業の概要	防犯カメラ設置に要する本体購入費・取付工事費等の1/2を補助する。(補助上限: 10万円)				
28算定額及び積算	補助対象経費 200千円×補助率 1/2=100千円(補助上限:100千円) 100千円×12台=補助金額 1,200千円(平成28年度予算算定)				
事業開始年度	平成28年度		交付方法	通常払い(補助金額確定後)	
根拠規定等	法律 ☐	条例 ☐	規則 ☐	契約・債務負担行為等 ☐	要綱 ☒
法律・条例等の名称	—				
補助率等	補助基準額: 一、補助率:50%(上限:100千円)				
財源の有無	国 ☐ ()	府 ☐ ()	その他() ☐ ()	無 ☒	
本市以外からの直接補助	国 ☐ ()	府 ☐ ()	その他() ☐ ()	無 ☒	
交付先の分類	各種団体				
性質別分類	その他事業補助				
終 期	平成30年度				
公 募	有(提案型) ☐		有(提案型以外) ☒	無 ☐	
市民の参画	有 ☒	無 ☐			
再補助の有無	有 ☐	無 ☒	有の場合 その理由		

(2) ガイドラインにおける基本的視点

基本的視点		説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに 足りる公益性が認められる)	防犯カメラを設置する地域の増加は、設置地域のみならず、区 内の治安向上に資する事業であり、公益性が認められる。
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が 妥当かつ明確である)	補助対象経費は本体購入費・取付工事費等の事業と関連する 経費に限定し、補助率は1/2としており、補助上限についても、標 準的な防犯カメラが購入可能な20万円を基礎としているため、妥 当である。
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法 でなく補助によることが施策目的実現 に最適である)	犯罪のない安心安全なまちづくりのため、防犯カメラの設置を検 討している地域に対し、補助を行うことで設置促進が見込まれる ことから有効である。
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平 であり、交付先が適正に決定されてい る)	交付先を西成区内の地域活動協議会及び同協議会を構成する 団体としながら公募で採択することにより公平性を担保する。

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	・区内の重点犯罪認知件数の減少…目標:前年比5%減 ・測定方法…大阪府警察発表の重点犯罪認知件数統計による
--------	--

3. 補助金等の見直し<※前年度に対する見直し額:38百万円(一般財源ベース)>

①補助金

ア 廃止

所管	事項名称	見直し額	備考
中央区役所 市民協働課	既存施設の魅力発信機能を利用したにぎわいづくり事業補助金	▲1,350千円	実施団体の自立化のため廃止
生野区役所 地域まちづくり課	自律的な地域運営を支援するための活動補助金	▲100千円	社会経済情勢等の変化等により役割を終えたため廃止
生野区役所 地域まちづくり課	地域福祉交通ネットワーク構築事業補助金	▲500千円	他団体等が実施する助成事業の活用による廃止
東住吉区役所 保健福祉課	コミュニティケア活動補助金	▲2,500千円	他団体等が実施する助成事業の活用による廃止
合計		▲4,450千円	

イ その他の見直し

所管	事項名称	見直し額	備考
経済戦略局 産業振興部 地域産業課	商店街等活性化支援事業補助金	▲1,437千円	補助率等の見直し
福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課	認知症介護指導者養成研修事業補助金	▲1,377千円	補助対象の見直し
健康局 健康推進部 健康づくり課	健康増進活動事業補助金	▲144千円	補助上限額の見直し
健康局 健康推進部 健康づくり課	公衆衛生活動事業補助金	▲264千円	補助上限額の見直し
都市整備局 企画部 住宅政策課	分譲マンション建替検討費助成金	▲175千円	補助上限額等の見直し
都市整備局 企画部 住宅政策課	分譲マンション耐震改修検討費助成金	▲125千円	補助上限額等の見直し
都市整備局 企画部 住宅政策課	マンション耐震化緊急支援	▲24,776千円	補助率等の見直し
西淀川区役所 福祉課	子ども達に寄り添うつどいの家補助金	▲2,000千円	補助上限額の見直し
合計		▲30,298千円	

②分担金

ア 廃止

所管	事項名称	見直し額	備考
建設局 管理部 道路公園設備担当	高規格道路照明灯維持管理費分担金	▲100千円	社会経済情勢等の変化等により役割を終えたため廃止
北区役所 地域課	天満天神エリア魅力発信イベントにかかる分担金	▲523千円	分担金を廃止し、対象事業を精査のうえ直接執行へ転換
淀川区役所 市民協働課	帰宅困難者体験訓練開催支援分担金	▲151千円	実施団体の自立化のため廃止
西成区役所 市民協働課	西成ミュージカル分担金	▲1,800千円	事業の見直しによる廃止
合計		▲2,574千円	

イ その他の見直し

所管	事項名称	見直し額	備考
北区役所 地域課	北区フリーペーパー「つひまぶ」発行にかかる分担金	▲180千円	分担割合の見直し
福島区役所 企画総務課	にぎわい創出事業	▲600千円	事業規模の見直し
合計		▲780千円	